

2-7G-95

64-208

從天保元年至明治四年期間

國事
鞅掌
報効志士人名錄
第貳輯

史談會編纂

44. 4. 8

大谷光威肖像



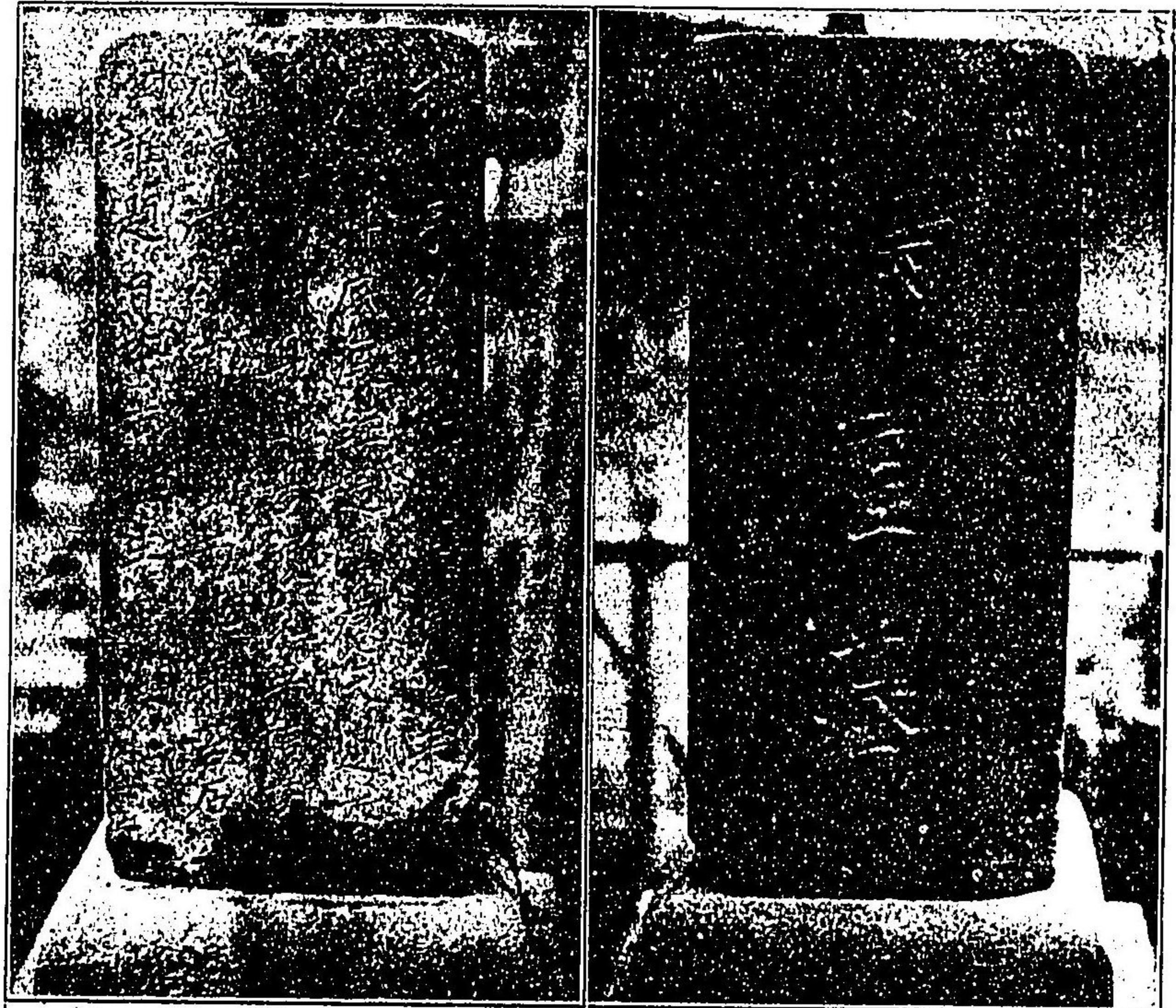
光威(號)西本願寺二十世光澤の養嗣たり。夙に法務を董し。戊辰の際朝命を奉し。門徒を率ひて禁闕を守衛し勤勞あり。尙門末を勤化して軍資を調辦し其功歴偉なり。



中山攝観 攝観。西本願寺の院家たり。戊辰の際朝命を體し光澤光威を輔佐し報効の誠を表す。其勤功多しとす。

光澤の養嗣なり。夙に法務を董し。戊辰の際朝命を奉し。門徒を率ひて禁闕を守衛し勤勞あり。尙門末を勤化して軍資を調辦し其功歴偉なり。

清邦、同
 金 志頼三樹
 子 三郎の爲
 邦 堀原同向
 自 其遺詩を
 書 建設せし
 ものなり



造化存身之能
 坤能覆載大
 道世能成只
 獨在養晦
 偶成

多嶋 井藤 正位

正位 井藤 希 自 書

片桐省介自書
 小第林二那に寄す書

傷今信古非難難也亦遂怪言
 變戰總志是二深意也
 李國府の宛瀧紀友子公袖袋の生者皮成標

先論を採論し我ら
 先論を採論し我ら
 先論を採論し我ら

省介、文武の技に通ず、平生報効の志を抱き、弘く有志の徒と交る、戊辰の際府判と爲り、府事を理め、學政を董し功歴あり。

押上美喬自書

押上美香
自書



美香。美香。父子世々幕府領飛騨代官所司更にして。勤勞あり。戊辰の際領民を撫綏して治安を保らたる功歴あり。

保則自書の一節

二階堂保則

保則。民間より立て國事に盡瘁し。戊辰の際居之隊を組織し官兵に屬し職務に従ふ。後民治を董めて功績あり。



風後録草後篇
 是同志ト本月セロヲ以テ東上ヲ期ス偶養父ノ長岡
 リサ昂ヲ購求スルヲ命ス之ト天與ノ機會ヲ善ク謀リ
 齊登上ニ大義滅親ノ四字ヲ懸シ父母妻子ノ割テ告
 片木直家同ヲ辭ス于時
 此日爪麻席巻非吾事聊畫遊小報國恩ノ白アリ

森光新



友三、少壯武技を研ぎ、其奥義に達す。後久留里藩に仕へ、更に門弟數千人を指導し、戊辰の際民間の警備に勤むるの事歴あり。

木村友三



光新、上總久留里藩老として積年藩政を掌り、終始する處あり。戊辰の際、能久親王殿下護衛の勤勞あり。

大 僧 正 彦 坂 誥 厚

大僧正彦坂誥厚
心

誥厚自書

誥厚。親義に通し。持操堅く。成辰の際。日光山の戦厄を排して。今日の名跡を存し。又輪王寺門跡の廢絶を復興し。通世の歸信厚く實に禪門の儀表たり。

金剛心院

彰仁親王書

彰仁親王殿下御筆



松 根 自 書

正 六 位 依 田 百 川

松根少壯固難に遭遇し、維新前後國事に執掌し、功歴あり。



百川少壯藩事に執掌し、仕官文教に貢獻するの功歴あり。

蒼顏白髮混風塵歲月匆忙
渡過青鬚也文章少知已濟
時籌策豈無人寒梅冰澗情
柳探老木槎枒馬我神石識
明廷賢宰相而空玉何日
書麒麟 甲辰年 學海居士



正 七 位 村 山 松 根

百 川 自 書

石川義形及夫人信子之碑

宗百院長陸軍大將從二位勳一等伯伯爵乃木希典題額
 石川信才少海江戶縣水戸縣東湖先史獄中所作正氣歌致慕昇風執君受業方家
 半遠關史傳輯錄其言行有裨於綱常者眉曰當行傳時源烈公痛名故衆類撰明倫彙
 集信才用意與此相類則號曰不負藤田氏之宗亦可也
 石川伯方所著資行傳撰本邦古今人善行位結分爲九類其中有慈親仁君義夫良兄
 四類余最歎之以爲是公其所引三復致意之至漢士固不巧勤人委憐之善書亦我邦亦
 其所以勸獎臣子勉其夙夜盡其義務者固已備矣至于伯及其弟父夫兄勸其仁慈義良如
 此書者則世未多有也 元元院議官正四位勳三等文學博士中村正直撰
 右二章抄錄資行傳序以代碑文
 予嘗聞伯方將盡力國乎則婦人內助居多焉而其婦人者深府庵京小菅正直長女也
 及伯方唱勤王時非國族致逐到江戶則其夜會隣人夫人家賊盡歸焉有此時伯方亦在
 京奔走國事婦人獨留江戶持育子女七人王政維新始得歸故鄉其苦心勞力不可勝言
 右一章抄錄資行傳序以代碑文
 宿中願問官從三位勳二等文學博士西村茂樹撰
 明治卅二年八月二十四日 示貞村之建

石川義形夫妻碑文

義形以志を抱き、弘く有志と交り、屢々艱難に處し、報効の志情特に厚し、後野に下り、教化に従事し、効績あり。

正 監 三 德 川 齊 昭 自 書

石川義形
 家 女 子
 信 子
 之 碑
 石川義形
 家 女 子
 信 子
 之 碑

石川義形
 家 女 子
 信 子
 之 碑
 石川義形
 家 女 子
 信 子
 之 碑

本書は安政五年六月二十四日齊昭、德川慶勝、德川慶喜、松平慶永、森越保約、末勘詩を雅問ありし翌二十五日大田實始の老中書後を賀と物
 を贈りたる書翰なり。

長 谷 川 昭 道



昭道藩侯時代に歴事し藩務を補益し
中比意に忤ひ退隱數年戊辰の際大義
を主唱し藩論を指導す又朝班に列し
文教を掌り大學の基を創む復藩政を
整肅し廢藩後舊君家を補掖したる功
歴あり。

大道昭道百千年神皇至教漸失傳
儒術誤用敗皇極洋籍妄談亂五志
天下瀆鮮議者狂夫歸臣訴日神

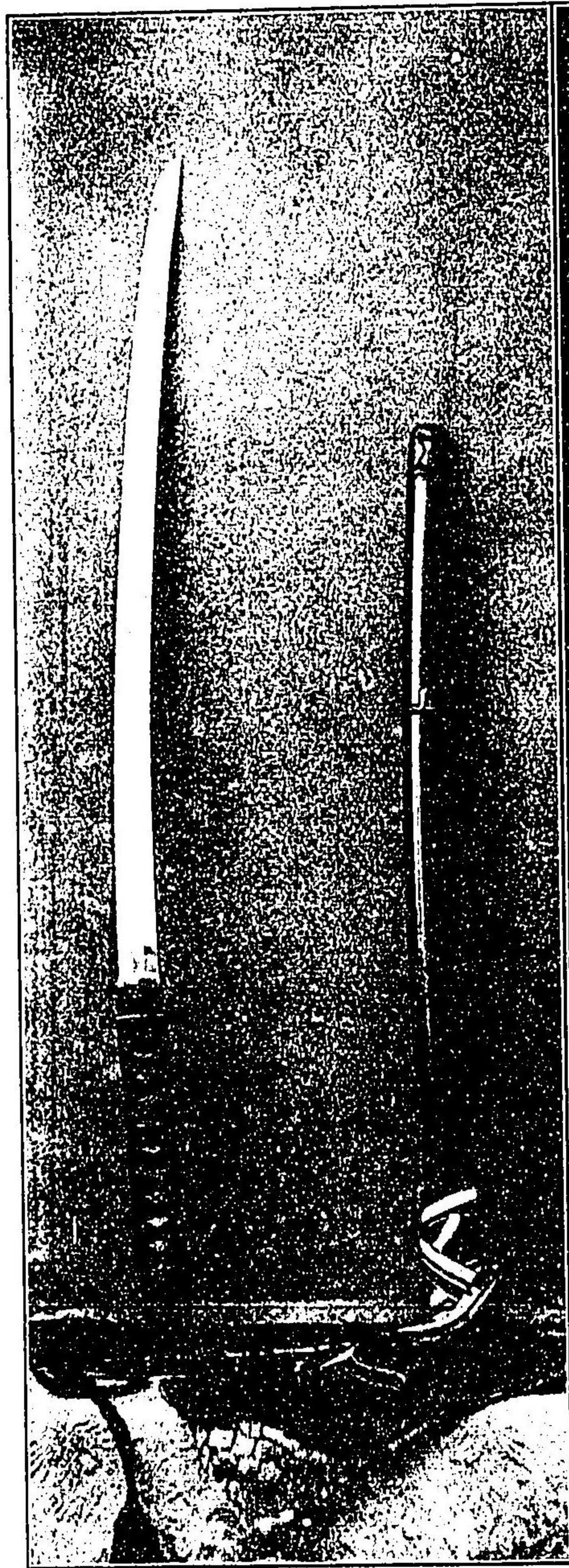
明治庚午年開春録者作

子孫會主人藤原昭道

柳屋大津の
一商估なり文墨
に通し報効の
志に厚し常に
有志の士と交
り進新の陳議
靡藩の爲め軍
實の調辦を爲
して功あり。
後縣治に參與
して功蹟多し
なり。



柳 田 柳 屋



持其志無暴其氣

葵園書田



大 隆 國 正

隆 正 自 書

隆正風に皇學を修め、國體を闡明し、志士を指導す、其功績特に偉なり。

隆正風に皇學を修め、國體を闡明し、志士を指導す、其功績特に偉なり。



正 三 位 小 原 重 哉



重哉、病に罹り、明治三十五年五月其起たざるを覺り詠せしなり。



重哉、少壯國事に執掌し、屢々艱楚を経て、遂に報効の誠を表す。官に仕へて、獄制の改革を爲し、其効績偉なり。

武人少壯國事に奔走し、又奇兵隊を組織して其總帥となり外敵砲撃の動勞あり。後意見容れられずして脱藩し終に同志の思む所となりてに

。りな節一の書のである告を志の巳自に等介光田時士藩府長察の藩脱入武。書本

書 自 人 武 禰 赤

Handwritten text in a vertical column, likely a letter or a record of events, written in cursive style.

。りな節一の書のである告を志の巳自に等介光田時士藩府長察の藩脱入武。書本

贈正五位上謙三祐利の自書

謙三、國事の爲め家を立つる時の自詠なり

日下は... 又... 乃... 詠なり

淵上郡太郎祐廣の自書

慶應二年冬十一月十七日... 藩之莫敢... 弟謙三... 自殺... 其... 死... 祭... 文。

長は... 淵上活湖

謙三、居腹に際し志を明したる絶命の書なり。本書祐利の名下に血印を貼せり。

スヘキモノハ細大網羅シテ照合校定シタリ故ニ之ヲ前
篇ニ比スルニ更ニ一層ノ詳明ヲ加ヘタルノ感アリ然ル
モ尙千百人中固ヨリ遺誤ナキヲ保セス其完備ヲ他日ノ
補正ニ俟ツヤ論ナキナリ故ニ今本篇ヲ頒布シテ世人ノ
注視ヲ惹キ其完成ヲ他日ニ俟ツト同時ニ識者ハ所載志
士ノ境遇ニ鑒ミ顯晦時運ヲ等フセス生故共ニ應酬ヲ異
ニスルヲ曉ラハ爲メニ同情ノ誼ヲ繫キ以テ報答ノ義ヲ
忘レサランコトヲ切望ニ堪ヘサルナリ今前輯ニ續キ第
貳輯ノ編成ヲ告クルニ當リ第參輯以下ノ編述ヲ豫期シ
以テ他日志士ノ事歴ヲシテ遺缺ナキヲ期セントス仍テ

第貳輯編述ノ次序ヲ叙スト云爾

明治四十三年十一月

史 談 會

報効志士表彰追録之請願

謹テ案スルニ人生ノ得失ハ天意自然ニ基クト雖モ人事ノ取捨好惡ニ因ラサルハナシ
同一境遇同一死節ノ志士ニシテ一ハ追彰ノ寵典ニ浴スルアリ一ハ冤名隱晦ニ沈メル
アリ尙同心誓死ノ人存在スル今日ニ於テスラ幸不幸ノ異ナルコト此ノ如シ況ンヤ後
世幾年代ヲ經ルノ間ニ於テハ空シク湮埋シ終ニ草木ト俱ニ朽滅スル者アルヤ必セリ
生者ニシテ尙且然リトス乃チ死者ニ至テハ當時啜血盟約ノ士ニシテ時運ノ不遇出處
ノ異同若クハ清節自ラ持シ其功ヲ爭ヒ名ヲ求メサルカ爲メ時去リ機迭シテ終ニ無聞
ノ域ニ沈メル者アリ曾テ身命ヲ抛チ心血ヲ竭シタル事業ハ今日顯榮ノ同輩ニ讓ラサ
ルモ生前死後全ク其功勳ヲ認メラル、ニ至ラサル者アリ此等人々ノ致ス所ハ既ニ世
ニ表彰又追彰セラレタル殉難死節ノ士ニ讓ラス或ハ其辛苦勤勞ハ却テ優ルモノナキ
ニアラス然ルニ一ハ殉難死節ノ英名ヲ傳ヘテ靈ハ國祭ノ典ヲ享ケ名ハ贈表ノ光ヲ加
ヘ子孫亦其餘光ヲ承ケテ顯榮ニ誇リツ、アルニ反シ一ハ生テ其功名ヲ賞セラレス死
シテ其遺績ヲ問ハル、コトナク子孫亦零丁ノ域ニ沈ムニ至ル夫誰カ此實狀ヲ見聞シ
テ轉々同情ノ感ニ堪ヘサル者アラシヤ

史談會ハ天保元年ヨリ明治二十三年ニ至ル近世歴史ノ調査論述ニ從事シ既ニ創立以來二十一年ニ及ヘリ其間弘ク文獻ニ徴シ事實ニ考ヘ苟モ報効盡節ノ志士ニシテ一世ニ顯著ナル事歴アリト認ムルモノハ得ルニ從ヒ審査シ其功績ヲ採録シテ表彰追録ノ恩典ヲ仰クコト數十回爲メニ特ニ贈位追賞ノ恩命ヲ拜スルモノ百十數人叙位ノ寵旨ニ浴スルモノ亦若干人然ルモ尙其具セシ所ノ者恩寵ノ典ニ漏ル、者亦少シトセス窃ニ待望シテ今日ニ至レリ而シテ史談會ハ頃日益々其業務ヲ推擴スルト共ニ一層前陳ノ採録ヲ努メ既ニ得ル所ノ人員一千餘名ニ上リ前年來表彰ノ稟申ニ及フト雖モ未タ恩命ニ接セサルモノヲ併セテ其事實ヲ採集編述シテ之ヲ世ニ公ニシ尙遺漏ヲ補ヒ以テ功歴者ノ爲メ其事蹟ヲ明瞭ナラシメンコトヲ期セリ畢竟明治ノ聖世ハ列聖ノ餘澤ト

今上ノ聖徳トニ基クト雖モ又臣民ノ忠誠盡瘁ノ力ニ與カルコトナシト謂フヘカラス特ニ帝國今日ノ位置境遇ニ願ミ益々文武諸臣及在野志士ノ功歴ヲ思ハサルヲ得ヌ又千歳ノ下帝國ノ威望ヲ中外ニ宣揚セント欲セハ臣民ノ子孫ヲシテ永ク祖先ノ遺風ヲ繼承シテ其誠衷ヲ服膺セシメサルヘカラス是以テ史談會ハ會ノ目的ニ副ヒ切ニ報効志士ノ爲メ表彰追録ノ恩恤ニ浴セシメンコトヲ熱望シ茲ニ帝國議會ニ請願スルニ至

レリ幸ニ公議ノ容ル、所トナラハ宜シク之ヲ當路ニ促カシ近世報効志士ノ爲メ普ク其事蹟ヲ審査シ其功歴顯著ナリト認ムルモノハ速カニ表彰追録ノ恩命ヲ奏請シ死者ノ英靈ヲ慰メ生者ノ情衷ヲ安セシメラレンコトヲ報効志士人名録ヲ添付シ懇願ニ堪ヘサルナリ依テ別紙請願事項ヲ附記シ史談會ヲ代表シテ奉請願候也

東京市日本橋區濱町二丁目十二番地

史談會代表者

東京府華族

明治四十三年一月

從二位伯爵 大原 重朝

貴族院議長公爵 徳川家達殿

衆議院議長 長谷場純孝殿

請願事項

- 一、天保元年以降明治二十三年期間ニ亘ル間ニ國事上報効ノ事歴アル者ヲ調査シテ死者ハ贈位生者ハ叙位ノ恩典ヲ賜フヘキ事
- 二、特ニ表彰ハルニ足ルモノト認メラル、者ハ死者ハ吊慰料ヲ賜ヒ生者ハ相當ノ追録ヲ與ラルヘキ事

三以上表彰追録ノ恩典ヲ賜フヘキ志士ノ子孫ニシテ情狀憐ムヘキ者ハ相當ノ扶助ヲ
與フルノ特例ヲ設ケラルヘキ事

請願事項ノ説明

一 項天保元年以降明治二十三年期間ニ亘ル間ニ國事上報効ノ事歴アル者ト限レルハ
元來史談會ハ近世歴史ノ史料ヲ收集保存スルノ目的ニアルヲ以テ報効志士ノ如キ
モ以上期間即チ主トシテ戊辰ノ革變ヲ標準ニ其前後間ニ亘ル時代ニ於テ國事ニ盡
瘁功勞アル人物ヲ包羅シタルニ存ス明治二十三年ヲ期限トセシハ國會開設ノ期ヲ
以テ調査上ノ期限ヲ結ヒタルニ仍ル尙前後ノ期間ハ他日更ニ推及スルノ豫望ナリ
トス

國事缺掌報効ノ事歴トハ各個人ノ經歷ニ仍リ同一ナラサルモ從前既ニ贈位叙位ア
リタル人々ノ事歴ニ徵スルニ概テ左ノ例アリ

一 皇家ノ爲メ忠節ヲ盡シタル人例ヘハ
和氣清麿 三條實萬 近衛忠熙 大原重徳 戸田忠恕 戸田忠至

一 國家ノ爲メ勳績ヲ奏シタル人例ヘハ

島津齊彬 德川齊昭 毛利敬親 松平定信 岩倉具視 北條時宗

三 學術又ハ世益ノ爲メ偉功ヲ貽シタル人例ヘハ

山鹿甚五左衛門 山崎嘉右衛門 中江與右衛門 林 子平

佐藤 信淵 伊能 忠敬 加茂 眞淵 本居 宣長

二宮 尊徳 佐久間修理 高島四郎太夫 平田 篤胤

以上ハ死者ニ贈位アリタル例ナリ且既ニ贈位者數百名中維新革變ノ國難ニ殉シタ
ル人士ニ多クシテ以上三項ノ事例ニ仍リ追賞ニ預レル人士ノ如キ寡キノ傾アリ尙
又生者ニシテ叙位ノ寵典ニ預レル人士ノ如キハ今其數ヲ確知スヘカラサルモ亦幾
多ニ上ルナルヘシ然ルモ多クハ戊辰前後勤王主張ノ功勞アリトシテ正四位以下ノ
叙位ヲ賜フニ止マリ未タ國事缺掌報効ノ勳績アリ又ハ學術世益ノ功勞ヲ賞セラ
ルニ至ルモノ少シトス故ニ史談會請願ノ趣旨ハ獨リ死者ニ贈位ノ表彰アルニ止マ
ラス生者ニ於テモ死者ト等シク追録ニ預カランコトヲ請願スルノ趣意ナリ

二 項特ニ表彰スルニ足ルモノト認メラル者死者ニ吊慰料ヲ賜フヘシトノ趣旨ハ從
前表彰ノ例ニ照ラスニ其勳績功勞ニシテ贈位ノ寵典ヲ奏請スルニ足ラストスルモ
ノハ生前ノ勳勞ヲ賞セラレテ若干ノ祭料ヲ子孫ニ賜フノ事アリ然ルモ尙未タ全

般ニ及ハス自然厚薄ノ憾アリトス故ニ須カラク此例ニ倣ヒ爾今一ノ例規ヲ定メテ
十年期二十年期三十年期ト云フカ如キ死者ノ年期ニ際セハ特旨賜典ノ例ヲ定メテ
レノコトヲ願フ又生者ハ死者贈與ノ例ニ倣ヒ現在ノ情狀ヲ酌マレ相當ノ扶助ヲ賜
フノ例ヲ聞カレンコトヲ願フ之レ戊辰前後國事上ニ盡瘁シタル功歴アル人士ニシ
テ未タ今日ノ如キ恩給制度ノ下ニ退官罷職ノ恩命ヲ受クルニ至ラスシテ官途ヲ退
キシ爲メニ往々究迫疲困ノ境ニ沈淪シタル者ナキニアラス其ノ前歴ヲ徵スルニ於
テハ國家ハ宜シク酬功ノ意思ヲ表セサルヲ得サルモノト信ス之レ生者ニ相當ノ追
録ヲ與ラルヘキヲ請願スルノ趣旨ナリ

三項表彰追録ノ恩典ヲ賜フヘキ志士ノ子孫ニシテ相當ノ扶助ヲ與ラルヘキノ特例ト
ハ一項二項ニ於テ功歴アル人士ハ生故共ニ追賞ノ典ヲ賜フノ恩旨ニ副ヒ尙其子孫
ノ存在ヲ扶助スルノ主旨ニ基ケリ即チ現今恩給制度ノ下寡婦遺孤ノ扶助料給與ノ
例ニ倣ヒ子孫遺血ノ存在ヲ保護スルニアリ史談會ノ調査ニ據ルニ戊辰前後勤王主
唱ノ爲メ一家一族離散ノ慘況ニ沈メル者多シ特ニ當時主義方向ノ異同ニ仍リ身ハ
刑律ノ下ニ死亡シ或ハ追竄ノ譴罰家産沒收等ノ酷待ヲ受ケ終ニ舊復ノ恩旨ニ漏レ
子孫冷寥ノ境ニ悲泣スル者少カラス明治ノ聖代ニ及ヒ偶々祖先ノ勳功ヲ録セラレ

或ハ爵祿ヲ授ケラレ或ハ金圓ヲ賜ヒテ子孫ノ存續ト先代ノ吊慰ヲ營マシメラレタ
ル者アルモ未タ此ノ特典ニ浴セサルモノアリ故ニ以上志士ノ子孫遺族ニシテ此ノ
例ニ準スヘキモノアリトセハ宜シク其實狀ヲ調査シテ一時又ハ定時ノ賜與ヲ下付
スルノ特例ヲ定メラレンコトヲ請願スルノ趣旨ナリ

貴族院請願採擇意見書

報効志士表彰追録ノ件

右ノ請願ハ天保元年ヨリ明治二十三年ニ至ル期間ニ於テ報効盡節ノ志士ニシテ未
タ表彰追録セラレサル者アルヲ以テ其事歴ヲ調査シ贈位叙位ノ恩典ヲ蒙ラシメ弔
慰料ヲ賜ヒ追録ヲ與ヘラル、等相當ノ恩恤ニ浴セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴
族院ハ願意ノ大體ヲ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊
及送付候也

明治四十三年三月十四日

内閣總理大臣侯爵 桂太郎殿

貴族院議長公爵 徳川 家 達

衆議院請願採擇意見書

報効志士表彰追録ノ請願

右請願ノ要旨ハ殉國ノ志士ヲ表彰追録スルハ彼等ノ幽魂及其ノ子孫ヲ慰藉シ一面ニ於テハ我カ國是ヲ發揚スルノ途ニ適ス依テ一天保元年以降明治二十三年迄ノ間ニ於ケル國事報効ノ事歴アル者ヲ調査シテ死者ハ贈位生者ハ叙位ノ恩典ヲ賜フコトニ特ニ表彰スルニ足ルモノト認メラル、者ハ死者ハ弔慰料生者ハ相當ノ追録ヲ賜フコト三、以來表彰追録ヲ賜フヘキ志士ノ子孫ニシテ情狀憐ムヘキ者ハ相當ノ扶助ヲ與フルノ特例ヲ設ケラレタシト云フニ在リテ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

明治四十三年三月十四日

衆議院議長 長谷場純孝

衆議院書記官長 林田龜太郎

内閣總理大臣侯爵 桂太郎殿

報効志士表彰追録奏請ノ申述書

天保以降國事軼掌報効志士ニシテ未タ追賞ノ典ニ預ラサル人士ノ爲メ前年來史談會ニ於テ調査上申ニ及ヒ來リ候處時々恩寵ノ典ニ浴シタル人士モ不少候得共尙一視同仁ノ恩旨ニ漏レタル人々ノ爲メ明治四十二年一月貴族院及ヒ衆議院ニ向ヒ同列同功人士賞表ノ例ニ倣ヒ表彰追録恩典下賜ヲ政府ニ傳達アラシメテ請願ニ及ヒ候處兩議院俱ニ明治四十三年三月十四日採擇ノ意見書ヲ政府ニ送付相成候ニ就テハ何卒兩議院ノ決議ニ基キ速カニ報効志士トシテ追賞スヘキ人士ノ事歴ヲ審査セラレ前年ノ例證ニ照ラシ相當ノ褒賞ヲ賜ハランコトヲ御奏請被下度參考書報効志士人名錄一冊相添ヘ御段及申述候也

明治四十三年三月十九日

史談會會長伯爵 大原重朝

内閣總理大臣侯爵 桂太郎殿

陸軍大臣子爵 寺內正毅殿

海軍大臣男爵 齋藤實殿

國事 報効志士人名録 第二輯

史談會編纂

本篇 故人ノ部

- 一、志士ノ縣別ハ舊藩時代ニ於ケル藩別ニ基キ之ヲ類序シ參閱ヲ便スル爲メ之ヲ今時ノ縣別ニ繋ケリ
- 一、舊時ノ閱歷多岐ニ涉ルモ本書編述ノ主旨ニ仍リ一生ノ事歷中最モ國事多端ニ涉レル嘉永以降ノ時代ニ係ル事歷ヲ詳載シ明治以降ニ亘ル事歷ヲ略載ス
- 一、名稱ハ戊辰前後ニ仍リ通稱實名交々相稱ス故ニ明治前ハ往々通稱ヲ唱ヘ以後ハ實名ニ從フモノアルモ別義アルニアラス緣故舊知ノ報牒ニ從フノミ

- 一、記事 中贈位アル志士ノ名別明治以前ノ分ハ概ネ通稱ニ從フ仍テ其名稱ニ從フ
- 一、志士ノ生年月及年齢ヲ缺クモノハ遺族舊故ノ報牒ナキニ仍ル他日ノ補正ヲ俟ツ
- 一、志士ノ事歷中一整ナラサルノ憾アリ是レ史料ノ精粗ニ仍ルモノ多シ故ニ搜索採集他日ノ補正ヲ俟ツ

附録 生存者ノ部

- 一、編述ノ體裁ハ本篇ニ異ナルコトナシ

府縣別志士名別

本篇の部 故人ニ係ル

○東京府の部

鵜殿長銳 一 永井尙志 四

○京都府の部

大谷光威 一〇 附守衛隊員百六十八人 藤井希璞 一五

○兵庫縣の部

中山攝觀 三三

○新潟縣の部

片桐省介 二四 二階堂保則 三五

○埼玉縣の部

木村友三 四七

○千葉縣の部

依田百川 四八 杉木良藏 五三 廣澤俊徳 五五
寺田疇平 五六 荒木榮懷 五八 森光新 五九

○茨城縣の部

鹿島則文 六二

○栃木縣の部

石川義形 六四 彦阪謙厚 七〇

○三重縣の部

吉村長兵衛 七六

○静岡縣の部

太田資始 八三 牧田貞節 九三 杉浦大學 九六
石埜大和 九八

○滋賀縣の部

邨田柳厓 九九 樹下茂國 一〇〇

○岐阜縣の部

押上美喬 一〇二 押上美香 一〇五

○長野縣の部

長谷川昭道 一〇六 長谷川美楯 二一〇 金兒伯溫 二一〇

馬場雅雄 一一三

○福島縣の部

安藤信正 一二三 三春藩報効志士事歴 三二八 二七

○岩手縣の部

蛇口義明 一三三

○青森縣の部

小山内建麿 一二四

○山形縣の部

金子清邦 一二五

○石川縣の部

加藤謙次郎 一四〇 山崎範正 一四二 野口之布 一四四

○島根縣の部

中沼了三 一四七 大國隆正 一五二 朝日千助 一六〇

桃好裕 一六二

○岡山縣の部

水野正知 一六三 小原重哉 一六七 林孚 一七四

立石孫一郎 一七九

○山口縣の部

有川恒槌 一八七 泉十郎 一八八 熊野直介 一八九

赤禰武人 一九二

○和歌山縣の部

名種憲貞 二〇七

○香川縣の部

高村 太平 二〇八

○福岡縣の部

淵上 祐廣 二二三 島村 貫倫 二三〇

○鹿児島縣の部

大山 綱丞 二二三 堀 直太郎 二三六 飯牟禮賢實 二三〇

村山 松根 二二三 島津 久芳 二四六 島津 久清 二〇五

諏訪 甚六 二五四

國事 報効志士人名錄第貳輯

史談會 編纂

◎東京府の部

○從五位下 鸕殿長銳 民部少輔號鳩翁幕府麾下士 文化五年戊辰口月口日生齡六十二

長銳。幕府士熊倉茂寬小野右衛門の二男。文化十四年鸕殿長快甚左衛門の嗣と爲る。文政二年家を嗣く。同八年御小納戸と爲り布衣に班す。同十一年御側御用取次と爲る。同十二年西九御小納戸と爲る。尋て御側御用取次に轉ず。長銳平生砲術を研究し其技に達す。幕府其出精を賞して玉薬を與ふ。嘉永元年御目付役と爲る。同六年朝鮮人來聘を管す。又勝手方取締。四ヶ所厩。日記用掛。醫學館。學館吟味取扱。濱御殿用。屋敷見廻。海岸防禦。寛政重修諸家系譜。書掛を管理せしむ。又大砲車臺製造一切引請取扱を命す。十二月米國軍艦明年來到の約

あるに仍り。下田取締として出張を命し。諸太夫に陸るや民部少輔と改む。時嘉永五年十月十七日也。安政元年^{甲寅}正月十四日米艦來到す。十七日長銳將軍に謁し。翌日出途鎌倉を経て下田に至り新井町法幢寺に舍す。二十七日米使ペルリ進て神奈川に入る。幕司退て横濱を定て應接の地と爲す。二十九日金澤を経て神奈川に至り同驛に舍す。二月十五日米使將軍及幕司に米國大統領の贈品を交付す。長銳之を受收す。長銳の受る所の品目^{數種}米^{象齒}一幅^{米國各信館住名書一冊}香^水九件^{時長鏡一盞}時^計一^{鳥鎗}燧石^{打元込銃一管}又^{ペルリより贈品は五管手鎗}五^{連發短銃}一^{管あり}後^{江戶に歸り許を請ひて受收す}三月二十一日米艦退航す。翌日長銳江戶に歸る。四月下田取締を命す。又井上流田付流并諸流大筒車臺製造用勤務を賞して金^{二枚}時服二を與ふ。又米艦再航の時には應接として下田派遣を命することを傳ふ。長銳陸路下田に至り。同地本鄉村稻田寺に舍し警備に従事す。又人足寄場掛武器修復取扱の命あり。下田滞在中一色邦之助代勤す。尋て江戶に歸り將軍に謁し褒詞を受く。又軍政改正を命す。八月美賀君下向徳川慶喜^{位一}に嫁す。長銳其掛を命せられ周旋す。十月米艦到來の際各地に出張奔走の勞を稿ひ。金^{五枚}時服三を與ふ。又濱御殿海邊に於て大砲發射將軍閱覽せらる。長銳幹旋の勞を賞し卷物五を與ふ。又近來勤務多く尙新役職に盡瘁の功を賞し小普譜奉行次席を命し。勤役中二千俵足高を與ふ。安政

二年岩瀬忠震^{加後守}に代り内海臺場普請及大砲鑄造を管す。又諸組同心貸具足新調を管せしむ。尋て臺場築造大砲鑄造の勞を賞し。時服三を與ふ。十一月城内及各所地震の破損修繕を管せしむ。又馬揃並行軍を行ひ將軍閱覽あり。長銳之を管す。時服二を與ふ。又寄場役所の事を管し施設周到なるを以て爾今尙廢弛せざるべしと令し褒詞を與ふ。同三年講武所創建に従事したる功を賞して時服三を與ふ。又長銳家人に銃隊訓練を習はし。其技能に精きを賞し。小石川白山御殿跡に邸地を與ふ。尋て空砲^{玉目一}發^{放足並訓練を行ふ}ことを許せり。又將軍講武所員の技藝を閲し其精達を褒め。長銳の勉勵を賞して物^八結^二を與ふ。尋て當初より管掌し近く規律整備したることを褒む。又將軍島津齋彬^{贈正一位}の女を娶る。長銳婚禮掛を命せらる。又城内外震災破損修繕の勞を賞して金^{七枚}時服二を與ふ。同四年深川越中島訓練場築工等の造營を管せしむ。又白山自邸に於て支配向諸役七十一人を集めて操練を行はしむ。又米人登營の事を令し。江戶滞在中登營將軍參謁。老中應對等の手續を協議し。總て其事を担当調査すべきことを命す。同五年越中島訓練場築工等一切の工役を管掌したる功を賞して金^{三枚}時服三を與ふ。又和蘭國使恒例に仍り江戶に來る。其用務を掌らしむ。又將軍越中島訓練場に臨み操技を閲せらる。長銳の精勉を賞して物^八丈^結を與ふ。又軍艦操練を司り大船等の製造を管せしむ。又駿府町奉行と

爲る。家族を携ひて府中に赴く。又去年以來の勤勞を賞して時服三を與ふ。同六年老中連書を以て江戸に召還す。歸家翌日免職隠退を命せらる。長銳時勢を慷慨し徳川慶喜を擁立するの議に預賛す。井伊直弼故從四位上に容られず。當時知名の有司と俱に黜退せらる。尋て差扣を命す。萬延元年癸亥正月薙髮名を鳩翁と改む。文久三年幕府朝命に依り浪士の徒を募らしめ。松平上總介を奉行と爲す。二月幕府時に長銳を起して其取扱を命す。長銳支配向及び浪士二百三十餘人を率ひ陸路上京す。浪士多くは關東地方の士民及諸藩脱士にして跳梁不羈統御に難む。長銳撫綏に之を統ふるを得たり。三月幕命に仍り其一部を率ひ江戸に歸る。四月浪士を稱して新徴組と唱ふべしと命す。時に浪士清川八郎附四位正等在京中尊攘の議を學習院に上る。朝廷尊攘決行の勅書を賜ふ。八郎等意氣大に昂り殆ど制取すべからず。若勅命を唱へ事を擧ぐるあれば其後難圖るべからず。幕府長銳に諭す處あり。長銳事に託して之を收めて復た返さす。八郎等迫りて之を得んとす。事紛糾せんとす。長銳遂に其職に安んずべからず。故に病に託して職を辭す。四月之を許す。爾來再ひ仕へす家に老す。明治元年静岡に移住す。同二年己巳六月六日病歿す。墓地駿河安倍郡北安東村木更庵

○從五位永井尙志舊稱岩之丞又立蕃頭主水正元幕府麾下士
文化十三年丙子十一月口日生。齡七十六

尙志信濃國田野口藩侯松平乘尹主水正從五位下の二男なり。三河國額田郡奥殿邑に生る。三歳父母を失ひ江戸に來る。二十五歳麾下御先手弓頭永井求馬の養嗣と爲る。弘化四年未春學問軍學藝術を以て部屋住より番士を命じ。俸祿三百俵を與ふ。嘉永元年申戌三月學問所吟味を受けて甲科に登る。同六年丑戌八月徒士頭と爲り布衣に班す。十月目付と爲り海防掛砲臺建築大砲製鑄の事を掌る。安政元年寅甲四月長崎監察使と爲り赴任。同二年卯乙期滿ちて歸るに際し。幕府海軍創立の議起り。和蘭國に照會し。同國海軍士官を長崎に招き。麾下士に海軍技術を傳習す。尙志に命じて滯崎海軍傳習の事を担当し。傳習生を統轄せしむ。此年和蘭國王より蒸汽軍艦觀光丸洋名スームビを贈る。又教官として船將一人士官三人并水夫鍛冶匠等若干人來る。又麾下傳習生として當時長崎に來るは勝安芳麟太郎板本武揚益次郎矢田堀景藏。木下謹吾義利塚本桓輔。浦賀與力中島三郎助。佐々倉桐太郎。同心六七人。並山代官江川英龍太左衛門手附長澤剛吉。肥田濱五郎故從三位等八九人。其他天文方出役鐵砲組同心。船手組同心。鹽飽島水夫等若干人なり。各々業を分ちて船將の心得。帆前運用術。蒸汽機關術。造船術。測量術。砲術を傳習せしむ。同年九月諸大夫を命じ立蕃頭に任ず。十一月從五位下に叙す。同四年巳丁海軍の技術略々卒る。三月尙志傳習生三分の二を率ひて觀光丸に乗り江戸に航す。四月新局を江戸築地に設け操練所と名く。尙志局事

を担当し傳習生を教師として更に在府麾下士に其術を傳習せしむ。是れ我國海軍創設の基とす。尙志以爲く海軍已に興れば造船所の設置を必要とすと。長崎滯留中長崎奉行荒尾成允石見川村修就對馬に談するも議合はず。尙志決志職權を以て和蘭國教官に託し。造船機械を同國に注文購買す。東歸の後其器械舶來す。長崎他浦に地を下し造船製鐵所を設置するに至る。七月二日尙志外六人に米國官吏登營に就て出府滯在登城將軍延見老中應接の手續等の取調を命ず。十二月勘定奉行に轉じ。猶ほ海軍事務を担当す。同五年戊午六月北米國和親貿易條約章程締結成りて調印前に朝廷に奏問あり。久しく勅許の命なし。會々英國亦使節を遣はして和親貿易を求むるの確報あり。幕府寺社町勘定三奉行大目付目付を集めて米國條約調印の可否を議せしむ。國家の大事は三奉行及び目付の會議に付し。小事は目付會議に付するを常典とす。尙志其議席に列す。衆議二端に分る。甲議は米國條約案已に奏問に及べば勅許を待たずして調印するは不可なり。乙議は固より然りと雖も英國使節來りて要求する時米國條約調印確定せば是に據て英國の強求を拒むべく。然らざれば談判に根據なく。益々國家の憂患を重ねん。故に權宜調印して時勢止を得ざるの情實を陳奏するあらば朝廷亦た允許あるべきなりと。兩論時を移して決せず。後遂に乙議に決す。大老井伊直弼掃部頭故乙議を採用して調印することに決す。

す。七月新に外國奉行の職を置く。尙志堀利正編部岩瀬忠震肥後守水野忠徳筑後守井上清直信濃守五人外國奉行と爲る。爾後英佛魯三國の使節踵て來る。尙志同僚三四輩と應接の委任を受けて談判す。三國各々要求の異同あれども遂に皆米國條約に準據して條約を締結するに至る。又横濱を以て貿易地と成さんとす。當地は當時一漁村にして頗る荒蕪なり。米國使節當初之を肯んせず。談判數回終に諾して貿易地と定む。同六年己未二月軍艦奉行を置く。同月尙志之に轉す。八月二十七日尙志繼嗣事件に關して直弼の意に忤ひ。幕禮を受け職祿を褫ひ謹慎を命せらる。爾後家に屏居す。文久二年戊壬口月軍艦役頭取を命ず。八月京都町奉行と爲る。時に時勢益々切迫百般の難件輻湊し。晝夜苦衷勞動す。元治元年甲子二月大目付に轉じ京都に滯留す。會々長門人訴冤に託して兵を擁して洛外に屯す。七月朔日幕府尙志及び目附戸川絆三郎に命じて伏見に至り。朝幕の命を傳へて長門藩老福原越後贈正四位に退去を諭さしむ。肯んせず。十九日長人犯闕の事變あり。尙志徳川慶喜從一位に扈從し禁門に至り。九門守衛の諸藩に防禦の命を傳ふ。十一月征長總督徳川慶勝故從一位に従行。安藝廣島に至る。慶勝長藩三老臣を刑せしめ。毛利敬親贈正一位父子の謝罪を容れ諸道の進軍を止め。尋て解兵を令す。時に慶勝の意見幕府に容られず。慶應元年乙丑三月慶勝藩に歸る。五月尙志江戸に歸る。長門處分の議當路と合はず。免職寄合と爲る。十月大將軍徳

川家茂一圖正位大阪より尙志を召して大目付と爲す。同二年寅八月家茂薨し、慶喜職を繼ぐ。尙志京都に在勤す。同三年卯二月若年寄格と爲り俸米七千石を與ふ。十月高知藩士後藤象次郎故伯爵前藩侯山内豊信贈從一位の意見書を携へて尙志を旅館に訪ひ幕府に執達せんとを請ふ。尙志之を見るに王政復古の書なり。尙志象次郎に諭して直に在京の閣老板倉勝静周防守故從四位に致さしむ。將軍幕吏及び諸藩士を二條城に召して各々意見を陳べしめ直ちに其議を容れ。尙志に命じて其表案を作らしむ。十四日上奏して政權を奉還す。朝廷之を聽さる。二十四日慶喜征夷將軍の職を辭す。十二月十日將軍の請を聽さる。同日朝廷大號令を發せらる。十二日慶喜京都を發して大阪に至る。尙志扈從す。明治元年辰正月三日慶喜大坂より入朝せんとす。幕府兵及び附從諸藩兵をして護衛として先驅せしむ。鳥羽四ツ塚關門に至り、先衛兵同地守備兵と戰端を開き、連日伏見、淀、八幡附近に戰ふ。尙志大坂城に在り命を受け戰地に馳せて兵を收む。六日慶喜傍近者を率ひて海路江戸に去る。尙志等一時紀州和歌浦に退き居ること數日。海路江戸に至る。二月慶喜上野寛永寺に退居す。八月十九日板本武揚等三千五百餘人と俱に軍艦回天、開陽、幡龍、長鯨、三嘉保、咸臨、神速、千代田の八艘を率ひ品川を發航す。尙志俱に乗船す。中途颶風に遇ひ各艦分離破損し。二十五日辛して陸奥仙臺領松島に着し、同藩に頼りて謀議する處あり事成らす。十月

十日同地を發航。二十日蝦夷地に着す。二十六日官兵を追ひて箱館を略す。十一月朔日部衆を統べて約束を立つ。尙志推されて箱館奉行の職を行ふ。同二年巳三月官兵來り討つ。交戦二ヶ月餘。五月十二日箱館陥る。尙志一部衆を率ひて港内辨天砲臺を守る。防戦太だ努む。十三日官兵歸順を勸む。尙志武揚と約し。十四日官兵の軍監田島圭藏一名長山友右衛門。此兒島藩士と俱に五稜廓に至る。武揚松平太郎と俱に廓を出て千代ヶ岡附近に來りて會談す。圭藏懇に和議を説くも武揚肯んせずして分かる。尙志亦砲臺に歸る。圭藏亦來りて尙志と和議を談す。時に砲臺中彈藥盡るに垂なんとし。薪水亦乏し。尙志士衆の徒死を憐み。松岡岩吉、相良主計の三人衆に代りて軍門に出て朝裁を待てり。十八日武揚等亦衆を率ひて軍門に降る。箱館平定す。六月東京に護送糺問所獄に幽せらる。同五年庚正月六日特赦。十二日開拓使御用掛を命せらる。十八日左院少議官に任し。月俸二百圓を賜ふ。十月八日三等議官に任す。同八年七月元老院權大書記官に任す。同九年十月免官。爾後退隱復た仕へず。武藏葛飾郡寺島村別墅岐雲園に閑居す。明治二十四年七月一日特旨從五位に叙す。同日病歿す。墓地東京谷中本行寺

◎京都府の部

○大谷光威

德如西本願寺新門主
文政九年丙戌十二月十八日生。齡四十三

光威西本願寺門葉河内久寶寺顯證寺住職華藏院攝眞の長男なり。西本願寺前大僧正法印光澤成如。贈二位の從弟に當る。弘化四年丁未五月光澤の養嗣子となり法務を補掌し。新門主と稱す。本願寺院家權少僧都安養院中山攝觀寺務に參加す。公卿大原重德正二位と烟威の誼あり。居常往來して交々志を通す。明治元年成正月二日。都下戒嚴。攝觀寺司公武内密用係下間眞人大監。稱を伴ひて大原邸に抵り重德に面す。重德曰く今や不容易の時態にして事變將に起らんとすとて悉さに朝廷の情態を告ぐる處あり。攝觀眞人聞て感激す。寺門に歸りて光威父子に見へて重德の告くる處を陳し門葉宿老を諭す。光威父子攝觀等の議を容れて即夜再び攝觀眞人を宮中假建に仕候せしめ。重德に見へて光威父子に告げたる旨を申べ。明日を以て參朝天機を伺ひ。金三千兩を献納せんことを陳ふ。重德大に光威父子の忠誠を嘉みして之を朝廷に内奏す。又朝廷の警備手薄く上下不安の情勢を陳べて寺門一派を募り禁闕の守衛に當らんことを以てし明日を約す。攝觀眞人面

目を施して退闕す。三日辰之刻光威父光澤に代りて參朝天機を窺ひて資金三千兩を献す。朝廷嘉納せらる。時に改めて光威に特命を下さる。目下諸藩兵守衛に當るも戦争事急にして各方面に分遣し禁闕の守衛足らず。依て本願寺の家人門派を以て九門築地内を警衛せしむべしと。光威寺門一派にして此の恩命を拜承するを以て名譽とし。即座に拜命し。退闕して光澤に告ぐ。光澤亦寺門の面目として謹承し。直に下知を傳へて寺門の家人在京の僧徒非官の輩を徵集す。即時參集する者三百八十餘人に上る。一團隊を組織し兵器を携へしめ。眞人之を督して禁門猿ヶ辻に出張し。飛鳥井中御門兩家邸内に假營所を新築して總勢同所に屯集す。光澤時に老齡七十二にして實子新門主光尊明如。故二位十九。光威春秋四十三なり。養父子に代り寺門を代表して王事に鞅掌し。日々守衛屯營を巡視して情勢を問ひ。更に猿ヶ辻守衛所に至りて隊員を慰撫し。守衛士の勤怠を督勵したり。四月九日に至り守衛を解かれ。尙非常に際して警衛に當るべしとの命を傳へらる。又朝廷金穀の調辨日々急を告ぐ。副總裁岩倉具視正一位内旨を傳へて光澤に囑す。光威光澤の旨を含み。正月八日從僧數人護衛人芝田角之進。岡橋雄吉等を率ひ。竹杖草鞋の姿にて攝津河内和泉の各地を托鉢巡回して。門徒に王政維新の御趣旨を説きて金穀の應募を勸誘したり。他日大政官札の交換貸上金等の調辨便宜を添ゆるに至るは光威父子の勸諭

預りて力ありと傳ふ。光威巡回中風雨を凌ぎ日夜所在に勤化し。勤王の爲め勞苦を積む。遂に四月上旬に及び。會々途上病を發して京に歸る。治療効なく明治元年戊辰四月十四日本寺に於て病歿す。時人光威の死因全く國事に盡瘁勞苦したるの極。病患募り遂に起たざるに至れるを聞き。宛も軍人戰場に斃れたるに比すべしと相傳へて。一宗門徒は深く之を惜み。一般世人は之を賞歎せりと云ふ。當時寺門々徒應募王事に從事したる家人中氏名分明なる人員凡百六十八人を左に録す。

(附記) 明治元年正月四日より十日迄七日間に參集の人員三百八十餘人に上る。内諸

國より上り合せ僧信徒烏合の徒其多きを占む。追日官軍の捷報を傳へて漸次に散去す。四月九日守衛解免の日在營の人員は八十人なりとす。

- | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 下間 真人 <small>大監</small> | 池 永 三 章 <small>牛</small> | 磯 谷 安 全 <small>典</small> | 川 村 正 之 |
| 村 岡 誠 兄 <small>經之助</small> | 高瀬九郎右衛門 | 岡 本 三 郎 <small>洪</small> | 橋 本 昌 碩 |
| 德力重左衛門 | 赤 井 正 一 <small>庄五郎</small> | 參 川 重 記 <small>庄五郎</small> | 楯 三 忠 <small>忠兵衛</small> |
| 村 田 正 樹 <small>道三郎</small> | 吉川與右衛門 | (以上生存者) | |
| 島田大和助 | 平井玄蕃 | 上原數馬 | 上田主殿 |
| 下橋主馬 | 横田 環 | 八木治部 | 村井民彌 |

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 林 藤 馬 | 村井主計 | 生 谷 轉 | 逸見右衛門 |
| 瀧 彈 正 | 松川織衛 | 大西右京 | 島田掃部 |
| 原 宮 内 | 中根宗太郎 | 湯 川 貢 | 村上左源太 |
| 岡 小 膳 | 林 田 競 | 北村大膳 | 廣 瀨 丹 下 |
| 萩野牧太 | 山 中 通 | 中小路益見 | 陶 金 吾 |
| 長谷川 亘 | 塚本齋宮 | 細江左門 | 富島正之助 |
| 林 幾 馬 | 關 策 馬 | 岡田多仲 | 蒲生茂集女 |
| 林 民 部 | 奥村式部 | 松 川 蔀 | 秋 田 修 理 |
| 田口盤之助 | 岡橋雄吉 | 安代猷輔 | 兒玉銀左衛門 |
| 丹羽九郎 | 園 利左衛門 | 中 谷 源 吾 | 松代儀左衛門 |
| 粟津官左衛門 | 麻田榮之進 | 河野傳之進 | 里村八郎治 |
| 佐々木盛五郎 | 芝田金藏 | 吉村要藏 | 林 督 齋 |
| 千葉魁悦 | 前田相馬 | 川勝重之丞 | 増田彌治右衛門 |
| 星野慶藏 | 進藤寅藏 | 北村惣十郎 | 井出篤藏 |
| 大松淳藏 | 田中治部右衛門 | 山鹿福藏 | 長岡勇藏 |

中村丈作	水野精一郎	野村郷之進	田中寛十郎
田室雄治	伊藤重左衛門	駒澤牧之進	片山治郎左衛門
松九彌惣治	久下嘉傳治	高村小一郎	里村昌平
北村又右衛門	芳野八左衛門	池垣彌兵衛	楠原與市
森庄太郎	奥山勝右衛門	雨森嘉左衛門	福本堅藏
天野彌市	承木專右衛門	篠塚善作	竹内又三郎
樋口太藏	佐藤由治郎	森下涼平	川村友七
川出種造	宮川耕造	清水半五郎	松井助左衛門
中川武兵衛	西澤良藏	鹿野幾治郎	森口佐太右衛門
山内重右衛門	淺野慎藏	吉崎爲五郎	藤岡傳助
大塚藤五郎	松宮繁左衛門	松平重内	菱田忠三郎
萩尾彌五郎	徳田小三太	金野五郎三郎	廣瀬豊造
安田安五郎	遠藤千代造	笹岡半藏	笹岡範作
小山藤作	細野九十九	根村衛士	稻垣平四郎
宮島奉膳	藤田道意	村上輪十郎	村上織藏

高田源藤太	高田郷右衛門	横島喜三郎	太田道治郎
山口儀右衛門	木口平次	里村周吉	渡邊辨藏
渡邊柳次	田伏吉造	田中米吉	岡林三郎
山本安治	林兵左衛門	鶴川嘉平治	藤田平次
鈴木仁兵衛	横井左吉	神尾七郎	大屋三左衛門
高田郷右衛門	富永守	川那部並江	松本右膳 <small>直</small>
前田象藏 <small>彦</small>	津田清作	(以上死亡者)	

正四位 藤井希璞 舊稱神崎少進又獻吉元有栖川宮家々人
文政七年甲申七月口日生齡七十

希璞近江阪本日吉神社々司總管正三位生源寺希烈の九男なり。希璞少壯志を抱きて學を修む。京都に住し。有栖川宮に仕へて家人と爲る。安政以降國事日々切迫し志士各々心摧くの時會に際し。希璞亦王室の式微を慨し。弘く志士と交り。常に有志の徒を庇護す。其恩遇を受けて他日名を爲す者多しとす。文久三年癸亥八月備前人藤本津之助石。號正位四慷慨時事を憂ふ。希璞と親交あり。會々津之助同志と俱に兵を大和に擧ぐ。同志鳥取藩尾崎健藏孝基又。磯東。磯崎等議して曰く。以爲らく近衛家諸大夫進藤加賀守。妙法院

宮備臣梅辻平格等の數人は幕吏の耳目となるの疑あり之を斬殺して世の耳目を聳動せしめて後に發程せんと同志飯田煥平別稱連木堂事に因りて之を知り希璞に告く希璞曰く是れ小事を以て大事を誤るもの決して然るべらすと煥平の家に往き健藏に説て曰く姦人は固より誅せざるべからず然るも今や之に比すれば甚だ急要の事あり此事數輩を屠戮する何の補益する所あらん聞く所に仍れば幕議將に鳳輦を彦根城に奉移せんとす目今勤王の大藩諸侯皆罷めて京都に在らず子等同志大和に赴かば京都は空虚とならん是時に當りて萬一非常の事あらば臍を嚙むも及ぶなからん子等何ぞ此機を察せざるやと健藏惟らく此事固より希璞の知る所にあらず是れ必らず煥平の之を告げしならんと之を責めて密議を洩すを以て之を斬らんとす煥平曰く少進は勤王節義の士なり其他意なきを知る故に相諮議せしのみ子等以て不可と爲さば甘して死に就かんぞ希璞亦不可を切論して止まず健藏大に怒り刀を以て希璞に擬し併せて之を殺さんとす希璞曰く死は固より甘する所然るも子等果して何等の妙策あらんや今にして形勢を察し能く籌る所なくんば恐らくは禍患の目前に生せんことを今日の大計は一二雄藩の主臣を召して闕を護らしむるに若くはなきなりと健藏等議決する能はず之を津之助に質さんとし三人同行して其居を訪ふ健藏席上岡山藩小原重哉假名山中嘉太郎又吉田勇吉附正五位故正三位

位に告ぐるに希璞煥平の俱に死を決したるの状を以てし希璞の計策を陳す津之助之を聞て曰く少進の論大に善し余亦素より茲に苦慮し已に此席に在る小原氏も亦郷人同志と議定したる計策を齎らし來れり故に之を岡山藩岡元太郎假名山中嘉太郎又吉田勇吉附正五位巢内式部伊豫二子に謀るに皆子等と同意見なり抑も之を如何せば可なん希璞曰く詔勅を下して之を召さん津之助曰く子の力能く之を辨するを得るや希璞曰く今や既に死を分とせり請ふ一身を以て之に當らんと然るも衆議尙紛々其雄藩を撰ぶに苦む津之助曰く方今雄藩の頼て以て力とすべき者誰とかするか希璞曰く薩藩に若くはなし島津和泉公久光故大島三右衛門四郷隆盛附正三位の如き皆智謀雄略の士なり大計を諮議する彼の人々にあらざれば不可なり宜しく與に俱にせしむべし健藏等曰く伏見寺田の事以て其方向處置を識るべし薩藩は恃むるに足らざるなりと津之助曰く天下の大勢已に迫り細故に拘泥すべき時にあらず然るも國家の重任を舉げて之を一藩に委託するも亦後患なき能はず宜く亦肥後藩主臣を召して之と俱に互角の勢をなさしむべきなり只之を爲す如何と希璞曰く余が胸中已に成竹あり請ふ刮目して之を待てと議決し衆即ち此事を希璞に囑す津之助曰く京師非常の警は己に之を少進に委したり空しく茲に焦慮して義舉を遷延する秋にあらず余は將に志士を糾合し御發轍に先たちて大和

に赴き大に勢威を張り以て天下を聳動して相策應すべしと。乃ち希璞と諮り、煥平をして之に附屬せしめ、共に京都の形勢事状を自己の所在に飛報することを約し、仍ほ重哉、元太郎、式部、福岡藩平野次郎國臣。贈正四位等にも亦飛報の事を託す。議了り希璞は直ちに近衛家に至り、加賀守を訪ひ告ぐるに、目今有志の斬殺を謀らんとするの状を以てす。加賀守大に恐懼して計を問ふ。希璞徐に説て曰く、子等迅かに左大將公近衛忠顯。贈正一位に勸め、方今の形勢一變闕下に勤王の大藩なし、京都の危き累卵に異ならず。曩に薩人田中新兵衛、姊小路卿公知。贈從二位、殺害の嫌疑を受けしより、薩藩士の入京を禁せられしが、今や天下有爲の士、島津三郎を措て復一人を見ず。願くは三郎の入京を許し、併せて大島三右衛門の流罪を宥し、彼等に任するに大事を以てせば、回天の大業日を期して成らん。是天下志士の渴望する所なり。若し危疑して決せずんば、明公も亦禍を免かれざらん。請ふ速かに英断を下せと。詳に天下の大勢を論し、之を懲過す。加賀守大に喜ひて之を諒し、忠熙に説くに、希璞の言を以てす。忠熙其言の理あるを悟り、遂に奏間に及び、幾なく勅旨久光、熊本藩侯細川慶順越中守。故從四位上に下る。九月二十八日細川護久長岡。贈之。故侯爵、長岡護美其之介。故子爵、代りて上京す。十月三日久光上京す。隆盛尋て赦されて京に至る。此事實に希璞の力與つて多しとす。八月十八日勅して大和行幸を停め、長門藩堺町門の警衛を解き、守兵を撤せしめらる。三條實

美故公以下七人京を去る。十九日希璞事變を津之助に報す。津之助の一黨時に五條代官を斬り、櫻井寺に據る。會々希璞及び同志の變報を聞き、遂に免れざるを慮り、衆を率ひて高取城高。二萬五千。植村氏を攻めて利あらず。天ノ川に據る。遂に追討の兵を受け。九月下旬津之助一列、鷲家口に戦亡す。餘衆散去す。元治元年甲子七月十七日長門人禁門を犯す。守衛の諸藩兵討ちて之を却く。二十七日長人と通謀の疑を以て有栖川宮幟仁親王、熾仁親王の參朝を停めらる。希璞内外幹旋頗る苦慮する處あり。慶應二年丙寅七月大將徳軍川家茂贈一位大坂に薨す。十二月孝明天皇崩御。時運益々切迫を加ふ。希璞宮家の内旨を承けて、單身長門に下り、親しく毛利敬親贈正一位父子に面し、殿下の親書及び内旨を傳ふ。歸途安藝備前の各藩を遊説し、一朝事あるの日に當ては長藩に力を戮せ、京都に會合せんことを誓はしめて、歸京復命す。此行各藩交々國境を嚴守して往來容易ならず。屢々守兵に拘置せられ、殆ど慘害に瀕することあり。其辛苦名状すべからず。纔に身命を完ふするを得たりと云ふ。慶應三年時勢益々切迫するより、希璞は鳥取藩老荒尾清心齋贈四位の家宰伯耆米子の城番村川與一右工門。直方。贈正五位と、藩士河田景與故子等以下有志の幽閉を解き、其他有志を糾合し、鷲尾隆聚伯耆を將として、伯耆大仙山に義旗を擧げ、出雲を屠りて石見に出て、遂に長門と連絡を通し、後に宮家を推立して大に爲す所あらんとせしも、半途にして、與一右工

門斬害に遇ひて志を果すに至らず止みぬ。時に希璞の行爲幕府の嫉視する所となり。九月十四日壬生新撰組の爲め捕はる。爾後前後三回に及ぶ。時に目して大逆人と稱し拷問詰責四肢に焼燬を當て遂に右足を毀折するに至る。其極斬害に處せんとす。一月十日宮家傳聞深く憂慮あり。内旨を幕吏に下して僅に其死を宥し。宮邸に禁錮せらる。其時の詠に曰くもみち葉の赤き心を堅横に。おりはたさはや大和錦に。幕吏の嫌惡尙止まず。時々刺客を放ちて之を窺ふも守衛嚴なるに依り纔に危害を免れたり。又水戸人香川敬三伯岩倉具視贈正一位の密旨を承け。希璞を訪ひ告げて曰く。今や天下將に爲すあらんとするの時に。願くは有栖川宮殿下を奉して義旗を大和に擧げん。然らすんば御弟稠宮現有栖川宮威仁親王を御名代として奉戴せんと。議論頗る剴切なり。希璞其輕躁爲すべからざるを論して之を容れず。先づ隆聚を主將とし。紀伊高野山に據り四方の士衆を嘯聚し。然る後時機を計りて殿下の出馬を請はんことを約す。慶應三年丁卯十二月八日隆聚。敬三等を率ひて高野山に據るに至る。十二月九日夜宮家希璞の幽禁を解き出仕願問の任に當らしめらる。希璞銳意輔翼し維新の企業を賛畫すること尠からず。明治元年戊辰二月十五日宮家東征大總督の任を負ひ京都を進發せらる。希璞扈從常に帷幄に參す。四月七日希璞大總督宮輔弼兼參事を命せらる。十二月二十五日大總督凱陣扈從歸京す。同日御用人席と爲る。

同二年己卯三月十日大政官功勞を賞せらる。其賞文に曰く。積年國事に盡力致し依て賞典終身三人口下賜候事。同三年庚午九月三日有栖川宮家扶を命す。同四年辛未正月二十八日東京府士族に列す。五月免家扶。九月十三日東京府士族卒觸頭を命す。尋て觸頭取締と爲す。十一月貫屬局を廢し觸頭を罷む。十二月九日神祇省十一等出仕を命す。同五年三月十八日廢省廢官。四月四日宮内省七等出仕に補し。有栖川宮家令を兼ね。十月五日叙正七位。同六年八月二十三日宮方御改正に依り出仕を免し。宮内省九等出仕に補し。有栖川宮家令を兼ね。同八年十一月十日有栖川宮家令を免し。伏見宮家令を兼ね。同九年八月十五日東伏見宮家令を兼ね。同十年二月西南事變起る。有栖川宮家征討總督として九州に出征せらる。五月十八日希璞。京都に差遣の命を受く。内旨を含み總督宮陣中候問の爲め鹿兒島。熊本の戦地に赴く。尋て歸京。八月三十日宮内省御用掛と爲り奏任官に準す。有栖川宮東伏見宮御附と爲る。同十三年八月四日六等官に準す。十月一日東伏見宮御附を免す。十四日叙從六位。同十四年四月二十日任内閣少書記官。宮内省御用掛と爲り有栖川宮御附と爲る。七月七日天皇東北御巡幸希璞供奉を命せらる。尋て免せらる。同十八年三月十二日任左大臣祕書官。同十九年二月五日任有栖川宮家令。同二十一年六月七日任元老院議官。叙勅任官二等。九月二十七日叙從四位。同二十三年十月二十一日在職中の勉勵を

賞して目錄金八百圓を賜ふ。爾後再び仕へず。家居逸遊す。殊に末年家計を誤り究苦病に臥す。病稍く急を告ぐるに及び。宮家之を聞かせられ。妃殿下と相伴ふて希璞の寓居を訪ひ物を賜ふて慰問せらる。希璞感泣深く其恩恤を謝す。明治二十六年六月二十七日特旨叙正四位。同日病歿す。

◎兵庫縣の部

○中山攝觀 安養院攝津有馬郡鹽瀨村名鹽教行寺住職 文化五年戊辰六月八日生 齡七十五

攝觀。世々西本願寺正院家たり。幼名竹丸。文化十年西癸三月得度して攝觀と稱す。尋て教行寺住職と爲る。同十一年戊甲三月巡讀と爲る。文政三年辰庚二月紫袈裟を受く。天保六年乙未十一月祖龍司論と爲る。寺門安養院の院號を稱せしむ。安政五年戊午三月權少僧都に任し法眼に叙す。攝觀世務に通し時事を憂ふ。又攝觀の養母は公卿大原重徳贈正二位の母妹にして姻戚の誼厚く。常に出入して時勢を諳ひ深く報効の志を抱き俱に相期する處あり。慶應年間本寺の寺務職に參加し内外に幹旋す。明治元年辰戊正月二日都下戒嚴。重徳急に攝觀を招く。寺司公武内密用係下間真人大監を伴ひ大原邸に抵る。重徳面して

曰く今や非常の時態に際し事變目睫の間に起らんとすとて悉に朝廷の困難に迫まらせらるゝの情況を告げて諭す處あり。攝觀真人聞て感激に堪へず。本願寺は一の寺門にして世外に立つも世々朝恩を戴くこと厚し。今日の時會傍觀すべきにあらず。宜しく門跡父子に告ぐる處あるべしと約して寺門に歸りて。光威父子に見へ門葉宿老等を會して大義を説き朝旨を奉戴せんと交々謀議に涉りて決する處あり。即夜攝觀真人再び宮中假建に仕候して重徳に見へて光威父子の決意を述べ。明日を以て參朝天機を伺ひ金三千兩を献納せんことを以てす。重徳大に喜び攝觀真人の幹旋を賞し。尙朝廷警備の兵四方に出て守兵を缺き上下不安の情勢にあり。此際寺門の力を以て警備を爲さんことを諭す。攝觀真人其旨を領し寺門一派を募りて禁闕の守衛に當るべしと應ふ。重徳厚く其勞を褒め酒肴を與ふ。攝觀真人大に面目を施して退闕す。三日光威參内。攝觀隨從す。光威守衛の命を拜するに及び寺門の家人僧侶非官の輩を召集し守衛に當らしむ。又副總裁岩倉具視贈一位正内旨を光威父子に傳へて金穀の調辨を囑す。攝觀真人奔走する處あり。爾來内外の公事に鞅掌し本願寺をして勤王の勳績を擧ぐるに至らしめたるは攝觀の功勞殊に多しとす。八月司論として本山寺務加談と爲る。同二年己二月國事多難の時際し。外は自ら拙て禁闕を守護し。門末の僧俗を諭して大義を明にし。内は門葉連枝宿

老等と謀り門主を補翼したりとて其勤功を賞して權大僧都に任し法印に叙す。七月本山寺務副總督を命す。十二月功勞を賞して緞子直綴を與ふ。同四月辛未八月副總督を廢して執事職兼司鑰と爲る。同六年二月教導職八級試補に任し尋て大講義に補す。同八年一月司鑰執事職を辭す。門主晟章殿に於て多年の勤功を賞して宴を開き和歌縮緬二を與ふ。同年三月司鑰職に復す。御影裏書消息等の代筆を内命す。七月辭職す。香染色素絹を與ふ。十二月本山事務更正以來就務勉勵を賞して特に眞宗法要及典據全部を與ふ。又教行寺住職を辭退す。同十二年二月權少教正に補す。同十三年六月二等執行兼司鑰を命す。同五年七月二十三日病歿す。同三十四年本願寺故法主大谷光澤贈從二位の追賞ありしに仍り、攝觀生前の功勞を嘉賞し。同三十六年二月に至り。管長大谷光尊如より特に優旨を與ふ。

◎新潟縣の部

○片桐省介

直方。越後南蒲原郡二俣村住。天保八年丁酉八月十八日生。齡三十七。

省介。代々幕府領蒲原郡二俣村の里正なり。父七藏治延氣骨あり。家産饒にして常に遊士を

好待す。頼復又次郎兄弟北地に遊ふ常に其家に宿す。省介幼より父の氣宇を享け少壯氣慨あり。父の職を襲き里民を撫御し衆望あり。文久三年癸亥六月十五日二俣村に沿へる刈谷田川河水暴漲し堤塘を決潰す。省介。村民を率ひて其の防止に盡力す。其上流新發田藩領に屬す。藩領各村民之を好まず。數百人を催して之を妨害せんか爲め。各々兇器を持して。二俣村民を下關村丸山與野堤に包圍亂撃して幾多の死傷を生す。省介亦傷く。村民死する者十五人皆死屍を河中に投棄して兇行を恣にす。當時遠近に喧傳して物議紛々たり。省介深く其暴行を怒り部民に代り。江戸に至り。幕府に訴へ。處分を求め必死を期して冤を伸さんとす。新發田藩幕吏に因縁して之を抑へんとす。省介産を傾けて奔走し論争すること五年に及ふも決せず。村民泣て語て曰く。片桐君無かりせば誰か死者の爲め冤を雪かんと。省介。文久。元治。慶應の間江戸に在り。居を神田小柳町の陋巷に卜し。常に四方氣節の士と交る。最も越後村松人蒲生重章號精下野宇都宮人大橋仲載。大縣勇記贈正氣節。五越前福井人關義臣伊勢津人小野保。肥後熊本人照幡寬胤贈正氣節。武兵丹波人大石新造。出羽秋田人平田鐵胤。上野人金井之恭三位。陸奥仙臺人岡千伊。伊勢桑名人栗本洲介之助。幕府人山岡鐵太郎故子。關口隆吉三位等と交る。又越後同郷人長谷川泰從四位等と親善なり。當時尊攘の論盛なるに方り常に知己の友と會飲し。天下の形

勢を縦論談議し、幕府の失政を痛言して憚らず。初會の人と雖も志を語りて匿さず。人々其熱誠に感ず。又同郷の有志星野藤兵衛贈正五位、戸田七左衛門、村山秀一郎贈正五位等と氣脈を通して、北越の志士を鼓舞誘導して數十人と相誓ひ有事の時を俟つ。省介の居村二俣村は桑名藩の預地なり。省介、藤兵衛、七左衛門と相結ひ、藩吏を説て王事に盡さんことを謀りしも他の支ふる所となり。其志を達するを得ず。又高田藩々老原田兵庫等を説き大に同藩の意嚮を定むることに努力せり。慶應三年丁卯十二月大政復古の詔下る。省介躍然として曰く、微臣邦家の爲め節を致すの秋なりと。明治元年戊辰正月、伏見の事變を傳ふ。又曰く志士國難に赴く一日も緩ふすべきにあらずと。江戸を發途、閏四月二十六日馳せて京都に上り、復に因て、公卿及び諸藩機務に參するの志士に見へて東國の敵情を陳へ。且遷都の急務たることを論議す。省介久しく江戸に在りて東國の實情に諳熟し、人物を識別し、各藩の虚實を揣摩すると皆的中す。五月九日輔相岩倉具視贈正一位召見論議を聞き、其人物の用ゆべきを以て、同月十二日召命參内。即日江戸府權判事に補す。省介上表兩回固辭するも允されず。命して急速東行を促かさる。時に淀川洪水汎濫道路通せず。辛苦を凌ぎ漸く大阪に至り、二十六日汽船に乗る。船中大總督參謀正親町公董故正三位、三等陸軍將島丸光德故正三位、奥羽追討總督鷲尾隆聚伯在り、乃ち隨從し、二十八日朝神奈川に着す。即日江

戸に入る。二十九日大總督熾仁親王故有栖川宮、關八州鎮將三條實美故公に參候し、獻替する處あり。六月一日新に江戸鎮臺府を開く。省介、實美に屬し、庶務を綜理す。時に徳川家達公を駿河に封し、七十萬石を賜ひ、旗下士朝臣たらんことを請ふ者を處置し、又扶助を賜ふ者を調査處辨し、其收祿を請ふ者は九月二十五日を以て期限とするを令する。等人別二萬五六千軒、人員三十餘萬口に及び晝夜の劇務言語に絶したり。省介等勤勉努力功績多しとす。六月又學校奉行を兼ね、昌平學校復興の事を掌る。省介案を具し、學頭に公卿、諸侯、判事二人、博士二人、教授、助教、學生とし、朝臣を以て之に充つるの意見を陳す。七月江戸を東京と稱し、鎮臺及び關八州鎮將を廢し、更に鎮將府を置き、駿河以東十三國を管理す。實美鎮將を兼ね、光德を東京府知事と爲す。八月三日昌平學校及び醫學校を東京府に屬す。省介、光德に附屬す。十月十三日車駕東京に至る。百官奉迎す。省介、東京府判事の職にあるを以て騎馬先驅す。人以て榮とす。此間省介、元柳橋諏訪藩邸跡に住し、一朝顯貴に列するも舊誼に厚し。常に郷里の爲め知友と音問す。又性至孝、弟小林二郎を遣して母を郷里に迎へて、日夕待養を怠らす。或は桑名藩侯の爲め、其家系存立を計るあり。曾て知人に贈るの一書あり。其要旨を載す。其後は干戈之際、天涯ニ絶信、千懷萬情ニ候彌御安健ニ候哉。サテ僕出京之意味、迎モ相分リ不申筈ト察入申候。閏四月廿六日入京候處、御新政之事所存

不合之次第モ有之又ハ奏上之脉モ無之空敷可罷歸處岩相公へ被召五月九日拜謁同十日參内御沙汰ニテ同日江戸府權判事被命兩回之辭表無御採用却而急出立之御督促不得止洪水汎濫中萬苦ヲ凌キ同十七日浪華へ罷下リ彼地ニテ江戸之戰爭ヲ聞キ尙更急迫候得共種々サシ支同廿六日午後漸攝海ヲ發メ正親町烏丸鷲尾之三公卿一同廿八日午前金川若之仕合廿九日三條公へ拜謁右官へ言上之廉モ有之江戸鎮臺御開府朔日ト被仰出同日ヨリ出勤百事御創業之際如何様ニモ歸田之所存被行不申且郷地賊徒之事モ承知是以僕之寸影ヲ窺候ハ、直ニ舉家可被害ト小愛ヲ棄他日之安穩ヲ計リ第一海岳之知遇ヲ蒙リ候朝命難默止斷然御奉公申上候。當時省介音問を通し公私親交を結へる重なる人は佐賀藩江藤新平。高知藩清岡公張故子土方久元伯鹿兒島藩吉井友實故伯肝付兼武故早中井弘三故正其他足立政修。村上義雄等にて。諸藩の志士と比肩し機務に參與し。其才幹亦凡ならざるを以て。群猜四集謗議喧囂す。省介亦顧慮する所あり。上表して職を固辭す。十二月金六百圓。帛五匹を賜ふて其功勞を賞せらる。省介尙自奉豪華を極め在官の時に異ならず。謗者讒するに私職ありと訴ふ。當時鎮將府苞直私謁を禁するの令を布き殿に贈賄を物色す。省介爲めに讒の乘する處となり。遂に逮して幽囚せらる。檢問數月に涉るも實なし。同二年己十月二十九日官物を濫用し。被服僭分の罪に問ひ。三宅島に流

謫す。其罪案に曰く。右之もの儀御一新之折柄蒙御拔擢候は別而謹身正直に勤務可致處其義なく昌平學校兼職中政務緊要之書籍建言等之引書に用る。逆同所規則も乍辨御用と唱數部自儘に宅下けいたし。又は官板爲摺立製本數部手元にさし。置右之内貳百八拾余は知己朋友へさし遣し。其上猥に府金借用いたし。返納方催促を請月給或は職務中之費用に遣捨之廉を以取扱之義其筋へ歎願可致念慮にて打過剩職務被免上は苗字帶刀不相成段乍辨罷在白無垢着用而已ならず。乘馬にて府邸へ出入致候段一旦勤仕之身に不似合之心得方右始末不届に付屹度殿科に可處之處昨年來騷擾中之義に付出格之寛典を以終身流罪。尋て其家産を耕没す。省介の知友七左衛門。岩崎幸太郎。皆川織助時に同居す。讒者省介不逞の徒を聚め不穩の狀を訴ふ。官隊兵數十人を發して家を圍みて皆之を拘繫す。七左衛門幽囚中疫疾に罹り放たる。六月廿九日東京淺草三筋町の寓居に死す。幸太郎。織助訊問實なく。五月釋さる。省介流謫に遇ふや交友皆其冤を悲み吏に賄ひて餞を爲し。貨物詩文を贈る者三十人に及ぶ。二郎。省介の厄難を聞き積雪を踏み馳せて。東京に至り法廳に詣りて。辯明身を以て之に代らんことを請ふこと切なり。容されず。省介島に到るに本島地役人壬生美貴。伊ヶ谷村名主石井八郎左衛門と議り。私に島役所の録事顧問に採用す。省介亦意を職事に注ぎ執務の弊習を矯正し。大に體裁を改革す。又當時官物搭

蔵の帆船本島に漂着し。其官物管理の役人取調の件に關して島役人との間に職權上の
 爭議を起すに當り。省介之を論判して島役人の職權を完ふせしめたり。其他書類の整理
 皆其緒に就くもの多し。其効績今尙之を傳ふと云ふ。島民亦省介を罪囚視せず敬意を致
 し。屋舎を繕ひて之に居らしめ。薪水の缺を補ふ。又漁獲ある毎に之を驅る。省介其志を喜
 ひ。鯉脯を製して東京の舊友に贈る。又島中に一種の香蘭あり。異香馥郁たり。併せて諸友
 に贈る。諸友之を珍として皆其厚誼を感す。又八郎左衛門。省介の器才を知り。村方兒童の
 教育を託す。省介之を訓ゆること懇切。全村の兒童就學せざるはなし。隣島御藏島々民亦
 之を傳聞し來て學ぶ者數名あり。省介特に謝儀を要めざるのみならず。却て自費を以て
 教科書を求め之を兒童に與ふ。又兒童の性を察し。能を認め。晝夜神儒兩學を以て教訓し。
 或は農漁の家業に就かしめ。商工に適すると認むる者。成人者は其同業者に紹介して其
 職に就かしめ。又文學に通曉する者は其知己に囑して上京せしめて。専ら人物養成を主
 眼とし。常に敬神愛國の旨を講し。道義を説き。教養怠らす。爲めに全島老幼皆其風化に感
 し。教育の必要を知るに至り。後年教育令發布ありて。其實施に際し。事容易に行はれしは
 全く省介の教導に基くと云ふ。同三年^{庚午}十一月に至り。省介の老母貶謫を悲み。憂鬱病を
 發して日々危し。二郎憂愁に禁へず。遂に血書の哀請文を作り。自殺して兄の罪を贖はん

と欲す。友人栗本喬偶々來りて之を見て大に驚き。諫止其死を止め。仲載に謀る。仲載復喬
 三人血草書を彈正臺に上る。二郎血書文の後に左の詩歌を書す。一「封血書涙潜々。殺身成
 仁。是此間阿兄無恙歸帆日。孤魂相從到故山。」大君はいかに見ますや。我とわかほふりてそ
 くあかきこゝろを。又仲載等の願文に曰く。越後國蒲原郡二俣村元庄屋省介弟二郎儀
 爲省介是マテ度々向々ニ哀訴致候得共。願意難貫候場合ニ相成終ニ本月四日至情切迫
 致刺腕哀訴一通相認己身ハ割腹相果候半ト存込候處ニ二郎友人静岡藩關口頼母。厄介
 佐々木喬見請右血書奪取我等聞及候間。篤々教諭ヲ加ヘ差留置申候是。義葬倫之道廢シ
 難キ候處ヨリ二郎孝悌斯迄相盡候義ニ付我等於テ交際上不堪感激固ヨリ其儘ニ打捨
 置候義ニハ無之ト奉存候。常人悲痛至御洞察被成下哀願ノ筋相貫候様奉願候。乍恐御仁
 心ニ被爲在候御政體モ全ク葬倫上ヨリ申來候儀ニ御座候得者。右二郎輩ト申候テモ其
 道ヲ踏ミ候ヨリ斯成來候儀ニ御座候得者。御仁體萬分一之補益ニモ乍恐關係致候儀ト
 我等共奉存候ニ付。昧死言上仕候誠恐々々頓首。喬亦越後に至り。十一月二十六日新潟縣
 廳に訴ふ。其願書に曰く。當縣御配下蒲原郡二俣村元庄屋省介弟二郎儀爲省介是。迄度々
 向々ニ哀訴致候得共。願意難貫終ニ本月四日至情切迫己身ハ屠腹相果候半ト存込候處
 我等見請即血書奪友人一同教諭ヲ加ヘ差留置右血書者於東京別紙ノ通相添集議院ヘ

差出申候乍去當人儀ハ當縣御配下ノ儀ニ候得者二郎發心ノ情實且是迄至誠相盡候義
 素ヨリ御承知可有之ト奉存候得者何卒二郎願意相貫候様御取成被下度偏奉願候我等
 此度遠路罷越候モ固ヨリ交誼上トハ乍申斯迄孝悌相盡候者其儘捨置爲致沈淪候テハ
 乍恐 御仁政御欠ト遺憾至極ニ奉存候此段御洞察ノ上二郎願意相貫様被成下度懇願
 ノ至ニ御座候誠惶謹言同月二十八日縣令楠本正隆故男 深く省介の境遇を憐み二郎の
 至誠を感じて太政官に上申す其文に曰く當縣支配蒲原郡二俣村元庄屋省介先般流刑
 被仰付候後同人弟二郎ヨリ向々へ屢々哀訴仕候次第モ有之候處願意難盡候ニ付此程
 中至情切迫ノ餘リ血書ヲ認メ置屠腹可致ト決心セシ際友人共見受厚ク説諭ヲ加ヘ血
 書ハ速ニ集議院へ差出置右友人ノ内新谷藩山田謙吉並静岡藩關口頼母厄介佐々木喬
 ト申者當縣へ罷出別紙ノ書面差出候ニ付篤ク事實取糺候處右二郎儀孝悌ノ至誠是以
 殊勝ノ儀ト相聞且友人共ノ交誼ニ於テ特ニ東京ヨリ百里外へ罷越順序ヲ追テ歎願申
 立ノ底意全ク信義ヨリ出奇持ノ至ニ被存候仍テハ格別ノ御詮義ヲ以二郎願意御情恤
 何分御寛宥ノ御沙汰有之候様仕度奉存候左候得者二郎一族ノミナラス當縣管下數十
 萬ノ蒼生孝悌ノ風ヲ興起シ王化ノ御一助ニモ可相成奉存候間別紙山田謙吉外一人ヨ
 リ差出候書面寫相添及進達候條厚ク御詮議有之度此段申上候以上同四年辛未三月四

日太政官流一等を宥して郷里に禁錮を命ず其敎文に曰く越後國蒲原郡二俣村片桐省
 介儀重罪に依而被處流刑候處弟小林二郎老母悲歎ヲ視ルニ不忍且骨肉之哀情ニ堪兼
 度々宥罪之儀致出願其末哀訴之趣ヲ血書シ終ニ切迫之所業ニ及ヒ候次第全孝悌之至
 誠奇特之事ニ付格之譯ヲ以罪一等ヲ被減候條於生所終身禁錮可申付候事六月省介
 三宅島より郷里に歸る島人省介の厚誼を慕ひ送りて東京に至る者十餘人に及ぶ省介
 郷里に歸ても尙幽居を解かれず常に鬱々酒を傾けて悶を遣る同五年春省介の志を憐
 み知人臣佐武に託して新平に告ぐ新平時に司法卿たり即諾新潟縣令の稟申を促かさ
 しむ泰欣て急使を馳せて省介の親戚に告ぐ親戚稻田長熙正隆に訴ふ正隆親展以て省
 介の情況を陳申す會々文部卿大木喬任故伯 曾て省介と相識る其罪にあらすして嚴譴
 を蒙るを憐み九月一篇の陳奏を呈す其文に曰く片桐省介ナル者ハ壬辰五月中西京ニ
 於テ拔擢ヲ被リ東京府權判事ニ任セラル同年冬省介職ヲ罷ラレ後數月ニシテ朝譴ヲ
 蒙リタリ臣其詳細ヲ知ラストイヘトモ曾テ傳聞スル所ニ據レハ省介東京府勤務中其
 月給幾百圓ヲ前借ス遂ニ是ヲ以テ終身遠島ニ處セラレタリト夫私用之爲公金ヲ借ル
 素リ法之容サハル處雖然時尙兵馬勿卒之余成規備具セザル特リ此類ニ不止其罪素リ
 易々タラズトイヘトモ其心深ク惡ムベキニ足ラサル歟日月流馳今ニ至テ五歳ヲ經

聖運日ニ隆國歩月ニ進昔日ノ成律ハ今日ノ守法ニアラス伏惟レハ比來累綫中ノ人
 類リニ寛宥ヲ蒙リ天日ヲ拜スルヲ得者相繼聖恩洽キ所誰カ感涕ニ堪ヘザランヤ仰キ
 願クハ覆載ノ至仁漏ラス處ナク右省介ニ於テモ一タヒ寛宥ノ御沙汲恩下アラセラレ
 シコトヲ抑臣省介ニ於ル同郷竹馬之義アルニ非ス又親戚朋友之交アルニ非ス曾テ一
 タヒ相語ルヲ以テ纒相知ルノミトイヘトモ其曾テ罪ヲ得ルヲ聞臣實ニ竊ニ之カ爲懼
 然タリ今也 聖恩類リニ下リ舊規日新臣仍テ往事ヲ想ヒ忽焉省介之事ヲ懷思ス但歲
 月ノ久其死生存亡若クハ又人アリテ之ガ申訟ヲナスヤ否ヤ臣素リ之ヲ不知而テ又竊
 ニ思フ省介元越後ノ草莽或ハ其親戚知己遠ク邊土ニアリテ縱令言ハント欲スルアル
 モ亦朝廷之威嚴ヲ憚リ未タ口ヨリ出ス能ハサルコトナカラン乎臣朝恩ニ浴シ高任ヲ
 辱ス敢テ 朝威ヲ不憚ニ非ストイヘトモ今懷思スル所ヲ寫シ謹テ哀情ヲ陳スル所ナ
 リ仰キ願クハ覆載之至仁漏ス所ナク速ニ寛宥之御沙汰省介ニ及バ省介一家九族ノ
 聖恩ヲ感激ス言辭何ソ盡サン臣亦多少之幸甚不過之罪萬死九拜頓首陳言ス十月九日
 禁錮を解かる。省介大に喜ひ自ら祭文を作りて赦免の旨を産生神社に告ぐるに至る。十
 一月新潟縣二郎に金千匹を賞與して其孝悌の義を表彰す其文に曰く其方儀去ル戊辰
 年兄省介犯罪流刑之後母ノ悲痛ヲ歎シ兄之辛楚ヲ憂ヒ上京哀訴シテ終ニ恩赦ヲ蒙リ

其後兄弟雅睦老母ヲ奉養先意承顏今日迄始終不怠孝道ヲ盡シ候段奇特之至ニ付別紙
 目錄ノ通賞賜候事。省介家居偶々病に罹る。島人壬生成次郎師弟の誼あり。自ら越後に至
 り病間側を去らす。看護すること一年餘。病終に癒へす。明治六年二月十九日病歿す。

○二階堂保則 三浦良碩變名澁谷健介又栗庵。越後蒲生郡吉寺村住。天保六年乙未七月七日生。齡七十。

保則醫二階堂社三の七男。出て同郡中ノ島村三浦氏を嗣く。少壯時事に感じ。同志松田秀
 次郎舊稱笠原助。故正七位。高橋竹之介等と結び密に勤王の議を主唱す。元治元年春同郡五十公野
 村若月元輔號學。同。と談し。出羽米澤に至り。傍ら形勢を視察す。越後人該藩祖の縁故に仍り
 往々望を米澤に屬す。然るも奥羽列藩士氣振はず。會津藩獨り隣藩を壓し。米澤藩亦萎微
 して時事に心なし。空しく歸郷す。秋季瓜生村金子某の宅に於て。元輔と俱に鬪矢孫左工
 門故從七位。其他十餘人と會し時事を痛論す。此會即ち同志團結を爲すの端緒とす。慶應元年時
 勢切迫會津藩及び幕府兵越後に往來して列藩を視察し威壓を加ふ。村松藩高士佐々耕庵達
 五贈正位等同郡栗生津住長谷川鐵之進贈正位等に交り陰かに京攝の有志に通ず。會津人之を
 諜知し藩に迫りて耕庵等七人を斬る。同志水原の醫三浦東里。一日馬上近郊に出づ。幕府
 兵之を路に要して殺害す。田上村田卷某。小須戸町吉田某の豪家を襲ひ資財を掠む。同志

之を見聞して切齒す。窃に元輔等と謀り長門に投し、軍艦を率ひて新瀉を襲ひ、直に會津若松を衝くの策を建てんとす。其使命を秀次郎、竹之介に屬す。二人將に發途せんとす。會々九月十七日、元輔憂憤血を略て死す。死前保則、秀次郎を喚ひ小酌衷情を告げて曰く、吾幸に二子の親誼を得、今後三人の生死期すべからず。一人先たち死するあらば二人必らず其後事を圖らんと。兩人之を諾す。元輔死後、兩人萬事を掌理するに至る。十月、秀次郎、竹之介上京の途に上る。會々幕府政權を返上し、王政復古の機運に際會し。近く鎮撫使を諸道に派遣するの廟議あり。同志糾合準備として、秀次郎越後に歸り、竹之介は公卿澤宣種の邸に寓す。明治元年^{戊辰}正月十八日、北陸鎮撫使及び澤宣種より早急歸國同志を糾合して先鋒たるべしとの令書を與ふ。二月、竹之介之を携へて越後に歸る。途上孫左工門及び櫻井省吾二人上京するに會す。相携へて郷里に還る。保則等十七八人、三島郡坂谷村池浦廣太郎の家に會し、先づ隊名を方義隊と定め、隊長を上越は室孝二郎^{故正五位下}、越後は秀次郎とし、同志を糾合するを約す。三月、鎮撫使高田に到る。保則、竹之介等十餘人之を迎ふ。四月、鎮撫使越後各藩に諭告して、江戸に赴かんとす。保則等大に其不可を陳して之を止むるも聽かれず。尋て越後大に亂る。此間彦根藩大音龍太郎、越後に來る。蒲原郡加茂町青海神社神職雜田一學、相伴ふて今町柳亭に於て保則等に會す。又敵人の視察を避くる爲め龍

太郎を猫興野里正星野理右工門の家に潜匿せしむ。閏四月七日、保則同志と越後有志の總代として東上を期す。偶々家父宗仙、長岡に至り藥品を購ふことを命ず。保則大に喜び書齋壁上に大義滅親の四大字を題し、暗に父母妻子に訣別を諷し、曾我唯次を訪ひ旅裝を理めて長岡に至り、藥品其他を調へ剩餘の金と合せて之を家に送り、信濃川を下り與板に達し、猿屋仁兵衛の家に投す。秀次郎等十餘人先着す。此夜大に離筵を開く。尙前途を商り後事を議し、遂に曉に達す。保則、秀次郎、日下部貞三郎三人刀を包み商估の裝を爲し、味早同志に分れ與板を發して久田濱に至る。里正某頗る懇情を極む。船を僦て直江津に航せんとし、三人將に船に入らんとす。會津人出雲崎を警備す。會々銃槍を提げ四騎馳至る。三人倉皇舟底に蟄伏す。船亦速かに纜を解き、今町に着す。旅店古川屋に投す。幾ならず捕吏二人濶歩して來り三人の屬籍姓名及び往先を問ふ言辭極めて傲る。秀次郎大聲一喝して曰く、我等高貴の召に應じて東上する者汝等の搜索を煩すものにあらす。三人辟易して去る。忽ち高田藩士二人又來り問ふ。東上する所以の概略を告げ、亦其藩に依頼せんことを陳述す。二士曰く、吾等長官にあらざれば諾否を答ふる能はず。唯此地我隊の衛る所故なく他藩人を容るゝに由なし。請ふ本藩に就き之を謀れど。三人不滿に堪へず。高田藩の方向を訝る。九日旅店を發し高田に至り、西次城屋に投す。店主又三人の動靜

に注目し猜疑すること太しく嚴に出入を禁し恰も幽拘されたるか如し。三人藩の方向を怪み書を孝次郎に致す。孝次郎答ふるに藩の嫌疑を受け行く能はざる旨を報す。三人光照寺の僧某に請ひて與板掛所の印鑑を受け。寺士に粉し旅舎を發し新井驛に至る。驛中各戸東山道十敷藩の宿舎に充つ。行々戸々を見る。松代藩河口左文太の標を認む。三人共に左文太を訪ひ越後の情況を談し。其紹介に依り監軍岩村高俊精一郎に面し。敵情を告ぐ。貞三郎を留め。二人は左文太の好意に依り松代藩士に擬し。郵筒俗に先觸と云ふを各驛に飛して東上す。武藏麻驛に至る。驛頭長刀を帶ふる一士人に遇ふ。與窓より見るに行季に秋田の二字あり。伊藤新右工門なるを知る。保則與を出て呼ぶ。新右衛門顧みて一行を奇とし其故を問ふ。相伴ふて驛に入り一店を下し。秀次郎を紹介す。新右衛門同志に加はらんことを求む。即諾し相伴ふて江戸に入る。閏四月十三日先づ清崎藩邸に至る。又孫左衛門の書翰に頼りて彦根藩邸横川源藏の宅に着して旅裝を解く。保則秀次郎の上京したるは曾て龍太郎より大總督に建議の趣旨に因る。至れば龍太郎現に東山道巡察使に任し上野高崎に在り。源藏は龍太郎の親友なり。故に倚托を受けて周旋す。新右衛門と商り源藏書筒を作り。新右衛門之を持して高崎に行く。五六日にして歸來り。龍太郎より大總督參謀に呈するの書翰を得。源藏即ち保則等を導き大總督の本營に登る。大廣間に於て參

謀木村重任三に應接す。重任曰く。曩きに大音龍太郎の建言あり。督府宮の嘉納する所。但諸道總督あり順序を経ざるを得ず。故に願書と同志姓名錄とを北陸道總督へ呈せよ。速かに命あらんと。翌日願書と姓名錄を綴り總督府に至る。參謀津田信弘山三小林隆麟吉柔に面接し願書を呈して歸る。一日を経て總督府に召喚あり。至れば大隊旗一旅合書印鑑一葉を與へらる。其令文に曰く。越後國草莽之者共右歎願之儀モ有之赤心之程殊勝被思召大隊旗一旅下賜候條向後報國之實効相立候様御沙汰候事。北陸督府執事。保則。急興を命し秀次郎。新左衛門に先ちて高崎に至り旗を賜ふの顛末を陳へて。龍太郎の盡力を謝す。少時にして二人旗を守護して來る。時に越後方面既に戰端を開くを知り。秀次郎急興先發す。保則等御旗を衛て行く。二十六日信濃小諸驛に至れば秀次郎の書あり云ふ。病に罹り速かなるを得ず。或は時機を誤るを恐る。保則。新左衛門に謂て曰く。笠原此の如し。予是より急興を命し。笠原に遇ひ余又先ちて行かんと。御旗を携へて先發す。千山川暴に漲り渡るを得ず。秀次郎を問ふに朝已に渡ると。又如何とも爲すべからず。中野驛に至り名古屋藩陣屋に松本精庵を訪ふ。會々越後より書信あり。去二十六日來名古屋。松代等諸藩兵小千谷小出島に連戰大に利ありと。保則猶豫すべからずと爲し。杯を投して起ち急行高田會議所に至り。參謀山縣有朋公に面して。北越有志の徒蹶起の顛末と。大隊旗下

賜の由來を陳し、秀次郎等の爲め難する處あり、更に急興を命じて小千谷に達す。竹之介唯次、省吾、星野竹二郎、高橋良兵衛、入澤文之丞、日下部壯太郎等在り、共に願意の貫くを賀す。監軍高小千谷陣屋を本營と爲す。松代藩兵多く同所に在り。五月二日片貝、三日塚山の敵を撃ちて利あり。時に長岡藩河井繼之助二三の從僕を從ひ單騎來りて高俊に面して同藩の異心なきとを辯す。保則之を見て高俊に説て曰く、繼之助は長岡の重臣、閩藩の嚮背同人に在り。今日此所に來るは我軍の狀勢を探らんか爲なり。宜しく之を拘へて後徐に同藩に説かは一刃に血塗らして歸順せしむるを得ん。否らざれば必ず後患を貽さんと容られず。保則竹之介に商り同志多く敵地に在り。道路硬塞來會する能はず。我に隊旗あるも人なきを奈何せん。二人是より敵地に入り同志を起し、傍ら敵情を探らんと決し、小刀を佩ひ里人の裝に粉し、片貝に至り日没を待ちて夜朝日川を渡り、親澤村に至り、村人高頭久平を訪ふ。久平走出て低聲告げて曰く、嫌疑あり兄等に接する能はず。村に閑地あり兄等を導かんと。時に秀次郎の一行高田に在り、談事あり速かに來れど。保則意に満たさるも止むなく、直に上途高田に至る。秀次郎、新左衛門等保則を詰る。保則別後の顛末を叙す。漸くにして一行の意解く。時に參謀黒田清隆故伯、海道を進む。書記長莖太五郎、五位故を以て命を傳へ、保則等同志の出發を許さず。是れ秀次郎等の難に謹慎を缺くを咎めしな

五月八日北陸道鎮撫總督海に航し、今町に着く。隆麟、信弘參謀たり、保則見へて事情を訴ふるも聽かれず。即ち同志に告て曰く、余等同志の頼むものは此大隊旗にして余等同志を困らすも亦此大隊旗なり。若かず暫く之を總督に托し、他日に一隊を編制したる後再び下附を請はんと。衆之を可とす。總督府に詣り、從行小笠原彌右衛門に面して之を托し、高田を發して松ノ山、十日町を経て六日町に至る。偶々同志の論二派に分る。竹之介等は嚮導と爲り從僕となるも、苟も官軍に利ありて掃蕩の効を奏するを得ば我輩の至賊貫く所以と。秀次郎等は我輩素志一隊を立つるに在り。況んや大總督へ建議して隊旗を賜ふ元より等閑に付するの理あらんやと。後日分離するに至るも又互に氣脈を通じたり。保則、秀次郎等と六日町に居ると數日。十五日川水を傳ふて砲聲を聞く。保則其情況を探らんと浦佐に至る。偶々土民約四百人、里正の家を襲ふて紛擾を極む。保則屯在の松本藩士を扶け自ら衆群に投じ勸説之を鎮撫し、居る二日。善後の方法を定め、小千谷に至る。前日聞ける砲聲は榎嶺なるを知る。小千谷の同志を會し、今後の行動を協議し、十八日蘇生村の軍營に至り、有明に面し浦佐の事情と處置を報告す。有明大に其の處置を可とす。二三日を経て小千谷を發し、信濃川を下り長岡に至り、竹之介に會す。曰く、官軍新に捷ちて他を恃むの念なし。我黨の志を爲す機遠かるべし。子等豈唯官軍の驥尾に付するを屑しと

するものならんや。宜しく與板の弱藩を助けよ。是亦天朝に盡す所以にして我輩の志を爲す所以も茲に存すと。保則之に服し。省吾等を伴ひ與板に向ふ。時に同藩孤立無援の究境に在り。保則等藩老松下源太郎。同源六郎に逢て藩を援護するの意を告ぐ。二人深く感激す。保則猿屋仁兵衛方に寓す。同志續て來集る。今町の人星野平吉骨董。兵器輜重を運輸し來る。始めて隊伍を編制す。又藩に謀り金穀を募集し。彈藥を調辨せしむ。偶々省吾等搜索して敵偵五人を縛す。士氣稍く振ふ。方義隊の隊名を稱す。原村を衛る。巳刻砲聲下流に聞ゆ。漸く近く午刻原村より十餘丁元與板村に進來りて發砲す。隊員防禦す。申刻飯山藩兵と代り。宿舎に憩ひ飯を喫するの央に彈丸屋上に響き。市街騒然衆驚き四散す。保則會我得十郎等を率ひて後山に登り望見するに與板城烟燭颯々。保則慷慨して衆に告げて曰く。我輩亦懦夫の爲め誤らる。今や敵餌と爲る。止みなん死は一なり。何ぞ地を擇ばん宜しく進むべしと。官兵急馳陸續來援す。三輪權平の宅を中軍會議所と爲し。保則竹之助中軍に屬す。一日保則河東中ノ島の敵情を偵察し。沿川官兵の警備疎なるを見て。警兵上田藩兵に告ぐ。六月四日敵此方面の虛を衝き官兵爲めに敗らる。已にして秀次郎を隊長と爲し。保則監察と爲り。其他會計輜重司令等略職員を置く。此時栖吉山より猿橋川に沿ひ川袋村より與板劍ヶ峯に亘り。出雲崎に至るの間東西殆ど二十里。彼我對壘小戰絶ゆる

ことなし。保則等の隊は柿木山の壘を守る。六月二十六日敵の夜襲に遇ひ關原驛に退く。軍を整へ劇闘して守地を復す。三十日鹿兒島藩遊撃二番隊隊長西寛 二郎子爵と中條村に進撃す。川を隔て撤兵を布く。日暮戦を止む。夜半保則等の隊に斥候を命ず。保則暗旗を持し一伍を率ひ舟に上る。曉に川を涉り地藏堂町に入り。麓觀音寺諸村に進撃し。敵を追ひ。尋て三條に進む。保則獨り中ノ島に行き。其養家に歸り養父宗仙に面謝す。宗仙村内屯在の彼我兩軍の傷者を治療す。村内會津人屯在に際し。隊長佐川官兵衛。保則の土地有志を糾合し官兵に屬することを探知し。一家を屠らんとし。先づ宗仙を捕へて。同村五軒の宿舎に拘す。時恰も午食の時なり。官兵衛。賦人軍に監置せしめて食を取る。賦人同村民なり。乃ち宗仙を放ち走て急を家人に告げて俱に逃去す。宗仙一族と俱に中野村に潜むこと二十餘日。米澤藩兵中ノ島に來る。宗仙を釋して家に歸らしむ。其間家資殆ど掠奪せらる。七月十日會津征討後口總督彰仁親王嘉彰。故小松宮。柏崎に抵る。軍監三宮義胤耕庵。故男爵。方義隊を親兵に加ふ。旨を達して。錦章數十葉を賜ふ。保則。秀次郎等八人連署總督宮に建議す。保則時に澁谷健介と變名す。其要に曰く。夫レ兵ハ謀略ヲ以テ主トス。若シ夫レ謀善キ乎力ヲ用ユル少シテ功ヲ得ル速カナリ。是レ古今良將ノ能ク兵ヲ用ユル所以今ヤ越ヲ横斷スル。廿餘里官賊壘ヲ對スル殆ト五十日一旦兵倦ミ衛リ疎ナルアラハ敵間ヲ得虛ニ乗シ反

側ノ變ナキモ亦保シ難シ故ニ官軍速カニ軍艦ヲ整ヒ新潟松ヶ崎等ヲ擊タハ賊忽チ後
 顧ノ念ヲ生シ保ツ能ハサル必セリ陸軍機ニ乘シ進撃スレハ一舉ニシテ掃攘ノ功ヲ奏
 セント」幾ならず參謀策を決し軍艦を發し保則等の隊員に嚮導を命するに至る。七月廿
 日保則等の方義隊黒谷親兵に屬し新潟に進む。親兵軍監の命に應せず。新發田に行く。方
 義隊代りて急に出湯に向ふ。途上敵を撃ちて之を破る。保則此機に乘し五頭山の險を越
 へて諏訪小川兩道進軍の官兵に會せんと主張するも衆應せず。退て龜田に駐る。保則隊
 務を監し兵器彈藥を調辨し民政を理む。當時官札發行銅錢貴く米價暴騰し細民不穩の
 情あり。保則米商を諭し米價を均一し其日々の相場を店頭に掲げしむ。民情漸く安ん
 ず。九月廿六日總督府本營より隊名を居之隊と更め庄内進軍の命あり。軍曹里見綱之
 助之を監す。廿七日早發し直に庄内に向ふ。此間庄内歸順す。熱海に至れば官兵凱旋する
 に遇ふ。新發田に歸陣し。同地周圍寺に宿舍す。保則總督宮を新潟に護衛し。新發田に歸り
 十月東京に赴く。十一月保則刑法官判事松本新作。同松浦武四郎に依り天兵取立の件を
 建議す。其要旨に曰く。今日大政既に朝廷ニ歸ス此時ニ當リ天兵ヲ仕立ツルヲ先務トス
 其略御親兵ヲ始メトシ國府ニ國府ノ兵ヲ置キ知縣事ニ自ラ知縣事ノ兵ヲ置キ其制一
 萬石百人ト爲シ諸侯ノ兵ト區分シ(中略)各州無二勤王ノ者ヲ精撰シ萬石中二千石ヲ兵

食ト爲シ平時ハ父母ヲ養ヒ妻子ヲ育セシメ其府縣ニ學校ヲ設ケ小少ヨリ尊朝ノ志ヲ
 勵シ又別ニ各州巡察使ヲ置キ府縣政兵ノ善惡ヲ檢シ傍ラ諸藩ノ政績ヲ察シ直ニ之ヲ
 大政官ニ申シ黜陟セシメント」同二年己正月居之隊加茂を警衛す。後又隊を二分し水原を
 警衛し常福寺に宿舍す。保則兩地の間を往來して隊務を掌る。又隊務を帯ひて東京に出
 つること再次。京都に行くこと一回。常に同志間に周旋し紛議を生ずる毎に。皆保則之を
 掌理せり。同三年庚正月居之。北辰。金革の三隊と俱に東京警衛を命せらる。時に隊員以爲
 らく政府我隊を歩兵等と同一視するは我輩の素志にあらず。寧ろ兵部卿に謁し衷情を
 述ふるに若かすと。三隊商議し。保則衆の推す所と爲り。翌日急興水原を發す。尋て三隊
 員も順次東京に着し。舊清水邸に屯營す。兵部省三隊を合して第三遊軍隊と爲す。第一
 遊軍は十津川親兵。第二遊軍は美濃草莽兵なり。各隊取締三人を置く。秀次郎。孫左衛門。保
 則之に當る。四月隊員の操練を駒場野に天覽在せらる。時に勅語を賜ふ。五月初旬全隊解
 隊歸耕を請願す。丸山作樂^{三位}保則等を旅舎に招き懇ろに解隊の不可を諭す。九月二日
 兵部省より賞典を賜ふ各差等あり。保則賜ふ所の賞文に曰く。戊辰之役金穀ヲ官軍ニ供
 呈シ且戰陣盡力之段奇特之至リニ候仍而爲其慰勞目錄之通下賜候事。目錄金五十兩。二
 十四日解隊歸耕を許さる。保則等歸郷隊債を勘査す。無慮壹萬餘圓に上る。隊卒中歸郷頼

る所なき者あり。歸耕資金を促がし甚しきは之を官に訴ふる者あり。内外困頓を極む。保則等同志と共に奔走して此等の事を處辨すること翌年夏に渉る。僅に其局を結ぶ。同四年養家を義弟宗湖に譲り二階堂に復姓し。五月加茂に卜居して醫業を開く。十二月二十五日夜目明石田屋惣平より患者あり來診を乞ふと。保則直ちに行く。二捕吏曰く。足下は二階堂良碩なるかと然りと應ふ。官命尋問あり縛すと云ひ之を捕ふ。同五年正月二日東京に檻致す。二月二十九日訊問了る。官保則か南條新九郎。北山信高橋竹之介の假名等の還幸論黨に左擔せしの嫌疑なり。四月二十四日無罪を宣告郷里に歸る。名を保則と改め再び醫業とす。同十一年九月北陸御巡幸在せらる。二十三日長岡行在所御發轅の際保則秀次郎。孫左工門等舊隊員二十七人を召して拜謁を賜ふ。爾後力を公共の事に致し。醫事衛生に關する事項にして保則の干與せざるはなし。郷黨推重し。醫師組合長。醫師會長たること二十餘年に亘る。著書風後餘草。虎影漫錄。刀圭餘戲等數篇なり。明治三十七年二月十九日病歿す。

◎埼玉縣の部

○木村友三

政順。元上總久留里藩侯黒田氏臣。文政四年辛未七月五日生。齡七十三。

友三。武藏兒玉郡秋山村福田友右衛門の二男。少壯志氣あり。武技を好み。練磨其奥技を極む。後四國九州北陸地方を巡歴して武を試み。遂に一家を成す。流名を神武一刀流と稱す。門生數百人常に其教を受く。後同郡新宿村農木村氏を襲く。友三郷里の風慣頽廢し。惡俗浸潤するを慨し。農間専ら武技を以て子弟を激勵す。後風紀大に革まる。又自家養蠶を業とし家産を理め。頗る其術に通ず。郷民其の範に倣ふ者多しと云ふ。嘉永六年に及び時事の騷擾を見聞し門生に諭して曰く。今日の秋は國民として大義を服膺し。報効の誠を致さざるべからずと。江戸市内其他數ヶ所に擊劍場を開き自ら門生を率ひて武事を奨励す。友三の住地は久留里藩領なり。藩士亦其門に入る者多し。會々藩侯黒田直和伊勢守。從五位下。其名を聞て藩士扈從格に列し食祿十五口を與へ。武藏上野藩領三十八ヶ村の取締と爲す。友三監察怠らず所在靜穩なるを得たり。慶應三年丁卯十二月二十五日庄内。上ノ山等諸藩芝三田薩摩藩邸を燒撃す。直養筑後守。從五位下。從士を率ひて西の丸を衝る。亦藩士を神田新

橋に屯して非違を警む。急報新宿村に達す。友三聞て奮然起て曰く。是君恩を報ゆる秋なりと。自ら門生中氣力ある者十九人を率ひ。徹夜江戸に馳至り。藩邸を守衛す。一列氣鋭四隣を壓す。他藩士之を見聞して黒田邸内新徴組潜めりと評するに至る。友三惟らく此時に當り藩侯の爲め殉するの志なりしも事其期に至らざるを憾とす。宜しく武技を演じて志を致さんと。直和の面前に於て友三以下數人の演技を行ひて後歸郷す。爾來身を閑地に置くも常に武事を講ず。明治十六年六月今上天皇武技を天覽あらせらる。友三時に六十九。尙上場刀を振ふ。其老健を褒して硝子盃二個を賜ふ。時人之を榮とす。同二十四年二月隱居。明治二十六年十一月六日病歿す。

◎千葉縣の部

○正六位 依田百川 朝宗。舊稱七郎。又右衛門二郎。號學海。元下總佐倉藩侯堀田氏臣。天保四年癸巳十一月二十四日生。齡七十七。

百川。佐倉藩士依田貞剛の二男なり。幼にして學を藩校に修め。長して經史を藤森恭助山又弘庵附に受け。傍ら文辭を修むること數年。時に藩侯堀田正睦備中守老中と爲る。幕府從四位川路聖謨左衛門尉侯と話次百川の文名を語る。正睦未だ知らず。慙然退て藩老平野重久殿に

問ふ。重久乃ち百川の事歴を告ぐ。正睦特に命して俸三十苞三人扶持を給して中士と爲し。藩學都講に補す。安政六年百川學政を振興し士氣を激勵せんことを建言す。萬延元年再ひ學校の事宜を論す。文久元年教導宜を得たりとて紋服を興ふ。又藩侯藩士の風俗を正し。人民を息するの二策を問ふに當り。百川數千言を草して之に對ふ。同二年壬子十一月正睦幕府の讒を受けて閉居す。百川書を嗣子正倫故伯に上りて明年の賀儀を損して深痛の意を表せんとを陳す。正睦曾て廣く直言を求む。百川弊政二十餘條を疏陳し。又宰臣に詣りて書意の及はざる所を口陳す。同三年藩事を言ふ者を分ちて三等と爲す。百川第一に居る。三月英國人幕府に生麥殺傷事件の償金を嚴求するや江戸全府大に震ふ。百川建言して曰く。藩士の妻孥多く府内に在るを以て人々後顧の念あり。請ふ急に之を佐倉に遷して以て士氣を振作せんと。藩之を許す。是時藩廳の告示に事變あり。公退去云々の文字あり。百川之を覽て曰く。主君幼と雖何ぞ避と言はん。命して之を剛去せしむ。是月侍講兼近侍と爲る。四月郡方代官と爲る。代官役は舊例率ね會計吏を任用するに。特に儒士を擧げしむ。重久。民政主任と爲り。積弊を革めんとするに因る。實に破格なり。百川千葉。埴生二郡を管掌す。任に就くの初め部民例に依りて贈遺を致す。百川家族に命して一切謝絶せしむ。千葉瀕海の民鮮魚を籠にして腫て至るも悉く受けず。魚遂に餒れて道に棄る。

至る。其職に在るや民事を理め、冤横を釋き、成績見るべきものあり。此年水戸人攘夷の説を唱ふる者多く、中には言を攘夷に籍り兎徒を嘯集して民家を擾亂する者あり。嘗て水戸人長谷川勝七、佐倉に至り軍糧を借らんとす。藩吏大に恐る。宰臣百川及び續豊徳徳太に應接せしむ。百川、豊徳、勝七に面接して辯論し、詰るに擅に兵馬を興して所在を騷擾するは人臣の禮に非ざるを以てす。勝七辭屈して逃げ去る。又兎徒其黨を派して所在金穀を募り、屢々藩領民を脅かす。藩吏其兎暴を懼れて敢て問はず。百川切齒して曰く、賊吾疆を侵す。之を座視して攘はざれば何を以て藩名を保たんやと。竊に門人藤井善言從位、森友賢等をして宰臣に抵り之を撃たんとを請はしむ。文久三年癸亥十二月會々水戸人岡部義孚、前木正明、其黨二十餘人を率ゐて藩領成田村に至り、富家を脅かして軍資を募らんとす。百川乃ち善言等を率ゐて之と會見説くに理義を以てし。若し聽かずんは之を斬らんとす。義孚等其狀の可ならざるを見て引去る。百川等部内を警めて居ること三十餘日。兎徒復た部内に入らず。元治元年甲子春百川藩に建議して曰く、藩邑他州に在るものに郷兵を置て以て非常に備へんと。藩其議を納れ、百川に郷兵頭を兼ねしめ、武藏國埼玉、横見の二郡を巡視して郷兵を募り、執銃を練習せしむ。九月同僚と議協はす病を稱して職を辭す。十二月代官を罷む。慶應元年乙丑六月武藏所在土冠起りて奪掠を恣にし、餘衆横見郡を侵さん

とす。其徒中戒めて曰く、佐倉領内に郷兵あり、戒器具備す。輕々しく侵さば吾徒を損せん。郷兵亦兎徒の侵來を見て砲を發して之を拒く。兎徒散去す。百川の郷兵を募るや竊に思へらく、今天下の形勢を察するに久しからずして變有らん。一朝事あるに當て武州に至り郷兵を率ゐて四隣を却略し、地を開き財を聚めは志を一方に得べしと期待する處ありしに、重久、百川の志を悟りて之を危み、其の功を録し、班を給人格に進め、俸十人口を與へ上士に列し、郷兵頭を罷めて江戸に移住せしめ、特に弘く諸藩士と交通し、時事を偵問せしむ。百川弘く諸有志と交り應酬する處あり。朝野の事情を藩侯に報すること多し。同三年丁卯二月俄に擢て江戸留守居役と爲す。留守居役は故例俗吏にして趨走に巧なる者を用ふ。然るに時勢切迫して外藩との交渉日々多く時務に通する者にあらざれば可なす。是に於て老臣等議して儒員に就て其人を撰ふ。皆時難を慮り事を以て辭す。乃ち百川を擧ぐ。百川曰く、國家多難使命最重し。請ふ死を以て之に當らんと。志を決して命を受く。舊慣留守居役は就職の前後を以て進退の規を定め、故參の新參を遇すること殆ど僕従に異ならず。百川毫も其慣風に倣はず。嚴勵節操を持せしかは同輩大に之を憚りしと云ふ。明治元年戊辰正月伏見の事變起る。江戸在邸の諸藩士集會して徳川氏の爲め謀る處あらんとす。百川舊誼を辯して協力大に強硬の措置を執らんことを主張す。事終に行は

れず。二月藩侯同志と謀り前將軍の爲め罪を謝せんとし、藩老倉次重享甚大を使とし、百川を副とし京に上らしむ。百川途次吉田驛に至り征討軍の官兵に遇ふ。官兵其東より來るを怪みて間諜と爲し槍を擬して推問す。百川從容として辯解す。乃ち免かる。三月京に至り太政官に上書して救解を請ふ報せず。是月藩侯上京す。朝廷其遲延を責め閑居して命を待たしむ。藩老佐治延年茂右衛門重享と議し。百川をして屢々上書して其他無きを明にす。四月朝廷佐倉留守の藩兵從軍せるを以て藩侯の朝見を許さる。六月百川公務人に補す。藩侯歸藩す。百川仍ほ留りて議政に對策す。建議八篇を上る。時に朝廷大に政弊を革む。百川書を輔相岩倉具視贈一位正に上り。今や門閥を廢すと云て門閥猶存し。言路を開くと云て言路猶塞る。又西南の士を専用して東北の士を擧げず大に公平を失ふと論陳す。十月車駕東京に行幸あり。公議人に救して東京に至らしむ。百川東京に歸る。十一月班を大寄合に進む。仍ほ公議人を兼ね。祿三百石を給す。同二年己未七月大に藩制を改革す。百川少參事と爲る。尋て權大參事に進む。百川大參事平野重久。西村茂樹三位正と謀り民政を改め軍制を定む。同四年辛未七月廢藩。仍ほ留て藩事を視る。十二月藩藉を印幡縣に交付す。百川仍て東京に移住す。同八年地方官會議を東京に開く。參議木戸孝允贈一位從議長たり。百川を徵して書記官に任し。正七位に叙す。同十一年七月任修史局三等修撰。尋て官制改革の爲め四

等編修に任し。又三等に進む。同十四年十二月任文部權少書記官。同十五年十二月少書記官に陞る。同十八年十二月非職を命せらる。同二十一年三月罷む。尋て特旨を以て正六位に叙す。爾來意を仕途に絶て専ら著述漫遊を事とす。時に文學大に興り。少年才子稗史小説を著すもの西洋の説を根據として鄙俚淫靡の語多し。百川著すところ一に勸善懲惡を以て主と爲す。世人其陳腐を譏る。百川毅然として曰く。西洋小説才を主として徳を後にす。今の少年をして年齢を加へしめは必ず後悔することあらんと。著書數篇世に稱せらる。明治四十二年十二月二十六日病歿す。

○杉木良藏 元上總久留里藩侯黑田氏臣 文化八年辛未□月□日生。齡七十三。

良藏。少壯武技に達す。藩に在て徒目付とす。明治元年戊辰閏四月東海道先鋒副總督柳原前光政伯常總鎮撫使として薩長。佐土原。岡山。津の五藩兵を率ひ上總に至る。久留里附近徳川氏脱兵散在す。同月十日副總督諸藩兵を遣して之を徇ふ。藩侯黑田直養筑後守。從五位下。藩老山本丈太夫。用人小林吉郎右衛門を遣して軍を迎へしむ。官兵。兩人を陣門に招き威を示して殿に詰訊す。兩人交々辨疏して纒に砲撃を緩ふし。導ひて城に入り。巡檢。武庫を封印して官兵城下に宿す。時に良藏の男良太郎藩の大目付附表坊主たり。氣慨あり。此の現狀

を目撃し悲憤に堪へず。君家は徳川氏譜代の名門たり。今日の現況豈に忍ふべけんやと。官兵の宿舎に赴き將卒に面し。徳川氏の爲め辯述する所あり。官兵應せず。良太郎奮激に堪へず。後刻を約し決闘すべしと痛言して歸家し。妻子に訣別刀を執て家を出てんとす。良藏其行動を察し。以謂く主君今稍く嫌疑を宥さる。特に本日官軍を城中に迎へて一藩恭順繼に無事を得たり。此時に當りて良太郎一人の爲め事を破り。官兵に抗したりとせは主家の爲め大事を破り。併せて官兵に對して恐懼する處なり。之を諭すも止むべからずとせば自ら決するに若かすと。良藏背後より喚て覺悟せよと一言して斬る。良太郎倒なから叫て曰く。私過てり父上宥されよ切腹して謝せんと足に纏る。良藏蹴返して之を斬る。妻子驚き歎く。良藏涙を呑みて血痕斑々たる衣服の儘馳せて官兵の宿舎に至り。隊長に面し嚴然告げて曰く。過刻愚子陣門を犯し過言に及ひしは深く恐懼する處なり。今亦軍刀を携へて軍門を犯さんとす。故に自ら手を下して打果したり。希くは檢使を賜はんことを請ふと。決死の色面に現はる。官兵不意に驚き遲疑せんすとす。良藏大に激して曰く。即答なきは疑念あるならん。若即時に檢視なくんば良藏愚子に代りて決闘に及はんと。刀を按して動かす。會々藩の巡邏之を聞き人を奔せて良藏の宅を護らしめ。亦良藏を護して還らしめ。官兵に應接して重臣に達す。重臣陣門に至り陳謝す。隊長等良藏父子の

苦節を感じ。強て追究せず無事なるを得たり。他日藩侯良藏の忠烈を賞して物を與ふ。又良太郎の義心を憐み之を城外眞勝寺に厚葬せしむ。六月官兵久留里を發して大多喜城を徇ふ。眞里谷の殘徒附近を擾亂す。藩兵を出して之を鎮む。時に良藏を擢て大鼓役と爲す。尋て木更津縣の捕亡方となりて不逞を捕ふに功あり。後家に老す。明治十六年十二月二十七日病歿す。墓地久留里眞勝寺

○廣澤俊徳

吉郎。又定五郎。元上總久留里藩侯黒田氏臣。文政十年丁亥三月十七日生。齡五十九。

吉郎。藩の世臣なり。少壯馬術刀法を研きて其技に達す。又學を修めて其旨に通す。天保十四年卯正月藩に仕へて番士と爲り。尋て近習に進む。弘化四年丁未十月藩侯黒田直靜守。故從下位兩總東海岸地理巡檢に扈從す。安政二年卯乙三月藩侯黒田直和和泉守。故と爲り給人に進む。尋て藩の留守居普請奉行等を経て廣間取次に轉す。同六年未己二月家を繼ぎ家祿四十石を食む。慶應三年卯丁十二月十八日藩侯黒田直養筑後守。故江戸市中取締の幕命を受く。吉郎。巡邏隊長と爲る。二十五日芝田町薩摩藩邸襲撃あり。吉郎巡邏隊を率ひて神田新橋に至り徳川氏歩兵頭と謀りて警衛す。明治元年辰戊二月七日徳川氏歩兵市内を騷擾す。藩老森光新格左藩侯名代として兵を率ひて之を支ふ。吉郎。巡邏兵を以て

先鋒たり。尋て上野山内の警備を命せらる。二十一日北白川宮能久親王。故。徳川氏の爲め上京哀請に及はんとす。藩兵從屬す。小田原に至る。吉郎宿陣割を勤む。三月久留里に歸り尋て軍事掛と爲る。六月四日徳川氏脱兵上總横田村を放火す。藩兵を山本村に出して之に備ふ。吉郎軍監に代りて百般の事を掌理す。同二年己十一月藩の權大參事に任ず。官給二十五人口を與ふ。同三年庚午十月藩制改革官吏減少の際免官。更めて少參事に任し官給十五人口を與ふ。同四年辛未七月廢藩大小參事に至ては従前通事務取扱ふべきの旨を達せらる。直養東京に移る。吉郎白銀若干を呈して從來の恩誼を謝す。同六年十二月大政官布告に據りて士族還祿の際千葉縣廳より授産掛を命せらる。後年解職家に老す。明治十八年五月二十六日病歿す。墓地久留里正源寺

○寺田疇平

寛懷。裕次郎。號翠山。又以嘯。元上總久留里藩侯黑田氏臣。文化八年辛未四月二十一日生。齡七十五。

疇平。藩の世臣なり。幼にして父ふ失ひ病母に侍養すること十三年至孝の聞あり。少壯文學に志し。書法に通し詩歌を能くす。家老書役と爲る。又孝心の聞へありて褒賞を與ふ。尋て分領武藏榛澤郡岡陣屋の代官となりて治績あり。後久留里に歸り給人に進み。郡奉行に轉す。三近塾學問世話役を兼ね。偶々領内訴訟事件あり。事終に老中本莊宗秀諸郡松平伯爵。守。故。從四位

に聞へ。藩侯黑田直知和泉守。故。從五位。心痛する處あり。藩老を喚ひ之を告げ。疇平をして處辨する處あり。事遂に決す。明治元年戊辰四月徳川氏脱兵撤兵頭福田道直八郎右衛門。等歩兵千五百人を率ひて上總木更津に上陸し。尋て眞里谷に屯集し。閏四月使を久留里に遣はす。疇平同僚堀内峯右衛門と之を城下に迎ふ。脱兵某曰く貴藩官軍たらは一戦に及はん。又徳川氏に味方たらは我兵員を城中に籠らせらるべし。其即答を聞かんと。疇平。峯右衛門談論數刻に及び十日間に決答することに相約して分かる。疇平。峯右衛門歸城して此事を藩吏に告げ。豫め軍備を嚴にして不時の變に備ふ。幾ならずして官兵總房の地に入り。下總船橋上總五井等に戦ふ。脱兵破れ走る。道直之を聴き。藩の回答を俟つに及はすして退去す。官兵進て久留里に來りて藩の去就定る。尋て藩兵先導して大多喜城大河内に向ふ。六月四日脱兵の殘衆上總望陀郡横田村を放火す。藩兵衆を山本村に出して警護す。疇平出て輜重を監す。同二年己六月藩制發布藩侯黑田直養筑前守。故。從五位下。藩知事に任す。疇平權大參事に任し官祿二十五人口を與ふ。同三年庚午十月官吏減省の達令あり。權大參事を解き更めて小參事と爲り官祿十五人口を與ふ。同四年辛未七月廢藩。九月直養朝旨を奉して居を東京に移す。疇平。是迄通事務取扱を命せらる。時に白銀若干を獻して舊來の恩誼を謝す。爾後退老名を以嘯と改む。又直養の委囑に仍り藩翰譜を編修する事あり。直養厚く之

に翻ゆ。常に詩歌を吟詠して老を送る。明治六年十一月一日病歿す。墓地久留里眞勝寺

○荒木榮懷 武標一郎。代右衛門。隼太。元上總久留里藩侯黒田氏臣。文化六年己巳六月二十七日生。齡八十二。

一郎、藩の世臣なり。家流種田流槍法を修め其技に達す。天保二年寅正月中に小姓廣間番士と爲る。同四年巳十二月上總國周准郡富津及び竹岡の砲臺を巡視す。尋て馬廻と爲る。弘化三年丙午五月家を襲き祿六十石を食み。家中槍術師範と爲る。嘉永六年丑六月米國軍艦浦賀に來航す。富津代官森覺藏急を報す。藩出水平學に一部員を率ひて飯野に至らしむ。一郎之に加はる。同四年丁巳十月藩侯黒田直靜豊前守。故五位下兩總東海岸地理檢分に赴く。一郎從行。尋て給人大目付に進む。爾後納戸役。徒頭。山掛。海岸固用掛。固場出勢の時弓組物頭。兼大筒奉行。元占役。寺社奉行等の諸役を歴て世子直養附と爲る。文久二年壬戌二月用人と爲り二十石を加増す。元治元年甲子十一月水戸脱士の降人肥田金藏以下三十五人を藩に預けらる。一郎人數を率ひて下總銚子に至り。高崎藩陣屋に就き金藏等を受收し。久留里城下正源寺に置く。後之を安住妙覺院に移す。降人一郎の威風を畏れて敢て命に違ふ者なし。慶應元年乙丑五月元占役を兼ね。明治元年辰二月擢て家老に進め百石を加増す。藩侯に代り京都に上る。四月歸藩復命す。當時總房の間徳川氏脱兵所々に徘徊し。其勢猖

獷なり。脱兵中元撤兵隊福田道直八郎。右衛門。辰々人を遣はして藩の去就を問ひ事情切迫す。藩中議論紛起し。多くは脱士に應ずるの議に傾けり。一郎上國の形勢を説き獨り斷然勤王の大義を唱へて動かす。幾ならず官兵進て藩領内に入る。脱徒聞て散去し。始て藩論定まる。一郎の主論大に預りて力ありしと云ふ。同二年巳五月病を引て職を辭す。己にして番頭と爲る。十二月藩侯代理上京の勞を犒ひ銀一枚を與ふ。同四年辛未九月退老名を榮懷と改む。明治二十二年二月憲法發布の慶典に依り養老金二百を賜ふ。同二十三年一月五日病歿す。墓地久留里眞勝寺

○森光新 正友。仲八郎。二郎左衛門。格左衛門。元上總久留里藩侯黒田氏臣。文政七年甲申八月十一日生。齡五十三。

光新、藩の世臣芝山正善傳左衛門の四男なり。少壯武技に達し。砲槍劔の三術皆其奥儀を極む。弘化四年丁未五月藩老森光福清太。夫の養嗣と爲る。同五年戊申正月藩侯黒田直靜豊前守。故五位下に仕へ給人廣間詰と爲る。尋て大筒奉行と爲る。嘉永三年庚辰七月光福藩命を承け兵員を率ひて兩總東海岸の地理を檢視す。光新之に從行す。同四年辛未九月久留里城外陣ヶ峯に於て軍用相圖の狼烟を試験す。光新自製の狼烟五種を製し晝夜を辨知するの工夫を爲す。人其巧技を賞す。安政二年卯乙七月家を襲ひ食祿百三十石を食み物頭並席と爲る。同三年辰丙

月用人と爲り江戸藩邸に徒る。前年の震災本年の風災に罹り藩邸の毀害少からず。其修理復願る心勞を重ねたり。同六年^{未巳}六月藩地詰と爲る。九月名を二郎左衛門と改む。尋て藩侯名を格左衛門と與ふ。文久元年^{未辛}十一月家老と爲り食祿七十石を加ふ。爾後屢々江戸藩地の間を往復して藩務に鞅掌す。同月江戸高繩東禪寺浪士切込の變あり。光新藩命に依り兵員士分五十餘人卒以下五十餘人を率ひて警備に越けり。慶應元年^{丑乙}二月江戸詰と爲る。同三年^{卯丁}二月藩地詰と爲る。十二月出府の命を受く。二十八日江戸芝薩摩藩邸燒撃の急報あり。光新即日兵員三百人を率ひて急馳。三十日下谷藩邸に至る。此時事急遽にして出立の用意に究す。妻女利世平生豫蓄する所の百金を以て其資に充つと云ふ。明治元年^{辰戊}正月藩の有志四十餘人團結して君側の一變臣小澤某を除かんと謀り。一日深更光新の旅舎を叩きて告る處あり。光新聽て其妄舉を止め。斬奸狀を預りて諭解する所あり。翌朝決意藩侯黒田直養筑前守。故五位下。に訴へて處分を請ふ。藩侯光新の諫言を容れ其處分を委す。光新某の職を黜免して有志の徒を安んず爲めに事なきを得たり。二月七日夜徳川氏附屬の歩兵黨を結びて暴行を爲す。光新藩侯に代りて兵を率ひて上野廣小路を扼して砲撃之を散去せしめ。進て上野山内に至り。高田藩と謀りて藩兵を山内修禪院に宿して警備す。暴徒亦至らず鎮靜す。尋て山内警備を命せらる。十八日北白川宮^王

寺宮故能久親王 徳川氏の爲め朝廷に奏請あらんとし發途あらせらる。藩侯隨從の命を受くるも病に仍て之を辭し。光新を代理として兵を率ひて途上を警衛す。二十一日宮家發興。高田館林。岩槻。田ノ口の四藩皆重臣をして隨從警衛す。二十二日相摸藤澤驛本陣に於て光新諸藩重臣と俱に宮家に參謁して小田原驛に至る。二十八日征討大總督沼津驛に着到の報に接す。隨從戒善院慈常使命を承けて大總督府に至る。大總督の傳命に曰く。宮家警衛の人員を率ひて上途あらは宮家俱に討たんと。宮家即日懸示を傳へて隨從警備を免さる。二十九日小田原を發し。三月朔日江戸に歸り報命する處あり。四月藩地に歸る。六月四日徳川氏の脱兵上總望陀郡横田村に放火す。藩兵を山本村を出す。光新當日陣羽織を着し采幣を手にして趣く。又領境諸關門を巡檢して警備を嚴にせり。七月二十七日病を以て職を辭し番頭末席に列す。尋て藩士中洋式銃を以て萩野流十匁筒に代用するの是非を詳して論争す。藩侯時勢を察せず舊慣に泥むは光新等の訓諭普からざるを難して祿五十石を削りて逼塞謹愼を命す。同二年^{己巳}十一月九日光新久留里藩大參事に任し官給三十人口を與ふ。同三年^{午庚}十月藩政改革官吏減省の令に基き更に權大參事に任し官給二十五人口を與ふ。同四年^{未辛}七月廢藩。大參事以下故の如く事務取扱を命せらる。直養居を東京に移す。光新銀若干を献して舊誼の恩を謝す。同五年正月光新士族總代として官

服着用未更津縣廳に至り新正を賀す。二月久留里組貫屬取締を命せらる。五月取締を免す。同六年二月退老す。明治九年二月十一日病歿す。墓地久留里浦 田村妙長寺

◎茨城縣の部

○從四位鹿島則文 舊名從五位下出羽守。元常陸鹿島神社大官司職。天保十一年己亥正月十三日生。齡六十三。

則文。祖先の訓示に則り。朝廷尊崇の志を抱き隣境水戸藩士と交遊す。安政六年己未八月徳川齊昭贈正一位塾居を命せらる。藩士某等來りて冤を解かんことを懇祈す。鹿島氏は元來庶司家の管掌を受け。授官位皆同家の授付に係る。故に同家に縁り朝旨を奉せんとす。又齊藤監物贈從四位等屢々參社す。則文遂に交を結び事を謀るに至れり。安政二年卯乙江戸に出で有志に面し。時務を論議し。後郷里に歸り徐に形勢を視察したり。文久二年戊壬八月島津久光故公上京献米の事あり。供米として三十石を鹿島神宮に寄納あり。父に代り上京受納せり。傍ら京都の形勢を視察し。尊攘の志望を抱き歸家。専ら配下隣保に尊攘の主旨を鼓吹したり。同三年に及び水戸藩有志の徒鹿島根本寺に屯集す。則文。食米槍劍幕を貸附し。又有志の勸説に依り宅地内に神武館を設置し。文武を研き尊攘の大義を主唱するの企

を以て經營に着手せり。元治元年子甲正月水戸藩武田正生贈四位正來り潮來に新館を築き有志の訓督を圖す。又有志の徒を集め攘夷の發令を俟ち進退するの議を示し。有志の訓督を囑す。有志の徒漸く放縱に流れ。寺院を破却し。富民を劫かし。金穀を募る。暴横殆ど制すべからず。後水戸藩吏來り前言に反し。配下神官を併せ有志の徒を捕へて水戸に拘す。則文水戸に至り。其理非を争ふも藩幕府を憚り遲疑して應せず。事終に幕府に聞へ。七月江戸に召喚し訊問を受け。賊徒與黨の罪を以て。配下は刑死。慶應二年。則文を八丈島に謫し。家職を褫ひ家産を籍沒す。明治二年己巳五月遠島赦免。六月免罪歸家す。爾後則文。家父を助けて神宮の積弊を一洗し。祭式の復古。神宮の改補。職祿の改革を行ひ。又所有地を學校に寄附し。學校を起し。國典を修めしむ。次て神宮々司に補し。少教正より中教正に上り布教を務む。又皇典講究所に盡瘁す。同十七年四月二日任伊勢神宮々司。叙正五位。鹿島神宮は祖先以來奉仕し他姓を交へざるの緣故を以て。則文就職の間も宮司を缺き時に參拜の懇命を傳へらる。同三十四年五月十三日叙特旨從四位。明治三十四年十月十日病歿す。

◎栃木縣の部

六十四

○石川義形

菑稱又太郎又主税。下野都賀郡西方郷住。文政七年甲申四月二十八日生。齡五十一。

義形。祖先歷代幕府麾下横山左門知元の采地代官兼用人を勤めて義形に至る。幼少下野宇都宮領鹿沼住浪人市岡平衾の門に入る。少壯志を起し水戸に至り藤田彪贈正四位の門に遊ひ同藩知名の士と相識る。又江戸人松平愼齊に就き學を講して四方の志士に交る。又祖父石川吉永の妹夫下野鹿沼住鈴木石橋學識あり。蒲生君平贈正四位石橋に學を受く。故に吉永亦君平を家に援き常に其志を扶助す。又水戸藩會澤恒藏贈正四位の甥石川傳藏。義形と家祖を同ふす。依て恒藏。戸田銀次郎贈正四位と相識る。又劍を水戸藩抱戸ヶ崎熊太郎に習ふ。藩士原市之進贈從四位と同門にして又齊藤監物贈從四位等と相交る。義形水戸藩士と交遊多かりしは皆此等の縁因に依る。天保年間徳川齊昭山陵脩理を建議するも幕府省せず。義形此事を彪に聞き慷慨し。窃に領主横山氏を説て之に當らんと欲し。家祿を増多して諸侯に列せしめ。同家領民栃木鹿沼兩市民より資金を醜集し。數萬金を用意して山陵脩理に及はんとす。會々横山氏の家人等其事を難し拒みて果さず。義形屈せず尙其説を主張し

たり。又鹿兒島藩士日下部伊三次贈正四位と相識り互に志を誓ふ。安政五年戊午八月朝延勅書を水戸藩に賜ふよ是り先義形水戸人の内囑を受く。藩士大場一眞齊臣正四位時に有栖川宮家に勤仕す。又藩士渡井量臧。徳川齊昭贈正一位の近侍たり。名を井上敬之助と變して。義形と謀る處あり。義形又名を廣井信之丞と變して専ら周旋する處あり。其事遂に行はる。義形又外國奉行柴田日向守剛中と交あり。外國措置の意見を問ひ勢一旦開戦に及ぶの情狀を聞くより深く世の攘夷論に傾聽する處あり。故に私財を傾けて國家他日の計圖を爲さんと決し。水戸人竹谷忠右藩門。田土部六右衛門に大砲三門。小銃三十挺を造らしむ。又宇都宮人戸室將監に大砲二門を鑄造せしめ。又配下十二ヶ村民の所藏せる銃器五十挺。槍百五十本を登録して有事の徵發に應せしめ。又配下の部民の氣力ある者戸主二三男に拘らす數十人を撰抜して足輕の資格を與へて帶刀を許して民兵一隊を組織し。忠右衛門。六右衛門の門人桑谷己之太郎。長谷善四郎を雇ひて銃砲の組立取崩磨方等を隊員に教へしめ。又壬生藩仁木猪三郎。小笠原順三郎等を聘して操銃練兵を教へ。又壬生人林兵藏。水戸人小栗彦五郎を聘して擊劍を授けしむ。時に會津藩丸山佐平次後秋月故あり。名を星野平藏と改めて義形に寄食す。義形佐平次に託して甲冑槍各百具を會津に注文して之を製せしめ。又平時民兵に操練を行ふに當りては隊員を指揮せしむ。佐平次居ること

六十五

三年、武事大に整頓す。隣境傳聞して大に義形の篤志を稱道す。王生藩太田源次郎を聘して陣屋内に經書を講演せしめて部民の風紀を悛めしめ、事ら文武を獎勵す。又佐倉藩佐藤尙中海舜牛痘を種るを聞き、同藩續徳太郎を介して乞ふて、其種痘を受け配下の村民に種痘せしむ。之を下野國內に種痘の初めとす。又徳川齊昭、贊天堂を設け神を祭り醫藥を製煉せらるゝを傳へて、彪を介して其製藥の方法を受け、神救丸と名けて民間に施與せり。義形平生吏事に鞅掌し、部民を撫御し、上下の推獎を受けたり。文久二年下野宇都宮人大橋順藏贈從四位と縁戚あり。又河野通桓贈從五位と交誼あり、常に意氣相許せり。順藏亦屢々家を訪ひ時事を語る。元治元年水戸藩武田正生伊賀守贈正四位等の舉兵事件あり。義形正生等の黨與と交誼あり。正生等竹内百太郎贈從四位を遣して與黨を勸む。義形慮る處ありて應せず。從弟川連小一郎與黨に加列せしを以て、窃に金穀を贈りて志を致す。義形又密に筑波山に趣き相謀る事あり。正生等は長谷川勝七、服部半彌、百太郎を往復せしめ、義形は小倉武八郎、和賀井佐十郎を往復せしめて互に音問す。正生等事破れて北走するに當り、正生、義形往日の厚義を謝し、自家定紋の短刀を贈り、藤田小四郎贈從四位は銃器を贈りて訣別す。正生等敦賀に於て刑に就くや、怨家終に義形、正生等と結託して金穀を密送したる事を發きて領主に讒し、又幕吏に訴ふ。幕府義形を捕へて江戸に致し、之を傳馬町に幽禁

し將に刑に處せん。とす。戸山忠至贈從二位義形と舊交あり、其難を聞て救解する處あり。大目付川村壹岐守、老中板倉勝靜周防の公用人川田剛贈從二位等百方周旋す。幕府之を釋し領主に預く。尋て領地に還し閉門蟄居を命ず。幕府亦窃に義形の動靜を探り、正生等と結託の密事を聞き再び捕へんとす。目付堀貞之助志氣あり、義形の情狀を察し竊に告げて脱奔せしむ。幕吏榎本某、領主の家司安達三右衛門、渡邊直藏等と足輕三十餘人を率ひ來りて銃槍を以て義形の家宅を圍み、門前より發砲して闖入し、妻女信子を詰問して義形の所在を搜求す。妻女志操あり、威喝を畏れず。應へて曰く、義形は江戸に住へる生母重忠を傳聞して今晚出發せりと。蟄居中志に出外せしを難詰し、家中を搜索し、庫中梅干十樽保藏しあるを見て、義形、水戸天狗黨に與し、竊に物品を贈與したるの證據ありと唱へ、幕命を以て缺所を命し、田畑六百石、山林其他家屋宅地土藏八戸金品を併せて悉く藉沒す。其品目は著名の刀劍數十振、古金判數百兩、米二百俵其他雜品數十百點に上る。妻子は即夜追放を命し、菩提寺又は領内に居ることを禁し、僅に家族の調裝を許すのみ。信子は翌曉家を去て同國雀宮驛本陣義形の妹婿小倉平次右衛門の許に寄る。義形家を去て江戸に匿れ、同年十二月居を本郷春木町に卜し信子を招て之に寓す。即夜隣火に罹り夫妻携帶の衣金悉く烏有に屬す。翌朝既に一家衣食の資に窮す。會々市之進、本所割下水に住

す。義形の究状を聞き、義形夫妻を自寓に伴ひ、門人綿引泰をして米若干を贈りて一時の急を濟ふ。義形究境に在るも志を屈せず。信子を所親に託し、自ら京に上り四方の有志と交遊し、幹旋する所あり。慶應三年に及び江戸に歸る。明治元年東征の師起る。義形舊郷の同志上田進、小倉梅吉等數人を招き、舊配下及び有志の徒を糾合し、東征の軍に應せんことを謀り、宇都宮に赴き、勇記に會談し、舊配下十二ヶ村は進に、壬生藩領は壬生町雌琴神社々司黒川豊麿に、宇都宮藩領は金崎驛醫師川島精軒に、佐倉藩領は半田村安田與次右衛門に託き、一隊を組織せんとし、雀宮に會同を約して、四月同所に赴き、平次右衛門の家に寄り、將に宇都宮に赴かんとす。偶々宇都宮城陥落し、士衆散去して終に意を果さず。當時附近戦地となり士民多く四方に逃避し、平次右工門又家族と俱に去りて在らず。二十四日烏取藩士和田壹岐附從四位兵を率ひて雀宮に至り、平次右工門の舍に就く。義形備夫數人と留りて接遇す。壹岐の從兵義形の風姿を見て尋常市民に異なるを怪み、問諜と疑ひ捕へて問詰す。義形往事を語り前年水戸藩脱士と相通するの罪に問はれ追放の身なるを辯明す。壹岐深く之を憐み、直に東山道總督參謀に稟申す。參謀宇田栗園故從三位香川敬三伯命を壹岐に傳へて義形の往事を審案せしむ。壹岐乃ち部下に兵二小隊を附して西方郷に遣して怨家及び關係者等六人を捕へて雀宮に致し之を詰問す。後東京に送り八重

洲町烏取藩邸内に拘置す。義形密に烏取藩河田景與左久馬に面し、同志一隊を組織して從軍を請ふ。景與其志を諒し、怨家の處分未だ央にして直曲を判せず。徐に事の決するを俟ちて進退するの可なるを説て之を止め、江戸に至らしむ。義形及怨家六人民政裁判所に移さる。後刑法官の審理を経て怨家は、所拂を命せられ、義形は舊郷に復歸を許さる。義形は妻子を舊里に送り自ら東京に留り、壬生藩領常世長胤、黒川豊麿、刑部善十郎等八十餘人を糾合して敏鎌隊を組織し、有栖川宮家人西野昇三に頼りて從軍を請ふ。許されて宮家の警衛を命せらる。義形乃ち隊員を昇三に附屬せしめ、更に正生の男武田金次郎を助けて井川房次郎、井出澤幸次郎、根本彌七等と謀り、和賀井佐十郎、小倉梅吉等を招集して、一隊を組織して、從軍を請願せしも、戦期過ぎて出軍に及はず。阪下門の守衛を命せらる。又水戸藩公議人杉浦利貞名金に就き、巡邏を全國に配置するの議を彈正臺に建白せり。又出仕を勸むるあるも辭して受けず。舊里に歸り日光縣の偏在して縣民不便を感じるを以て、縣吏久保田讓男に就き、之を朽木に移さんことを建白し。又通船開墾等の事に及ぶ。爾後出世の念を絶ち、書を著して世道人心を教化することに志を注ぎ、補益する處多しとす。著書中資行傳の如きは識者之を珍重す。明治八年一月十八日病歿す。

○彦坂 謹厚 金剛心院 日光山輪玉寺住職
天保五年庚午正月二十五日生 齡六十五

七十

謹厚、信濃長野の人、藤井穀昌の男、幼齡出家の志あり、父に請ふも聽さず、常に僧衣を借り、戯に着て之れを喜ぶ、父遂に其志の奪ふべからざるを知りて之を許し、叔父日光山護光院十二世大僧都謹貞に師事せしむ、弘化二年より僧行を修め、年々學業進み、安政二年天台座主一品慈性法親王の令旨を奉し、法兄護光院十三世謹常の後を承く、文久以來時運稍く騷擾を現す、謹厚深く時事を憂慮し、大誓願を發し、三十三ヶ月を期して中禪寺に登嶺し、寶祚無窮天下大平令法久住山内安全を二荒の山神に祈り、祁寒暑雨の日と雖も敢て怠ることなし、明治元年辰四月、徳川氏の脱兵、日光山内に據る、官兵追驅將に戦端を開かんとし、人心恟々たり、一山の輩密に東照宮の神輿を奉し、陸奥に奔らんとし、事頗る切迫し、僧俗本坊に來りて旨を請ふ者踵を接し、人々可否に迷ふ、謹厚乃ち進言して曰く、東照宮の神靈永く我が日光嶺の墳塋に在ませり、決して動くことなし、宜しく衆に告げて、惑ふこと勿らしむべしと、本坊監守之に同して諭す所あり、人心稍々定まる、三月、神佛分離の令出つるも、未だ山内に行はず、閏四月、日光三社及東照宮の由緒書を草し、祭儀の舊典を保たんと期す、偶々五月上野彰義隊の變あり、輪玉寺宮北白川宮 能久親王陸奥避難の厄あり、

官當山の諸料を廢止し、宮家の御領亦沒收せらる、時に謹厚推されて日光山總代と爲り、江戸に出て、當山の維持及び宮家の罪なきを訴へ陳辯最も努む、又徳川氏に就き山僧の救助を懇請し、幹旋五十餘日に及び、又日光縣知事に歎願す、遂に官命あり、此年十月より明年二月に至る間、舊祿に準して救助せらる、又徳川家及舊祿諸侯の救助あり、同二年巳五月、謹厚總代と爲り、東京に出て奔走す、同四年辛未正月、當山に始めて神佛分離の令を實行し、日光三社及東照宮を神に属し、其餘の佛堂寺院は之を撤し、寺地を奉還し、僧侶は本山延暦寺に寄歸すべしと命す、謹厚又總代と爲り、願書を作り、日光知縣事に辯疏すること、を努む、其略に曰く、當山は開祖以來、歷朝の勅願所にして、寺領を賜はり、嵯峨帝の朝には、滿願寺の號を賜はり、加之同帝の皇子仁慧法親王以來、皇子を以て、山務を統管せられたること、擧て算ふべからず、然るに今や忽ち佛寺を毀ち、僧侶を放たば、恐くは先帝の御宸慮を空ふし、奉り金枝玉葉の芳躅を湮滅せんと、知縣事之か爲に感動せりと云、既にして輪玉寺宮の舊殿を山僧に賜ひ、爰に合居せしめ、各自の寺號を停めて、滿願の一寺號を稱せしめ、粟米百石を給し、遞減祿と爲す、又山内を神佛二地に分畫し、神地所在の佛堂を佛地に移轉せしむ、然るに當山の建造物は、徳川氏極盛の時に當り、天下の富を以て善美を盡したるものなり、到底急時の移轉を爲すを得ず、因て三ヶ年の延期を請ふて、允

七十一

さる。此年三門室天台宗京都三門室口の命に依り總理を學頭代と名け、誼厚を監事に補す。誼厚合居の命を奉し、滿願寺僧房の一室に移るも其本住なる護光院の寺跡を維持し、其開基彦坂九兵衛光正の忠誠を表彰し、永く其舊跡を保存するの志あり。三月自ら静岡に赴き九兵衛の後裔を訪ひ、議りて寺地の一半を分畫して永借地と爲し、此に舊寺の一室を留存せんとす。五月事成りて歸る。偶々滿願寺焼失し一山の僧侶衣資悉く一空す。誼厚大に望を失ひ、僅に彦坂墳墓の供所を建つ。同五年三月教部省を置かる。四月誼厚を權訓導に補す。尋て管長の命に仍り岩代磐城陸前の三國を巡化し、翌年三月に及ぶ。同年官始めて僧侶に氏を稱せしむるに仍りて彦坂の姓氏を冒す。同六年三月訓導に補す。九月學頭代に補す。此時山内波之利大黒天開扉事件の紛議を辨理し、翌年七月之を解くに至る。又堂塔移轉三ヶ年の延期至るを以て官の督責嚴急なり。誼厚日夜拮据事に従ふ。此年山務處理の法二十一條を書し、管長の認可を請ふ。其略に曰く、日光山學頭代誼光院誼厚明治戊辰三山の事以來光嶺の如く辛未本坊の燬災、今夏開扉不慮の大債累々横難困迫方に今山衆に議り刻下の債償將來の相續二柄深く歎哭せられ時勢に順し折衷して急務の山則二十一條旨を請はるゝこと至當とす宜しく速に施行し老若をして厚く遵守せしめ爲法爲宗爲國の篤志を以て一和協力條目の旨趣に悖らざらしむべし尙且賞罰を

嚴にせよと。十一月宗務廳議事に補す。十二月管長の賞詞あり曰く、滿願寺學頭代彦坂誼厚の勤勞を感賞し、萌黄色衣着用を許可すと。同七年二月中教院庶務に補す。尋て教導取締に補す。七月堂塔移轉の畫策官許を得て此事に従ふ。明年三月に至る。殆ど三年の星霜を経て落成す。誼厚の勤勞特に多しとす。八月少講義に補す。九月學頭代を改めて執事と稱し其命を承く。此年弘く有志の義捐を募集す。又本坊再建を企て漸次諸堂舎學校等を落成す。同八年三月官に請ひて壘きに奉還したる山内の舊寺地を購得し、現在の山衆に分つて其原籍及資本地と爲す。九月大講義に補す。同九年一月護光院供所類焼す。所藏の什器多く燒盡す。誼厚更に本坊の南中山の地に家屋を新設し之を寺と爲し、同十三年五月に至りて寺地改定の允許を得たり。同九年五月三佛堂の移轉工事を起す。六月東北御巡幸の際本坊を以つて行在所に充て、金三百圓を下賜せらる。八月特旨を以て内帑金三千圓を下賜し、三佛堂移轉舊觀を失はざるべしとの恩命あり。爾來徂慮に背かざるを誓ひ日夜刻苦精勵移轉事業に従事す。同十二年四月護光院復興の官許あり。五月滿願寺副住職に補す。七月山内御堂山官林五町五反余の地樹木を併せて大猷廟境内編入を願ひて許可せらる。時に米國前大統領グラント氏日光に至る。官命に依り同寺を旅館に充て金若干を賜ふ。別に金若干を誼厚に賜ふ。之を貧民救助費に寄附す。此月三佛堂移轉の功を竣り、八

月保晃會創立會を當寺に開く。誥厚亦斡旋す。十二月大猷廟及三佛堂外堂塔の收入を山衆に委ねて各自の和續費に充つ。同十四年二月山衆連署し。誥厚の勤勞を叙述して賞與あらんことを具狀す。同十五年五月滿願寺住職に補す。八月支院十四ヶ寺復舊の官許あり。十二月輪王寺舊號復稱を出願す。此月權少教正に補す。同十六年一月紫衣の特許あり。五月崇寂會長朝彦親王通宮久の令旨に依り。該會の地方勸進委員と爲る。九月北白川宮日光に來らせらる。法衣料金壹百圓を賜ふ。之を當寺永續資に充つ。十月輪王寺號復稱の官許あり。更に旨を得て滿願寺住職を以て直に輪王寺住職と爲す。同十七年一月輪王寺永續方法を歎願す。五月慈眼堂境内法親王の塋域を官内省所轄御陵墓に編入せられ守部を置かる。同十八年一月輪王寺を以て總本山別院に班す。六月權僧正に補す。八月僧正に補す。十一月當寺門跡號公稱を出願す。十二月官准あり。同十九年一月熾仁親王故有栖薨す。遺旨に仍つて宮家の御守護佛數体を附屬せらる。八月有栖川宮親王。御額を賜ふ。得天眞と云ふ。同二十年五月北白川宮御額を賜ふ。清淨窟と云ふ。九月銀盃一個を賜ふ。十二月權大僧正に補す。十二月明年一月以降參内拜賀を許さる。同二十二年一月參内拜賀賢所に參拜す。同二十三年三月宮内省より特旨を以つて輪王寺維持資金五千圓を賜ふ。尋て永續方法を設く。同二十四年九月十四日誥厚一實根本秘印を北白川宮家に承く。此

秘印は曾て日光山中興の祖慈眼大師之を二世公海大僧正に傳へ。大僧正之を守證法親王輪王寺一世に傳へてより。以來輪王寺歴代の門主相傳して宮家に至る。宮家復飾輪王寺の中絶と共に此秘印亦絶えんとせしを。誥厚親しく宮家に承くるに至る。其許狀に曰く。右一實根本秘印ハ輪王寺代々深祕ノ相傳ナリ依テ此度現職彦坂誥厚ニ傳與ス。又委托官林の規則に依り當寺舊所有上地官林六十の委托を請願して許可あり。同二十五年九月天台座主大に誥厚の功績を賞し。嘗て慈眼大師の着用せられたる七條袈裟を與ふ。其書に曰く。誥厚權大僧正ハ維新ノ革命晃嶺將ニ廢滅ニ歸セントスルニ當リ衆ニ擢テ桔据。匪勉夙夜ニ心ヲ竭シ遂ニ眼祖ノ偉業ヲ恢復シ扶桑第一ノ名藍勝區ヲ現存セシメ輪王寺ノ室ヲ興シ以テ大師ノ法燈ヲ繼承セリ今茲大師ノ二百五十忌辰ニ相常スル亦偶然ニ非ス抑明治ノ初ヨリ今ニ至ル一意専心以テ晃山ノ美ヲ輝ス因テ本山ニ傳來スル大師被着シタマフ七條袈裟一領ヲ贈リ以テ其勳績ヲ賞ス。十二月二十二日鎮將夜叉昆沙門の祕法を北白川宮家に承く。輪王寺代々の法親王は山科の昆沙門堂を兼攝せらる。故に此法亦輪王寺の相傳となれるなり。同二十六年二荒神社東照宮兩社と相謀り。保晃會奏功を不朽に傳へむとし。新に公園を開きて一大碑を建つ。篆額は北白川宮撰文並書ハ勝安芳故伯とす。又園を名けて活養園と云ふ。同二十七年一月宗政顧問に補す。八月清

國に對し宣戰の大詔を發せらる。謀厚出京天機を奉伺し。又山衆を會して戰勝の祈禱を修行し。又病兵を慰問す。同二十八年五月大僧正に補す。十月北白川宮臺灣に於て薨せらる。謀厚哀歎病を爲す。尙發訃の日より四十九日間法會を修行す。同二十九年一月宮家の御分靈を當山に奉崇することを請願して許可あり。六月當寺歴世法親王御靈殿造營補助として内帑金二百圓を賜ふ。十月御分靈殿落成す。仍て宮家の御分靈を奉崇す。能久親王の五文字及護王殿の三大字は小松宮故彰仁の親筆を賜ふ。同三十年十一月二十七八年の戰役に軍資の内へ金若干を寄附せし。賞として木杯一組を下賜せらる。同三十一年五月病む。一寶秘印及び鎮將夜叉の法を後嗣に傳ふ。七月四日病篤し。乃ち徒弟を會して後事を托し。明治三十一年七月五日病歿す。小松宮家金剛心院の四大字を書して賜ふ。
願滿 地日 盛城

○三重縣の部

○吉村長兵衛 元伊勢津藩侯藤堂氏臣 文政五年壬午九月十五日生。齡六十七。

長兵衛。藩の世臣なり。家錄三百石を食む。天保十年句讀助教と爲り。通鑑校合掛と爲る。翌

年精勤を賞して通鑑部一を賞與す。尋て金を與ふ。弘化元年槍術練達を褒す。同二年句讀師副役と爲り。又時習館開設に依り子弟世話掛を命す。嘉永元年句讀師と爲る。同五年藩槍術修業として薩摩に派出を命す。鹿兒島藩士梅田九左衛門の教授を受く。翌年歸藩。安政元年甲寅正月米國軍艦浦賀に來到す。藩命を承けて浦賀神奈川附近に出張形勢を視察し。三月歸藩復命す。藩其勞勤を賞す。同二年長崎に出張藩用を承けて幹旋歸藩す。其勞を賞して服具一を與ふ。同三年幕府長崎に海軍傳習所を開き諸藩士の就學を許す。藩長兵衛に命して砲術傳習を受けしむ。同四年成業歸藩す。藩携帶小銃一及時服を賞與す。藩又獨禮以上の子弟少壯者中武術熟達一の者百人を藩士より撰抜して壯士組と稱し。君側の整備に充つ。長兵衛を擧げて其頭取と爲す。尋て郷士百餘人を募りて撤兵を組織し。其支配を命す。同六年郡奉行と爲る。文久三年癸亥五月京都周旋方留守居副役を命す。爾後弘く諸藩士と交り國事を諮議す。其交遊の士皆諸藩の英俊にして數十百名に上る。又伊勢二見浦に出張し。同地方砲臺築造を管理す。奉幣勅使柳原光愛中納言橋本實麗中納言至る。長兵衛發放を試む。尋て上京す。六月御親兵隊長を命せらる。七月御親兵を率ひ相國寺内宮奉軒に駐屯し。日ノ御門を警衛す。八月十八日大和行幸を止め。長門藩の警備を解かる。長兵衛朝來御親兵を率ひ三條實美公を護衛して東山大佛殿境内に赴く。朝命之を諭さる。十

九日長兵衛等去就を論議し勅命を奉することに決し、大佛を去り、復日ノ御門を守衛す。尋て歸藩。八月京都事變の際進退宜きを得たるを褒し、金品羽二重に感狀を附す。先達て於京都御親兵之面々元三條中納言殿へ罷出候處東山大佛境内へ被罷越候故附添候得共不容易事情懸念致し候に付相斷り禁闕へ罷出候所置柄格別行届候に付爲御褒美右之通被下候事。同月脱藩士大和五條代官所を襲ふ、朝暮追討を命せらる。長兵衛暴徒中知友の士あり、平生の志を憐み藩に請ふ。九月藩、長兵衛等の議を容れて暴徒助命の建言を爲す。長兵衛携帶上京、關白近衛忠烈贈一位正に就て請ふ所あり、數日にして歸藩報命す。尋て暴徒追討の命を受け撤兵四十人を率ひ、伊賀上野を経て名張に至り、獵兵二十人を借りて大和宇多郡に進み、暴徒一人を捕ふ。爾後附近を巡警し、十月歸藩す。藩侯藤堂高猷女伯撤兵の行軍を閲して其勇武を褒し、尋て其勞を賞して金品小務社符を與ふ。又朝廷御親兵隊長の勞を賞せられ金員を賜ふ。十二月山口藩使國重徳次郎、岡部重之助來藩、毛利氏の爲め援助を請ふ。藩、長兵衛に旨を含めて應接せしむ。又伊勢灣及津附近砲臺造築農兵新郷組守衛の事を管せしめ、時々居村に出張幹旋する處あらしむ。元治元年砲臺造築の功を賞して金を與ふ。五月大和暴動鎮定の功に仍り侯藩位階を進む。藩、長兵衛の功勞を賞して時服を與ふ。七月水戸藩士二十餘人攘夷祈願と稱へ伊勢山田に赴き、市人を威嚇す。

長兵衛を遣して説諭鎮撫を命す。長兵衛水戸人石山鐵藏等を説服して遣歸す。其勞を賞して時服、金を與ふ。六月長門藩老福原越後贈四位正兵を率ひて伏見に至る。藩侯及び三條實美等の爲め哀を請ふと稱す。朝暮之を諭して退去を命するも聞かず。益々兵勢を加へ伏見嵯峨の間に據る。朝廷諸藩に命して諭さしむ。藩亦朝命を承く。七月長兵衛旨を含みて上京す。同十七日伏見に赴き越後、兵九郎兵衛贈四位正野村左門に面して説く處あり。越後等藩侯の厚意を諒とする旨を應ふ。即日歸京報命す。十九日長人兵を以て禁闕に迫る。長兵衛形勢を見て即日發途歸藩す。二十四日長人仲子榮太郎、河野四郎左衛門等、江戸より上る途、山京都の變を聞き伊勢椋木村に至り救を請ふ。長兵衛を遣して同地光月寺に會して應接せしめ、京中の情勢、長人の舉動を告げ、藩意を傳へしむ。其勞を賞して金を與ふ。八月世子藤堂高潔學頭、故三位。上京中周旋の勞を賞して金を與ふ。九月將軍上洛を促すか爲めに江戸に赴く。鹿兒島、熊本、廣島、久留米、會津、桑名、米澤等諸藩士と會談して幹旋する處あり。又老中松平宗秀故四位正の公用人山内安右衛門に就き意見書を致す。十一月歸藩報命す。其勞を賞して衣服麻社社製羽織各一具を與ふ。又砲臺造築等費用多端なるにより、郷村に義倉を新設して金穀を蓄積せしめ、其費用を補ふ。長兵衛其事務に管掌し、人民を勸奨して成績あり。藩、仕法目論見勸奨の方法適切なるを賞して金を與ふ。十二月京都周旋方と

して上京す。慶應元年江戸に赴き藩用を周旋す。其勞を賞して衣服麻社軒一具を與ふ。又徳川慶喜位一長兵衛を召見。前年水戸浪士越前敦賀へ脱走の際出張時分柄大儀との言を傳へて白銀十五枚を與ふ。二月藩侯前年中山忠能一位以下五卿謹慎中警衛の命ありし際警衛長として盡力の勞を賞して金を與ふ。三月前年藩用調達の勞を賞して金を與ふ。五月藩内宿驛人馬役使多端にして人民困難を極む。長兵衛處理宜きを得たるを賞して未藩藤堂氏久居より白銀二枚を與ふ。六月上京す。十二月元締役を命す。尋て來寅年着座を命す。同二年寅二月上京。六月京坂に赴む。藩用を辨す。七月藩侯書齋清風館出仕中の精勤を賞して金を與ふ。尋て藩長防征討軍石見口應援の命を受く。長兵衛の勞を賞して布帛一反を與ふ。爾後藩事を掌り屢々其勞を賞して金品を與ふ。同三年卯八月蒸氣船を購ひて役職舊に仍り航海方總取締役を命す。長兵衛主管江戸に航行し藩用を辨す。其功を賞して物を與ふ。明治元年辰正月。伏見鳥羽の爭戦開く。七日上京す。偶々會桑兩藩兵伊賀上野に迫るの風説を傳ふ。長兵衛上野に馳せ警備を爲し再び上京。二十三日歸藩す。東海道鎮撫尋て總督桑名征討の爲め伊勢四日市に抵る。長兵衛命を領して四日市に至り周旋す。歸藩二月八日桑名に至る。時に桑名兵來襲の警あり。藩兵富田驛に屯す。兵員警を聞き紛擾し互に發砲す。長兵衛危を犯して單騎之に臨みて鎮壓し緩に事なきを得。又桑名在陣中軍吏

其兵員と相逆ひ不穩の情況あり。隊長梶山左近之を憂ひ使番二人を歸して其狀を稟す。藩長兵衛に鎮撫を命す。即夜桑名に至り之を鎮む。又藩東征出兵の命あり。藩兵一大隊出軍す。長兵衛に軍監を命す。十四日藩兵と俱に桑名に着陣す。進て名古屋に到る。熊本藩兵に代りて鎮撫總督守衛を命せらる。長兵衛幹旋の力に頼る。三月九日蒲原驛に於て總督府參謀を命せらる。四月總督に附從江戸に入り城地請取に預る。五月十九日大總督府下參謀を命せらる。七月二十九日錦旗小監を命せらる。十月十三日車駕品川に到る。大總督奉迎。長兵衛錦旗を奉持す。十一月二日大總督東京城に參内奥州平定に仍り錦旗節刀を奉還せらる。長兵衛隨仕參内拜謁を賜ひ。輔相姓名を披露し感狀を讀上げ。御太刀料金を賜ふ。春來久々之軍旅大總督宮ニ隨ヒ勵精盡力速ニ東北平定之功ヲ奏候段敬感不淺候依之不取敢爲御太刀料金百五拾兩下賜候事。但東北一先平定ニ至ルト雖モ前途皇國御維持之儀深ク御苦慮被爲遊候ニ付尙此上紀律嚴肅ニ相守リ誠實ヲ旨トシ緩急可遂奉公旨御沙汰候事。と次席に於て久我通久大納言穂波經度二位其他議定參與參謀列席酒肴を賜ふ。三日有栖川宮故親王仁手自短刀一縮緬一反羽二重一八丈縞一反を賜ふ。五日宮家陣隨從を命せらる。二十五日宮家京着參内。長兵衛隨仕す。議定徳大寺實則侯嗟哦實愛一位に面す。下參謀中に左の感狀及び酒肴を賜ふ。大總督下參謀トシテ出張遠路跋涉日夜攻

擊到ル處功ヲ奏シ既ニ於東京被爲慰軍勞候得共今般凱旋ニ付不取敢賜酒肴候事但春來兵事ニ付大宮御所ニモ御内々御愛襟被爲在征討兵士之艱苦ヲ恤敷被思召日夜平定而已御祈念ノ折柄今般凱旋之趣御内聽被爲在御喜悅不斜候猶又御留守中ニ付歸陣之者厚ク慰勞候様御内諭被爲在候事十二月宮家に參候す感狀と大道の短刀眞綿を賜ふ早奉征東之勅ヲ被奉以來盡策籌謀モ宜ヲ得今日之御成功ニ立至候段全世殿等御輔佐所致ト御感不斜依之大道之御短刀下賜候事尋て歸藩す藩侯功を賞して手自烏帽子織時服金兩拾五を與ふ同年己巳二月桑名城攻撃の際盡力の功を賞して金を與ふ四月行政官の命に仍り上京軍務官に勤仕賞典取調に従事す五月御用終了精勤を賞して金三百兩を賜ふ六月戊辰軍功を賞し金二千兩を賜ふ戊辰ノ春參謀ノ命ヲ奉シ督府ニ出仕事務苦心終始勵精之儀叙感被爲在仍テ爲其慰勞目錄之通下賜候事七月歸藩藩侯祿百石を加へ賞典祿四拾石を與ふ昨辰年東征中格別盡力督府へも出仕致候ニ付爲御褒美四拾石被下候事又昨年出陣中軍資金取扱を賞して衣服を與ふ八月參政軍務刑法主事兼帶を命す十二月津藩權少參事に補す同四年辛未七月廢藩に仍り廢官爾今復仕へす第百五銀行を創立し重役に擧げらる同十三年七月六日車駕津に至る特に行在所に於て拜謁を賜ふ明治二十一年十月三十日病歿す明治三十八年十一月十七日天皇神官御參

拜の際遺族に祭資料金貳拾圓を賜ふ

吉村 健 藏

故吉村長兵衛維新ノ時ニ當リ王事ニ勤勞候段奇特ニ被思召今神官御參拜ニ際シ特旨ヲ以テ祭資料金貳拾圓下賜候事

●静岡縣の部

○從四位下太田資始 始正寬丈三郎多門備中守攝津守備後守號道醇又道淳遠江掛川藩侯寬政十一年己未七月二十八日生齡六十九

資始堀田正毅 豐前守近江宮川藩侯 の三男なり文化七年庚午六月太田資言 備後守從五位下の嗣と爲る

八月家を襲く同九年壬申四月資始櫻田組防火役の命を承く前代太田資愛 備中守享和元年肥後人松崎退藏復號を聘して馬廻格と爲し藩の教授に擧げ大に學事を擴張す退藏亦經世の才あり藩務の諮詢に應じて匡革する處あり一藩爲めに其德に服す退職資順

攝津守資言 備後二世に歷事し重用せらる資始入て家を繼ぐや亦退藏に師事し其言に聽き施設する處多し新に文武場を設け之を教養館と稱す其學文所を徳造書院と稱す資始當に文武の業を督勵し學文所の規模を改め庶民も隨意聽講を許す天保十三年壬辰正月に至り孔子像を安置して釋典の儀を行ひ自ら徳造書院の篇額を書して之を掲げ屢

臨みて學事を督勵したり。九月將軍家齊贈正一位に見ゆ。十二月叙從五位下任備中守。同十二年乙卯四月將軍名代日光山參詣を命じ。時服五羽織一を與ふ。同十四年丁卯八月攝津守と改む。十一月初めて封に就く。文政元年寅十月奏者番と爲る。同五年壬午七月寺社奉行と爲る。同九年丙戌正月二日遠江大井川西邊川尾村沿岸に清國船漂到す。幕府命じて警固の兵を出さしむ。九日出航し去る。同十年亥丁三月家齊大政大臣に陞る。資始覽箱の役を勤む。時服五を與ふ。同十一年戊午十一月二十二日大坂城代と爲る。叙從四位下備後守と改む。資始即日藩士を戒飾して曰く。大任承命爾今三地に分かれ人少し。特に精勤格式に拘らず。辦理を主とすべし。大坂定番其外家來の出會此方座上なれば應對懇懃權威に誇らず。邸外に出ては武家の慎を守り。平生行作に愧ちさるべし。閑暇あることも遊興に耽けるべからず。年少者は學問武術。士の嗜を専とし。風俗淳朴を主とすべし。八月領民藩侯の就任を賀して金千兩を献す。資始其篤志を賞して之を納れ。特に米千七百俵を施與す。領民其厚恤を嘉ふ。同十二年己丑二月三日將軍に謁し。大坂赴任の暇を告ぐ。刀久盛時服十二及ひ尻馬鎗一匹を與ふ。三月朔日江戸を發途藩城に止宿し大坂に至り。十八日入城の式を行ふ。八月大坂城附土地の内領地引替を請ひ。遠江國周智郡十三ヶ村豊田郡九ヶ村城東郡四ヶ村榛原郡六ヶ村高一萬八十餘石を返上し。河内若江郡五ヶ村茨田郡五箇攝津東成郡四ヶ村の内代地

を受く。尋て領地内の村替を請ひて代地を受く。資始城代勤仕中時々管内を巡視し。地利を案し武備を嚴にし。頗る政務に勞勤す。天保二年卯辛五月二十三日幕府の召命あり江戸に至る。二十五日京都所司代を命じ侍從に叙す。七月六日將軍に謁し。京都參府の暇を告ぐ。刀重一厩馬毛月一匹黃金二十枚時服五羽織一を與ふ。二十一日江戸發途。八月五日入京。十日先役松平宗發伯耆守。丹後宮津藩侯と與に參内。天皇。上皇拜謁を賜ひ。天盃酒饌を賜ふ。十月十七日。上皇修學院御苑に臨御あり。警固に當る。又物を献す。還幸後末廣三本白絹三匹を賜ふ。十二月七日應召參内拜謁を賜ひ。御茶口切に仍り。御膳及び將軍進献の鶴供御の餘餼を賜ひ。着糺を免さる。資始金屏風一双肴一籠を内献す。同三年辰壬三月上皇修學院御苑に行啓警固を勤む。例賜の外特に御掛物一幅を賜ひ。六月仙洞御所へ金屏風一双肴一籠を内献す。又御庭拜觀を許さる。資始家老用人等を率ひて參院す。酒饌。花瓶一箱。絹三匹を賜ひ。特に苑中にて土器五を賜ふ。此年皇居常御殿等の御修理。泉殿御建立あり。幕府は例規を守りて節減最も苛酷。天意に副はざる處あり。資始深く之を恐懼し。朝暮の間に立ちて周旋する處多しとす。同四年己癸二月九日資始召に依り參内。拜謁酒饌を賜ふ。昨年皇居修理泉殿建造に自費を以て太平紙を内献することあり。徵感内旨を以て従前貼用の御襖畫八枚及紗綾八十體和歌寄合一箱を賜ふ。御襖の畫は丸山隨應四季松竹の畫なり。之れ寛政度新

姿のものにして凡四十餘年を経たり。汚染見るに堪へず先代太田資愛（後守）從四位下所司代の時に新造のものなり。資始曾孫に當る。其舊新の功を賞して之を賜ひしと傳ふ。資始大に感し。淨汚裝潢家寶と爲す。尋て仙洞御所に召され御庭拜見を許され。酒饌。花瓶一箱。唐銅火鉢。玻璃菓子器を賜ひ。特に淑旨を以て御肴を給ふ。資始威戴御幕地縮緬（紫）七反。肴一籠を内獻す。三月十日上皇修學院御苑に行啓警固を勤む。蝙蝠御硯一箱。白縮緬（三）を賜ふ。十五日上皇仙洞御所内庭に植へたる奈良八重櫻一枝を手親ら折せられ花瓶に差入れ。特に御附永井筑前守を以て靈元天皇御宇移栽ありしとの旨を傳へさせられ。資始に賜ふ。資始謹んで之を愛賞し。畫工に命じ。其眞を寫さしめ。和歌を傳奏。日野資愛に請ひ。裝演して家寶となす。五月朔日資始召に依り。仙洞御所に參院す。常御殿等修理の成功を賞せられ。酒饌。十體和歌（寄合）一箱。紗綾（三）を賜ふ。六月十九日召に仍り。大宮御殿に參殿。常御所修理の勞を賞せられ。御菓酒。花莖（一）唐銅花瓶一を併せ賜ふ。八月十六日仙洞御所へ鉢植（石）。二鉢。肴一籠を内獻す。時に上皇松の植鉢を好ませらる。其價十五金と云ふ。内幣之を購ふの餘資乏し。武家傳奏飛鳥井雅久之を内聞して。密に資始に語る。資始幕府に請はんも。當時老中水野忠邦（守）前。嚴に節約を勤むる際到底之を容れざるを慮り。自資を以て購ひ。雅久に贈り。傳獻せんことを告ぐ。雅久大に喜び。上皇に獻す。深く御感あらせらる。十月

領内稔らす倉廩を發して之れを救恤し。村方萬石六百俵の割にて毎年交換貯蓄せしめ。回米を令し。町方に回米百俵を與へ。平素の用意を嚴諭す。同五年（甲）三月十一日歸府の命あり。二十二日參内拜謁。天盃。御料理。末廣（二）指（十）を併せ賜ふ。尋て仙洞に參院拜謁。御盃。菓酒。詠歌。大概（一）縮緬（十）。封御當座短冊（天保四年三月）。一箱を賜ふ。大宮御所十體和歌。色紙。造綿（十）。八景。准后和歌。色紙一。造綿（十）を賜ふ。二十三日京都發途。四月八日江戸に着す。十一日加判列と爲る。六月十一日發途。上京所司代引繼を爲す。二十八日參内拜謁。菓酒を賜ふ。又仙洞に參院拜謁。菓酒を賜ふ。大宮准宮參殿菓酒を賜ふ。七月二日松平信順（伊豆守）。三河吉田藩同伴。參内拜謁。天盃。酒饌を賜ふ。又仙洞參院拜謁。御盃を賜ふ。尋て參内拜謁。天盃。酒饌。和歌。手鑑（一）。紗綾（十）を賜ふ。大宮准后。又物を賜ふ。資始京に在るや。定例式禮の外常に皇室の崇敬を怠らす。屢々内獻して。臣子の志を表す。天皇上皇深く宸眷を垂れ物を賜ふて。其誠款を賞せられしと云ふ。五日京發。二十四日江戸に着す。二十五日將軍に謁し。慰勞の詞を受く。同六年（乙）三月大阪城代勤役中の替地を舊領に復す。同八年（丁）四月三日家慶（贈正將）。軍職を嗣ぐ。資始賀儀の使を勤む。家齊（刀常）を與ふ。七月條目用掛を命す。九月十三日家慶將軍宣下。資始賀儀の使を勤む。十月十三日家齊に候す。掛硯を與へ。山里庭苑の菊花を參觀せしめ。鉢植二箇に酒饌を與ふ。同九月（戌）二月二十三日條目用掛の勞を稿び。手親ら刀

網を興ふ。爾後屢々物を興へて積日の勞を稿ふ。時に比年凶荒領民饑困す。資始屢々倉廩を發きて之を賑す。幕府金五千兩を貸付せんとす。資始固辭し自ら節約其資に充てしむ。同十二年^{辛丑}正月二十九日家齊薨す。六月三日病を以て職を辭す。十日病癒さるを以て請ふて家を男資功^{守備中}に讓る。家齊の末年上下宴安に流る。家慶繼くや水野忠邦^{越前守}に請ふ。位老中と爲る。才略あり。享保寛政の治に復せんと殿に質素儉約の議を主唱し。私黨を樹て盛に變革を行ふ。資始寛嚴急變民心を攪亂するの不是を論して忠邦と怙はす。遂に病に託して職を辭するや。忠邦已等に附同せざるを劾して退隱を諭すに至る。同十三年^{壬寅}二月二十七日請ふて總髮し名を道醇と改む。同二年^{乙卯}二月三日駒込別墅に移る。弘化四年^{丁未}正月十五日老中阿部正弘^{伊勢守}上登城の命を傳ふ。資始將軍に謁す懇命あり。嘉永元年^{戊申}正月七日退隱後始めて登城年始の禮を申す。同五年^{壬子}十月七日正弘將軍の命を傳へ資始の重職勤勞を累るの故を以て特に年始の禮は將軍の居室に於て申すべしと。安政五年^{壬午}六月二十三日將軍家定^{贈正一位}特に資始を起して加判の列。勝手掛。外國用取扱を命し。俸三萬俵を興へ同列上座を命す。名を備後守と改む。時に米國公使ハルリス通商條約の締結を迫る。幕府老中堀田正睦^{備前守}上^{四位上}に專任其事に預からしめ。正睦上京勅許を請ふも容られず。偶々井伊直弼^{從四位上}大老と爲る。將軍繼嗣の議起り意見相容れず。

正睦遂に職を免す。同日資始及間部詮勝^{下總守}下^{四位下}を老中と爲し。資始正睦に代り専ら外國の事に當る。二十四日德川齊昭^{贈正一位}同慶篤^{三位}同慶勝^{一位}同慶喜^{一位}松平慶永^{一位}登城。勅旨に違ひ條約を許すの不可を論難す。資始直弼詮勝と俱に面し。直弼字内各國の形勢を述べて吾國力を計り彼の要求を縮少し。通商を許すの事由を辯し。速に詮勝を上京伏奏せしめて勅許を請ひ。資始は英佛露三國使と應接せしむる旨を答ふ。又繼嗣は徳川慶福に定まる。明日之を公達せんと。慶勝尙述ぶる所あり。資始曰く。今日に於て異言あるは穩當にあらざるなりと。論談夜半に及べり。翌二十五日齊昭資始の再勤を賀し。直書及び^{贈一折}を贈る。曰く。暑中無御隙。浩然候此度は御再勤持資殿以來御忠節の御家風無隠令大慶候且昨鳥は殿中二十年振りの面晤欣然々々此二品表賀儀候不盡。二仲調印前にも候へは如何共扱よかるへく候得共外邪内損之大病人引受之姿に而後醫之難場に候何分返り咲有之上は定めなき世風又散間敷ものにも無之幾度散ても搦まぬ様大義を踏こらへ在度事に候なからへてわれ世に居れば花のこと二度君かさかりを見ぬ御一笑々々阿々七月三日英國船三艘品川に來り芝西應寺に宿し。十三日水師提督ヤーハ公使ロルド、エルジン資始に面して米國に倣ひ通商條約の締結を迫る。是より先而賀奉行英人の要請を聞き兼程江戸に至り。資始の邸を訪ひ指揮を請ふ。資始事の切迫

を知り、惟らく國家の重事私に決し難く、宜しく大老をして其事に預からしむるに若かずと、公用人太田彦六を使として夜半直弼の邸を叩き命を請はしむ。直弼明日を以て審議決する所あらんと答ふ。侍臣返報す。資始曰く、何ぞ明日を俟つことを得ん。明日午時に返報せざれば彼強ひて品川に来るを言明す。今夜を過す可からず。必らず其應答を得來れど、再び公用取次頭取福島住一馬に命す。住一馬を馳せて直弼の邸に至り、直面して命を申へ書致す。直弼頗る困惑して曰く、予夷語に通せず。面會するも何かせんと。住一曰く、資始固より彼の語に通せず。是れ通事のあるあり。彼の要求は國の要職にあらざれば談せず。期を過せば斷然品川に来るべしと誇言す。何れか明答を與へられんことを。直弼感迫り拳を握りて膝を叩き困狀顔色に顯はる。最後に斷言して曰く、一切の外事は資始に委任す。宜しく間部と謀り處置する所あれど、自ら書を裁して之を與ふ。住一馳返りて之を傳ふ。資始奉行に命して英人の來航を促かすに至る。同日露國船品川に來航し。芝真福寺に宿す。資始自邸に延へて面接し。露國は十一日、英國は十八日假條約を結ぶ。尋て蘭國七月佛國三日と假條約を結ぶ。又新に外國奉行を置き、水野忠徳後、永井尙志後、井上直清信濃守、堀利熙織部、岩瀬忠震肥後守の五人を奉行と爲し、専ら開港の事を管掌せしめ、資始之を統轄す。事創始に屬し、内外の情勢等しからず、其困難想像するに餘あり。此月

慶勝、慶永に致仕謹慎を命し、齊昭を謹慎せしめ、慶篤、慶喜の登營を停む。資始、之を争ふも容られず。大に憂慨す。八月八日將軍家定の喪を發し、代替用掛並殿内取締人選用取扱を命す。十月十五日將軍宣下用掛を命す。又代替用勤仕の勞を犒ひ、將軍家茂手自刀備前清光を與ふ。十一月十六日朝鮮國事務取扱を命す。十二月將軍宣下用勤仕の勞を犒ひ、懸命を傳へ、手自刀備前清光一、時服十を與ふ。尋て將軍居室に召して懸命を傳へ、手自刀備前清光を授け、特に差添の脇差備前清光を與ふ。同六年乙未七月十九日病を稱し、勝手方外國掛等の諸用取扱を辭す。二十三日老中を辭せんと請ふ。尋て即日之を聽す。時に直弼威權あり、専ら幕府の聲望を張らんとし、戊午の大獄を起し、親藩を斥け諸侯を壓へ、志士を感む。人心騷擾す。直弼益々之を惡み、殿に抑壓せんと欲し、特に齊昭を惡み、密に果斷の所置を爲して其根を絶たんと。の議を唱ふ。資始大に之を不可とし、自ら内亂を醸致し、國家の先途を危くせん。齊昭は副將軍の親誼あり、其人に嚴罰を加ふるが如きは斷して行ふべからずと抗論するに至る。資始遂に直弼の容れざるを察し、詮勝と諮り、相約して閑地に就かんと欲し、駒込の別邸に移り、十四日一篇の書を同僚に致し、親藩の幽禁を解き、大名の心を攪り、内人心を和し、外夷に國の趣旨を陳し、十六日病を稱して屏居す。直弼聞て喜はず。内意を傳へて職を辭せしむるに至る。八月九日道淳と改む。二十八日大目付遠山景高安藝族

成堀田正試守と俱に夜中來邸將軍の内旨を傳へて謹慎を命す。萬延元年庚申九月七日謹慎を宥す。文久元年辛酉十二月二十八日老中久世廣周守大和將軍の命を以て明春より登營年始の禮を行ふべき旨を傳ふ。同二年壬戌正月十四日藩侯卒す。二月朔日嗣子資美守封を襲ふ。年僅に九歳資始代て藩政を管して死に至る。同三年癸亥四月二十七日加判列勝手掛外國用取扱を命し。俸三萬苞を與ふ。時に將軍上京不在なり。老中松平信義守前之を傳ふ。此日備中守と稱す。會々病あり。登營せず。時に英人殺害と鎖港談判切迫し。將に國交を破らんとす。五月四日に及び今夕直ちに戰を開くや測り難き旨を令す。爲めに同日より六日迄老中若年寄一人も登營する者なし。留守徳川慶篤大目附をして資始の登營を促かす。資始病を勉めて登營す。六日天璋院の家室若年寄をして書を寄せて曰く。當時將軍家留守と言ひ不容易の時節病ありとも老中一人も出仕なきは如何と譴責せらる。老中稍く登營政務を視る。資始病を勉めて其職に當るも老懣堪ゆべからず。志を慶篤に告げて請ふ所あり。九日老中小笠原長行四位遂に償金を英人に贈りて生麥村の事を謝す。同十四日耳聾なるを申して職を辭す。其間僅に十七日なり。時に朝庭攘夷の詔を降し。五月八日慶喜江戸に歸り鎖港の應接を爲さんとす。資始と議諧はず。慶喜屢々之を諭すも資始其所論難に異なるを察し。到底事の救ふ可からざるを慨し。之を問ふも耳聾を以

て答へす。交々相疎んじて遂に辭すと云ふ。資始外交事件に當る以來常に曰く。將軍家の進退は唯朝命を奉して處するも何かあらん。外國處置の如きは日本の重大事件なり。荷も政權を預り奉る將軍家に在ては假令朝旨に背くも國家の安危に代へ難しと。八月二日道淳と改む。十二月廿二日將軍田安邸の假殿に召して懇命を傳へ。近く勅命を奉し京に至る。今や風俗漸く衰へ政道稍弛む。汝者宿憲章に諳熟し。時務に通曉す。宜しく向後時々用部屋に出て國事を諮議すべしと。資始固辭するも許さず。命を承く。元治元年甲子正月八日老中板倉勝靜守防を以て爾今登營の時溜詰衆控所に參候すべしと傳ふ。六月朔日將軍に見ゆ。菓酒并盃を與へ手自中啓三柄を與ふ。爾後屢々將軍に參候し懇命を受く。慶應元年乙丑五月二十七日將軍長門征討の爲め進發す。資始登營將軍に面す。時運の非なるを感し。獻款して退き終に病を爲し。漸次衰老して起たず。慶應三年丁卯五月十二日病歿す。蘇地伊豆玉澤妙法華寺

○牧田貞節 貞右衛門。遠江掛川藩侯。太田氏臣。文化五年戊辰十月十一日生。齡五十二。

貞節。國井源吾左工門の二男なり。文政七年甲申七月同藩牧田貞歷貞右の養嗣と爲る。少壯藩儒松崎退藏號海野豫助號石と交り文事を修む。同八年乙酉正月部屋住にして馬廻

役と爲る。同十一年^{壬戌}十一月藩侯太田資始^{後守。故四位下。}大阪城代と爲る。貞節直留役と爲り
 半年交代勤務を命ず。天保二年^{卯辛}五月藩侯京都府司代と爲る。貞節又直ちに待直して公
 事を掌理し。留役と爲る。本役は藩侯に侍從輔翼するの職にして最も樞機に預る。同三年
^{辰丑}六月小納戸勤と爲る。五十俵五人口を増給す。同五年^{甲午}四月藩侯西九附老中と爲る。貞
 節に案詞奉行を命ず。本職は老中の職事に關し先例ある事項は直ちに之を若年寄に移
 し。重大の事件にして幕議を要する事項は案詞奉行。案を具して老中の諮問に應へ之を
 幕議に付するの例にして内外大小悉く其樞機に預るなり。同七年^{丙申}四月家を襲ひ家祿
 二百石を食む。十二月大目付と爲る。同八年^{丁酉}四月藩侯老中と爲る。十一月貞節を公用人
 に擧ぐ。藩侯を輔佐して藩政に參與す。同十二年^{丑辛}六月藩侯老中を辭し。尋て致仕す。名を
 道醇と改む。男資功^{攝津守。故四位下。}家を襲ふ。同十三年^{壬寅}十二月格式用人留守役を兼ね。同十四
 年^{卯癸}七月勤務精勵を賞して帷子一。銀^{枚二}を與ふ。貞節藩侯に親近し。公事内外を問はず。皆
 其施設に參與し。日夜座右に侍直し。日々夜半にあらざれば歸家を得ず。又性忠實一意報
 効を期し。専念勤務に缺掌したりと云ふ。弘化元年^{辰甲}十二月勝手掛と爲る。同三年^{午寅}十月
 持統組支配と爲る。嘉永元年^{申戊}十二月近習頭を兼ね。同五年^{壬子}十二月祿三十石を増給す。
 安政元年^{寅甲}十一月東海道諸國大震。掛川其災に罹る。貞節藩命を帯ひ視察に赴く。同二年

藩城震災の破損大にして修繕等のケ所多く財用を要すること少からず。藩侯貞節に總
 括を命ず。貞節匪勉從事して災後の施設を完ふす。其勤勞多しとす。同五年^{午戊}三月藩侯震
 災處分の勞勤を賞して小袖一。銀^{枚五}を與ふ。同日道醇別に八丈縞^{一反一}を與ふ。六月道醇老中
 上座勝手方及び外國掛と爲る。貞節を公用人に擧ぐ。當時米國と條約締結の難問あり。道
 醇。堀田正陸^{備中守。故四位上。}に代りて露。蘭。佛。英四國と條約締結の事に預る。貞節其間の機密に
 參與し幹旋多し。又時々道醇の命を含み。大老井伊直弼^{攝政。故四位上。}の邸に出入し。専ら直弼
 の公用人宇津木六之丞。鯖江藩年寄田子市郎左衛門等と晝夜の往復頻繁にして時事煩
 忙。勞勤實に想像に堪へたり。又直弼親しく而見懇詞を傳へ八丈縞^{一反一}を贈與して其勞勤
 を稿ふ。同六年^{未己}七月道醇直弼と意見を異にして職を辭す。幕府尋て謹慎を命ず。貞節退
 職の所因。戊午の大獄に關し。延て道醇亦幕議を蒙るを以て。君家の爲め憂慮し。其間に幹
 旋して頗る努力する處あり。萬延元年^{甲申}九月藩侯貞節の格式を昇せ近習頭たらしむ。其
 書下に曰く。道醇公退役の儀頗る意味合有之。一方心配骨折御安心被爲成御祝。旁格式
 取次に被成勤方如故と。文久二年^{壬戌}四月將軍家茂^{贈正一位}道醇年來の舊功を嘉みして年頭
 禮席座の間に於て受けらる。旨を傳ふ。此間貞節。道醇將軍三代に歷事し。殊に國事艱難
 之際。報効の誠意を表するに拘らず。遂に屏居し老齡意樂まざるを歎き。當路に向ひ陳

情幹旋する處あり。幕府亦情願を容れ此の優遇を與へしなり。道淳深く貞節の誠款を嘉みす。時に貞節病に罹るを聞き深く其情衷を憐み。二十八日自書の手紙を以て其忠實を褒し。程乗作三所物を與ふ。曰く「年頭御禮席舊復之儀に付ては理外之意味合に有之。權家へも度々罷出骨折事實も貫き満足に存候其砌三所物にても遣し度不取敢目録遣はし置候處存之通彼是取込にて遅延罷成候則左之品遣し候。」文久二年^{壬戌}四月三十日病歿す。
墓地東京駒込 沼邊妙寺

○杉浦大學 初名都磨又三浦謙遠江濱名郡濱松元諏訪神社大祝

大學公卿甘露寺愛良の二男。嘉永六年^{癸丑}四月濱松諏訪神社大祝杉浦義者^{登岐守又の嗣}と爲る。同五年家職を襲ひ大學と稱す。家格國中社家の首席にして世の推崇する處なり。特に徳川氏の縁由あり。從て殊遇を受けたり。大學居常時事に志あり。生家の縁故に仍り王室の式微を慨す時々京に上り縉紳の門を候問し。辱知の間に往來して時勢の趨勢を視察せり。又在地に於ては配下附屬の社人。又は有志の徒と交り時事を講論して時期を俟てり。又歌會を催して諷詠に託して其の志を叙ふ。一國の爲めよしや屍を棄つることも四方の夷狄ら伐たざらめや^又事しあらば命をぬさに手向ても君の御楯とならで止まめ

や。慶應三年^{卯丁}三月大學社職松本正直^母を伴ひ上京。生家に頼りて公卿諸家の間に奔走し形勢を視察して頗る得る處あり。十月濱松に飯り平生交結の同志に通し。竊に同地の富商にして藩の用達池田^{三郎}の別荘に會して謀る處あり。又大學の養父義者の弟松平忠敏^{審稱主税介又上總介}三河寶飯郡長澤郡長澤の領主にて幕府の麾下士松平源七郎の嗣と爲り江戸に在り。常に時勢の趨向を察し報効の決意を懲憑する處あり。大學、訊等と交々時事を談す。遂に相俱に報効の志を決す。依て平生交結の同志を訊の別墅に會して謀議する處あり。二月十八日大學及び濱名郡芳川村津毛村津毛利神社神主桑原直清^{正部}と連署して引佐郡内に檄す。其文に曰く「今般王政復古被仰出宇内の御政事御變革に付追々御處置茂可有之。從朝廷追々仰出之條も有之。彌以勤王報國之盡力無之候ては不相濟尙亦從吉田殿被仰出茂有之に付而は神職相續望候者は濱松諏訪大明神神主杉浦宅迄來る九月二十一日限り御申出可被成候氏子之内有志之者有之は御召連可被成候。弘く同志を翁合して王師を迎ふるの旨を四方に移檄せり。應募有志三百人に上る。大學自宅を屯營に充て日々百餘人の食糧皆自家の貯米を以て扶養すること十數日に亘る。又有志を撰ひて一隊を編制し之を報國隊と號す。後衆に推されて取締となり。直清と俱に隊務を掌る。後濱松藩に請ひて兵器及教導の士を借りて日々武術を講し練兵を督す。

此間各隊員の資用は皆自辨に出つるも數十日間多くは皆大學の給養に頼る、同年己二月東征大總督下向三河吉田に舍せらる。隊員同驛に出迎へて各所の警衛を命せらる。尋て從軍を請ひ容さる。更に隊員を撰拔し八十七人を以て一隊を編制して隨從す。大學直清取締として隊員を統へ江戸に入る。後大砲隊員に撰拔せられて各所の衛戍。又は追討の任務を盡せり。特に有栖川宮家御内人の命を受け肩章を賜ふ。東北平定に及び十一月軍務官より感狀を賜ひ歸國を命せらる。同四年^{辛未}六月東京招魂社^{靖國神社}の建設あり。七月大學同社々司を拜す。上京宣祿六人扶持を給せらる。同年二月退職歸家。明治六年七月六日病歿す。

○石埜大和

藤長。遠江國引佐郡中川村三島明神社々司。天保十二年辛丑。月。日。生。齡二十八。

大和引佐郡三嶽村安間氏の二男。初利八と稱す。文久三年^{癸亥}三月出て石野氏を繼ぎ後大和と改む。代々三島神社の神職たり。明治元年^{辰戌}二月濱松諏訪神社大祝杉浦大學等の王事勤仕の激に應じて報國隊に加はり。大總督熾仁親王^{故有栖川宮}に隨行す。時に大和一首を詠す。日月の旗に靜まる天の下。草木もなひく君か代の春。江戸に至り西丸下元老中邸に宿舍し。各所の警備に當る。七月二十九日適々病に罹り。明治元年^{辰戌}八月十三日遂に宿舍

に歿す。後同隊員と等しく小銃一挺感狀を賜ふ。墓地東京四ツ谷。鮫ヶ橋龍國寺。

◎滋賀縣の部

○邨田柳厓

名素行。字明道。耕之助。又七兵衛。號湖上漁人。近江大津市商民。文化九年十月十八日生。齡七十八。

柳厓。山城下鳥羽の舊家大澤又左工門の三男なり。幼年養はれて邨田氏を繼ぐ。邨田氏世々近江大津橋本町に住し。家業鹽商を營み家號を鹽屋と稱す。柳厓少壯播磨姫路の備的場天賴に師事し詩文に巧なり。又書を善くす。性義侠にして財を輕んず。時に詩人岩崎喜助^鴨等と謀り文人墨客の大津に來往する者を客待して懇遇を盡せり。嘉永六年の交長門人船越清藏^{贈從四位}を請して家宅を備へ。婢僕を給し。自家の子弟を託して教訓を受けしむ。安政以降諸藩の周旋方京都に至るに及び交遊する者多しとす。文久年間に及びては薩摩人にして京都に來往する者にして親交を通する者少からず。常に詩酒談笑の裡に國事を憂ひ報効を議し。時に款遇して其勞苦を慰むるに至る。又彦根。津。姫路。宮津の各藩に出入して永年用達を爲し。相當の扶持米を給せられしと云ふ。明治元年^{辰戌}正月四日鹿兒島藩士村山松根^{下七位}。故大津に來り戰狀を陳べ藩資の究迫を告げ資金を借らんこと

を懇請す。柳厓平生王事に志あり、松根の懇頼に應じ自主として金を出し、尙同町民寺井金七、伊庭茂七等を説て應分の出金を促かし、金二千兩を集めて松根に交付す。松根大に喜ひ即時金を懐にして京都に歸りて同藩留守居内田政風仲之助正五位に付す。爲めに同藩兵の急需を充たすを得たり。戦後松根元金に利分を添へて償還し、深く前日の好意を謝し、爾後松根の死歿する迄親交を厚ふせりと云ふ。明治十七年七月中井弘弘三正三位、滋賀縣知事と爲る。柳厓と舊識あり、弘日夕官邸に迎へて往事を語り、現況を談し、縣治上貢獻する處多しと傳ふ。其重なる事は海防費、献金勸募、滋賀縣廳舎新築費、募金、町村制實施、疏水工事の計畫等皆弘の諮問に應へ、又縣民を指導したるにありとす。同十一年七月家業を男六之助に譲りて退隱し、悠々自適、詩酒を娛しみ、世事に預らさず。芳野雜詩中、千年遺恨今何説、兵馬政權歸王室、天下無復足利人、忠魂定識陵下碣、當時柳厓の交友皆一時の名家なり。明治二十二年十一月九日病歿す。高地大津市高山寺

○正七位樹下茂國

舊稱石見守、近江滋賀郡阪本村、日吉神社神官、文政五年壬午□月□日生、齡六十三。

茂國、少壯學事を好み、安政三年谷森外記に従ひ國典を講究す。文久以降、弘く有志と交り、勤王の義を唱ふ。文久三年福岡藩平野次郎正等と謀りて有志の士を私家に匿ひ、密に

三宮義胤故男、香川敬三伯等と日夜畫策する處あり。元治元年水口藩柳原豊從五位川瀬大宰從四位等と、鳥取藩侯に説く處あらんと、因幡に赴く。鳥取藩拒て入れず。但馬に至る。終に幕吏に捕はる。後赦さる。慶應元年水戸藩桑原元五郎、大越伊與介等の同志を私家に潜めて國事を談す。一月幕吏之を探知し、將に逮捕せんとす。茂國、元五郎、伊與助を僧侶に粉装せしめて脱せしむ。同四日夜陰新撰組長蘆谷登之助部下五人を率ひ、抜刀宅内に闖入し、元五郎、伊與助を索む。茂國其脱去を告げ、從容所志を説くこと數時、神酒を煖めて之を勸む。登之助、茂國の誠意に感して去る。同二年丙寅六月十三日茂國、元五郎と俱に水口に至り、藩士殿谷修三正位、油川親近六正位を訪ふ。會津藩之を探知し、捕吏を遣す。茂國、元五郎夜に乘し姿を雲助に變して、京都本國寺水戸藩邸に走る。後間を得て京を出て、大津に至り、大宰を訪ひ、伴ひて私家に歸り、建白書を草せんとするも、他聞を恐る。相携へて牛尾山内に籠り、會談十有餘日にして書成る。將に捧くる處あらんとす。事發覺し、茂國、新撰組に捕はれ、苦楚を受け、將に害に遇はんとす。登之助、其志を憐みて之を救解し、三ヶ月にして免さる。同三年丁卯八月岩倉具視一正位に附屬し、盡力する處あり。明治元年辰戌閏四月神祇官權判官事に任す。爾後大政官修史局、又宮内省に出仕す。數年を経て職を辭し、具視の邸舎に舍す。明治十七年十月四日叙特旨正七位、同日病歿す。

◎岐阜縣の部

百〇二

○押上美喬 吉兵衛飛彈高山町住
文化十三年癸酉四月十八日生。齡五十三。

附押上美香 市次郎同上
天保六年乙未五月一日生。齡四十三。

美喬家代々飛彈高山町に住し。同國三郡協立の郡中役所を世襲す。美喬又家役を繼て勤
役す。常に三郡町村吏の顧問とし。郡事を總ふ。明治元年戊辰正月京師の事變を報す。郡代新
見内膳屬吏を美濃笠松郡代所に遣はし。動靜を視察し。官兵進撃の報を傳ふ。内膳屬吏と
議して退去を決す。報を聞き管内頗る動亂し。郡吏多く會所に集る。偶々郡上藩兵美濃郡
上青山
兵入國の報あり。三郡町村吏總代高山町吏郡吏と議し。従前郡上藩との間乖離あり。同藩
の出張は管内の民心を激するの虞あり。仍て藩兵の入國を止めんことを期し。美喬の男
美香等大原口に趣き藩兵と會して請ふ所ありしも應せず。空しく高山に歸る。附近民衆
所在紛擾し。衆議決せず。二十六日藩兵管内に入り。勅使新田邦光舊稱竹澤寬三
耶。故從五位尋て至る。
遂に管内恭順に衆決し。守護兵出迎として美香等出發す。其夜内膳。元締淺井豊助と俱に
出奔す。郡中會所自ら郡代に代るに至る。二月十七日美香等益田筋に於て邦光に面して

恭順の誓書を捧ぐ。又凶年國糶米下戻の議を決し。其公簿を收めて之を美喬の家に託す。
民心僅に安んず。尋て郡上藩三百餘人高山に着す。又名古屋藩兵入國の報あり。宿舍糧食
の供需其費を郡民に課する等甚だ煩難を極む。二月邦光。名古屋郡上兩藩兵を率ひ入國。
美香等道に迎へて高山に至る。美香弟忠三郎と本陣及び脇本陣巡回差配を管掌し。晝夜
其勤務に服す。時に郡上藩老鈴木兵左工門。美香等を招き藩兵入國沿道及び高山市内住
民の困狀を察し。施米二百俵を與ふべきを傳ふも。美香等一時懷柔の策にして他日の係
累たらんと察し之を固辭す。偶々邦光。郡民の情願を酌み。同藩飛彈支配の願望ある旨を
内示す。美香等議して郡上藩轄を省かれんことを請望し。事容易ならざれば。大垣在東山
道鎮撫總督府及京都に至り。歎願することに衆決し。朝廷直御支配の歎願書を作り誓詞
署印し。美香外一人之を携へて高山を出途す。七日邦光。陣屋門前に天朝御用所の高札を
掲出し。管内惣代を召集して之を諭し。追て政事を更革することを達す。忠三郎等參集し
て訓示を受く。尙郡上藩管轄を免かれんことを議し。惣代を出途せしむ。邦光又郡上藩老
の間に對し。郡民不服の狀を辯す。美喬等又慮る所ありて人を遣はして請ふ所あらしむ。
其出費巨多皆郡中富民に詢りて借辨する所あり。九日邦光。美濃に向ひ發途す。又郡民郡
上藩の統御を喜はず。名古屋藩兵の滞在鎮撫を情願し。尙人を大垣方面に遣して邦光に

百〇三

頼り請ふ所あらしむ。總督府附宇田粟園^{故從三位}等之を諭すも肯せず。切に請ふ所あり。遂に郡民不穩の情況あるを以て郡上藩譴責せらる。美香等は願意を達せんか爲め郡民の歎願書を携へて京に向ふ。邦光歸着して當分管理を命せられたる旨を傳へて一般に布告せしむ。郡民大に喜ぶ。尙衆議を盡し邦光の長任を追願するを決し。總代等四人を撰ひ京地に向はしむ。邦光亦治務を改革し。衆評を聞き其要件を稟申せしめて多く容納する所あり。又幕府時代許されたる苗字帶刀の特例を繼續することを許し。又囚徒を釋放す。民心大に治る。偶々邦光郡民に衆望あり。郡上藩之を嫉み。大垣藩に頼り廻る所あり。總督府其説を容れ。梅村準^{水速}を高山に遣して邦光の行動を監視せしむ。郡民頗る方向に迷ふ。三月京地の總代等歸着願達の旨を報し。民衆相慶す。十三日天朝直支配の願意採用あし旨を傳告す。美香大政官下ケ文を携へ歸る。其文に曰く郡上藩の管轄を免し。郡宰等追て任補す。當分東山道鎮撫使に屬し。其指揮を遵奉せしむ」と同日準。邦光に代りて郡宰と爲る。翌日邦光。高山を去る。邦光施治僅に四十日能く民治を爲し衆望を收む。尋て名古屋藩兵歸還す。又邦光去。二月本年貢納半減の令を布く。準之に關して難して美香等總代を謹めて慎を命す。準亦威力を示さんか爲め制札を立て之を郡中に布告す。今般御一新御取締之所他國より立入姦計を回らし民心惑亂爲致候者並他所人と同通いたし不容易義を企

候族有之由不届至極之事に付早速召捕誅戮可致事。尋て美香等を宥す。美香は老齡外に在りて事に當らざるも郡中の長老として細大諮詢に應し。郡中總代をして其力を盡さしめたり。爾後準。高山縣知事として百般の制規を作新し。往々民情に通せず。急激の變革を行ふに仍り。民心稍く之を厭ふに至る。同二年巳二月施設の嚴峻なるより郡民期せずして黨與並起りて亂を爲す。準時に京に在り。變を聞き兵を率ひて。倍道急行益田郡萩原村に達す。三月十日暴民と遭遇して争鬪す。準力支へず傷を負ふて遁る。美香變に際し會所員を指導し。苦慮百端其の事を治む。然るも大に心神を勞し終に病を爲す。明治二年巳六月越中小川の温泉に病を養ひ。同月五日同所に客死す。美香は動亂に際し。郡中總代として京都に上る。民情を上申し。善後の處分を幹旋し。新縣官と共に歸り。亂後の處置を爲し。常に郡中の事に盡瘁せしか。明治十年八月四日病歿す。

◎長野縣の部

○長谷川昭道

元亮又深美。號戶隱舍。元信濃松代藩侯眞田氏臣。文化十二年乙亥十二月廿九日生。齡八十三。

附長谷川美楯

平次郎。同上。弘化三年丙午十二月廿三日生。齡二十五。

昭道藩の世臣にして平士に班す家祿僅に七兩二分三人扶持にして家計窮乏を極む。少壯善く父正次の訓を守り。文武を勵み。嶄然頭角を顯はせり。天保十年^巳正月藩世嗣眞田幸良^{後守。從五位下。}の近侍と爲りて江戸に勤仕す。弘化元年^辰五月幸良卒去。昭道藩地に歸る。八月代官と爲り頗る民心を收む。嘉永の交藩の財用匱缺す。嘉永四年^辛十月藩侯眞田幸貫^{信守。從四位下。}鑑拔して直に郡奉行と爲し。勝手元締役を兼ね。藩老眞田貫道^{志摩。又鎌原溶水。貫唯。伊野。}を佐けて銳意儉約勵行の事に任し。又學校創立の事に當る。藩人往々昭道の嚴勵を憚り之を便とせざるものあるも意とせず。益々藩規を恪守せり。同五年^壬六月藩侯卒去。嫡孫眞田幸教^{信守。從四位正。}襲家年甫めて十八。昭道側役頭取を兼ね。幸貫の遺命を承け誠意輔翼す。同六年^癸六月米國軍艦浦賀に入るや。藩士佐久間修理^{正四位正。}在江戸の執政を説き。藩侯に内海樞要の地^{山御殿。}の防備に任せんことを幕府に請はしむ。昭道藩地に在り之を聞き藩力を顧みざるの輕舉となし。直に江戸に赴き。藩侯に稟して修理の職を視ふ。修理大に昭道を銜み。世を終る迄相會せずと云ふ。既にして昭道藩命を帶して大坂に赴く。昭道を憚ばざるの徒隙に乗じて之を誣陷す。十一月昭道職を罷む。儉約の制亦頓挫す。尙當時の施設にして後日に傳ふもの多しとす。昭道家居すること十年。其間大に心を攻學に專にし。皇道述義。九經談總論評說等を著す。其說熊澤助右衛門^{正四位。贈。}に本つき

水戸學に出入し。別に一家の言を成せり。常に尊王攘夷の説を以て藩の青年を鼓舞す。元治元年^{甲子}三月藩侯京都南門警衛の命を受く。四月藩侯昭道を起し。近臣大日方正司。北澤正誠^{故從五位。}と共に京師に派遣し。上國の形勢を探索し。百般の準備を爲さしむ。七日修理難に罹り尋て長門人犯關の擧あり。更に征長の師起るに至る。此間藩の内情は長人に同情を寄するより幕府の意に忤ひ事態頗る困難を極む。昭道奔走周旋纒に無異を得たり。慶應元年^{乙丑}二月藩侯藩に歸る。昭道を留守居と爲して京都藩邸^{佛光寺。假館。}に留む。昭道公卿及び諸侯の間に出入周旋す。同三年^{丁卯}十月將軍政權を奉還す。親藩概ね疑懼を懷き其藩人の京地に在る者亦佐幕の説を主張す。昭道二十八藩の執政會議に列し。斷然として勤王の大義を唱道し。又朝廷の下間に應じて攘夷の國是を確立すべきを述ふ。昭道の攘夷國是とは自主的の外交の義に用ひたりと云ふ。時に藩地昭道幕府に捕はれたりと傳ふるに至る。明治元年^{戊辰}正月伏見の事變起る。昭道直に馳せて江戸藩邸に赴き參畫する所あり。時に公卿高松實村^{故子。}有志の徒を募り。官軍先鋒と稱して信濃に入る。信中の諸侯風を望んで之を嚮ふ。將に松代に及はんとし警を傳ふること頻繁物情恟々たり。藩内或は佐幕の論を發する者あり。藩侯眞田幸氏^{故伯。}尙江戸に在り。昭道に命して藩地に急馳し。京畿の近狀を報して益勤王の論を鼓吹せしむ。二月昭道松代に歸る。二月實村の從人松代

に至る。時に前藩侯幸藩地に在り昭道を見て親しく命して曰く。藩國の大事此時にあり、其成敗興亡一に以て汝に任す。昭道感激誓つて報効を期す。從人に面し聲色を正ふして之を卻く。尋て朝命。實村の徒に應すべからすと令せらる。是に於て藩論始めて定まり、皆昭道の先見を稱す。復び京都に赴き留守居の事に當る。五月十五日軍務官判事試補に任す。又徵士行政官權辨事任補の命あり。昭道以爲く徵士の命は藩臣の誼を絶つに當る。當時多難の際自ら藩侯を棄つるは心誠に忍びざるものありと。強ひて徵士を辭し、尙判事試補の職にて留守居たり。七月書を輔相岩倉具視贈正一位に致して政體の基礎を論し、大學校創立の急務を申す。官其言を採用し。八月二日兵學校を開き。二十二日學校掛と爲り、九月大學校創立の準備として九條邸に皇學所、梶井宮邸に漢學所創立の事に當り。十二月十八日皇學所、漢學所及び兵學所御用掛を兼ね。京都の學政を掌る。皇學の名は昭道の建言に基くと云ふ。同二年己巳四月政體の解釋往々民主政の説に類するものあるを憂へて。具視。大久保利通贈從一位に面し建言する處あり。四月具視に隨從して東京に移り、轉して教導取調局御用掛と爲る。七月取調局廢止。更に制度取調掛に補す。七月八日金壹萬を賞賜せらる。八月大政官權大史に任し。専ら制度取調に従事す。九月廿五日叙正七位。同三年庚午正月十一日藩賞典祿永世三十五石を與ふ。其賞狀に曰く。丁卯の冬京師にあり諸藩方

向未だ定らす物議沸騰危險の際に處し斷然大義を唱明し藩名を輝し戊辰の春伏見一戰の後速に東下機務を參贊し更に藩城に往返し僞官兵を挫き再び京師に到り時勢多難の間に立ち夙夜勵精善く其職を盡し遂に北征の師偉功を成すに至る功勞不少候段感悅不斜候仍て爲其賞永世高三十五石遣之候事。時に藩吏事を誤り。財用窮乏紙幣を濫發して一時の急を濟ふ。本年に至り藩民其救濟の途なきを憂へて訴ふ。藩其措置に窮す。又貢米折色等の事あり。十一月一揆蜂起して城下を狼藉し。積年明黨の禍害之に伴ひ事態極めて艱難に陥る。藩の有志衆紛を解き衆情を鎮めんは昭道に頼るの外なしと決し。藩知事に稟す。藩知事優詞を昭道に與へ。又朝廷に請ふて昭道を招聘す。昭道感激直に松代に歸る。十二月民部權大丞林友幸故伯を差遣す。友幸説くに廢藩の事を以てす。昭道之と應接し。苦心百端纔に藩名を維持する事を得たり。次で本官に居て當分權大參事心得にて藩廳に出仕すべきの命あり。時に大參事以下皆黜退し昭道専ら庶政を掌る。同四年辛未七月。松代縣權大參事に轉す。九月廢縣廢官。昭道位記を返上す。縣政の殘務を處理し。舊主家の家事を掌理すること數年。同八年十一月三日幸氏。昭道積年の功勞を犒ひ。又一家扶翼の勞勤を賞し。終身年金を與へて之に酬ゆ。尋て郷里に退隱家居す。明治三十年一月三十日病歿す。墓地松代町長國寺

美楯昭道の長男なり。性孝順父訓を守り歌道を嗜む。安政五年昭道致仕美楯家を襲く。慶應元年^{丙寅}六月昭道に従ひ京都に止り留守居見習と爲る。朝廷幕府諸侯の間に周旋して辭令宜きを得たり。同三年^{丁卯}十月武具奉行と爲る。佐幕の論起るの時に際し昭道勤王論を唱へて四方に論議するに當りて美楯克く其の志を佐けて説辯したり。昭道江戸及び藩地に往來して藩の機務に當るの際美楯代て留守居の任を負ひ能く其力を竭せり。明治元年^{戊辰}八月美楯松代藩公用人と爲る。同三年^{庚午}正月十一日藩侯真田幸氏^{故伯}賞典祿永世高十石を與ふ。同年七月二十三日東京に於て病歿す。^{墓地東京赤坂今井町盛徳寺}

○金兒伯温

^{忠兵衛元信濃松代藩侯真田氏臣}
文政二年巳卯十月八日生齡七十。

伯温少壯武技馬術に達し。文筆雅曲に通ず。藩侯真田幸貫^{信濃守故從四位下}の近侍と爲る。天保十三年幕司江川太郎左衛門^{贈正四位}の門に入る。藩侯自ら金を與へて數年間西洋砲術を習はしむ。常に韭山に在て研鑽其業大に進みて歸藩す。藩侯大に之を嘉し。特に時服及物を與へて砲術師範教導と爲す。再ひ韭山に遣して大砲を鑄造せしむ。十五搦忽砲及二十搦白砲其他砲數門を鑄る。諸藩傳聞し其鑄造を請ふ者多し。嘉永以降事多端なり。伯温勵精子弟を獎勵し。銳意武備を主張するも意の如くならず。往々所論有司に迫る。有司反て其躁

急過慮を笑ふに至る。元治元年藩侯真田幸致^{信濃守故從四位下}上京南門を守衛す。伯温扈從一小隊を率ゆ。明治元年^{戊辰}正月伏見の事變聞ゆ。會々病に臥す。慷慨措かず。建議して京師の危急を慮り勤王の出師あらんことを切言す。二月藩朝命を奉し兵を甲斐に出す。伯温從行せんと欲するも能はず。病を扶けて蹶起し。輒仆ると數次。病愈劇を加ふ。家人苦に看護し無事なるを得たり。四月脱士越後より信濃に入り飯山に據る。朝命信濃各藩及名古屋藩に令して之を征討す。藩兵進て飯山を略す。追て越後に入る。此役男彌高^{友太}一隊を率ひ戦鬪す。越後に入り戦功あり。三男英忠^三亦軍に加はる。時に伯温病少瘥蹶起し起て曰く。大丈夫寧ろ屍を原野に曝すのみぞ。強請して從軍。輿に乗り軍を追ひ新井驛に至り軍列に及ふ。幾なく病愈ゆ。砲隊を督し。越後各地の戦鬪に從事して功あり。敵保津川を扼し防壘を築く。官兵苦攻抜く能はず。伯温施條砲を用ひて的射し多く敵を斃す。終に壘を略す。進て會津に入り若松城を圍む。堡を東山に設けて城中を瞰射す。皆其術の精妙を稱す。事平て藩軍功を賞して祿秩^{四十}石を與ふ。尋て又多年砲術研究門弟教養の功を嘉し祿^{三十}石を加ふ。幾なく疾を以て致仕。吟詠自適傍ら書道を授く。明治二十一年五月八日病歿す。^地

松代本
醫守

○馬場雅雄 介作又廣人。元信濃松代藩侯眞田氏臣。天保九年戊戌四月二十八日生。齡六十九。

雅雄少壯武技を研き。砲騎刀槍柔術悉く通達す。藩に仕へて江戸に祇役す。元治元年藩侯眞田幸教從四位下上京。南門を守衛す。雅雄扈從武具奉行の職を勤む。又拂方金奉行物頭足輕奉行を歴て役附足輕十人を預り勤功あり。明治元年戊辰六月藩の軍使兼軍監と爲り。越後地方の進軍各地の戦闘に従事す。十一月新發田に於て越後口總督より若松民政局事務取扱の命を承く。十二月越後府権判事心得に補し。若松在勤を命せらる。同二年己丑二月徵士會計官判事試補に任し。若松出張の命を承く。六月若松縣を置き廢官。在勤中の功勞を賞し金壹萬を賜ひ歸藩す。十月藩兵小隊長を命す。十二月戦功を賞し祿三十石を與ふ。同三年藩大尉と爲る。同四年廢藩置縣。藩知事眞田幸民故伯勤功を賞して。白鞘刀一腰を與ふ。其賞文に曰く。辛未廢藩前後公私事務別而多端之處精勵特に廢藩後諸事取纏に付ては晝夜辛苦厚心配萬端都合宜大慶之至候と爾後家に老し逸遊和歌を樂む。明治三十九年十二月二十三日病歿す。墓地東京市谷中共同墓地

◎福島縣の部

○安藤信正 舊名信睦。信行對馬守。伊勢守。長門守。元陸奥岩城平藩侯。文政二年己卯十二月二十五日生。齡五十三。

信正。藩侯安藤信由對馬守の長男なり。天保六年己未十二月從五位下に叙す。弘化四年丁未八月家を襲く。嘉永元年甲戌正月奏者番と爲る。同四年辛亥十二月寺社奉行加役に遷る。寺院梵鐘を以て大砲小銃鑄換取扱を命せられ。其功を賞す。安政五年戊午八月若年寄に進み。同六年己未七月勝手方と爲り。更に醫學館講武所。調練場。射的場。組々調練等の事を掌る。偶徳川齊昭贈正一位幕府の忌諱に觸れて退隱し。其重臣等亦謹慎するものあり。幕府信正に命して水戸藩邸に至り暫く藩事を管す。又本丸普請掛を兼ね。萬延元年甲申正月累進加判役に列し。尋て從四位下に叙し。侍從に任す。閏三月外國掛と爲り。専ら其難局に當り。折衝の功最も多しとす。七月幕府信正の勤功を多とし其勞勤を賞す。外國御用不一通心配骨折相勤其上私宅度々應接有之彼是入費も不少趣被聞召候に付御手當旁思召を以て以後毎暮御手許より御内々金千五百兩被下置候旨被仰付尋て十一月五日同様の趣旨を以て金五千兩拜借被仰付。是月十一日時服の拜領あり。十二月十二日外國御用筋之儀久世大和守

申合月番を立取扱候得共同人儀當時格別御用多之事に付外國人へ應接之義は自分宅にて専ら引請取扱候に付ては別而入費も相嵩可申依之每幕御手當勞被下金之外猶又別段金五百兩つゝ御手許より内々每幕下與の命あり。此間外國奉行堀利熙織部、宇國と通商條約を訂結す。約中宇國外自餘の附庸國まで署名せるを見る。信正其非違を難詰し。遂に之を改訂せしむ。利熙慚憤終に自殺す。又世に利熙の憤死は信正の非擧に基けりと傳ふ。又國學者端次郎に外國人接待の式例を調査せしめし事あり。終に浪士の殺害に遇ふ。又信正廢帝の例を調査せしめたりと議す。皆當時無稽の説たり。特に信正が焦慮苦心せしは浪士の跋扈にありき。横濱開港當時露國士官暗殺あり。次て英國公使館仕丁を殺し。孝國公使の一行を途上に侮辱し。水戸浪士等横濱襲撃の企あり。米國公使館通譯官を麻布古川端に於て殺害する等兇變頻に起り轉た不穩の狀あるや。英佛蘭三國公使は幕府の怠慢失態を責め。斷然公使館の旗を捲きて横濱に引退せり。信正大に之を憂ひ直に若年寄外國奉行等を横濱に派し。三公使を慰めしめ。又信正親しく米國公使ハルリスを訪ひ保護の足らざるを謝し。方今國內鎖攘の説激烈を極め。幕府其中間に立ち甚だ困難なる事情を陳し。萬一之か爲め各國と和を破らんか一大内亂となり。復た收拾すべからざるに至らんことを辯す。公使も信正が憂國の至誠に感じ。慨然調停の任に膺り。漸く三

公使江戸に復歸するに至れり。文久元年辛酉二月露國軍艦名を修繕に托して。對馬に滯泊し。擅に陸上に屯營を設け幾んど占領の狀を爲し守卒を殺す。報達するや信正大に驚き。四月外國奉行小栗忠順豊後守又を遣し退去の談判を爲さしむるも要領を得ず。却りて對馬の一港を租借せんことを強ゆるに至る。忠順空しく歸る。八月外國奉行野々山兼寛丹後守等を遣し談判せしめ。信正英國公使を説き其調停を請ひ。同國水師提督の嚴談に依り。稍く退去せしむるを得たり。又同年三月廿一日常々出精相勤近來外國御用多端諸事引請取扱格別骨折候に付別段思召を以て領内の薄地壹萬石同高を以て村替を命す。九月信正。米國人の言に外國人已に小笠原島の開拓に着目せしを聞き。其占領を慮り外國奉行水野忠徳筑後守又筑後守を派し。日本の領土なることを宣言し。住民を國藉に移して版圖を確實ならしめたり。又方今の形勢に鑑み兩港兩都の開市延期の甚だ必要なるを察し。各國公使に提議するや事重大にして公使の專決する所にあらざるを以てす。故に特に英佛兩公使等の意見を請ひ。斷然閣議を決し。十二月竹内保徳下野守を歐米各國に差遣せしめ。尋いて露國に對しては唐太の經界を定めしむ。然れども北緯五十度の外一步も譲らざるの内訓を與へたり。猶信正は内にありて大に盡力する所あり。文久二年戊辰正月水戸藩小田彦二郎贈從五位等七人坂下門外に信正の登城を要撃す。從士其六人を斃し僅かに

免かる。信正傷を負ひ治療の間尙創を包み痛を忍て公使等を引見し其斡旋を請ふ。英國公使アトルコック等信正か報効の志情を深く感じ。二月請暇歸國す。信正外國調役並淵邊德藏、森山多吉郎に附屬を命じ俱に行かす。アトルコック歸國日本の爲めに保徳等を助け先づ英國をして卒先延期覺書に調印せしむるに至れり。信正在職は萬延、文久前後一年十一ヶ月にして外交の重任を負ひ内攘夷の激徒反抗し。外各國公使の條約履行に迫られ常に榷組折衝の間に國家の安危を繫ぎ其勳績著しきも不幸遂に激徒の被傷を受く。三月病癒へて事を視る。四月再願して老中の職を罷め溜詰格となる。其間僅に十六日間なり。退職に際し將軍家茂附正外國御用出精相勤め候との懇詞を以て手自刀一腰代金二十枚を與ふ。五月救使東下幕府の施政一變し。八月幕府より勤役中不正の取扱布之段追々就達御聽候急度可被仰付處出格之以思召先達村替被仰付場所其儘被召上替地の儀者追而可被下且又隠居急度慎被仰付家督無相違同氏鏑之助へ被下雁之間詰被仰付之。九月沒收代地として陸奥磐前郡菊多郡の内壹萬二十九石を與へらる。十二月重ねて勤役中不正の筋ありとして高二萬石を沒收し永蟄居を命せらる。慶應三年卯十一月蟄居を免す。明治元年與羽の亂あり。徳川氏の脱士盤城平に據る。七月城陥る。信正逃れて仙臺に走る。尋て歸藩東京に移り謹慎す。同二年巳九月謹慎を免さる。明治四年辛十

月八日病歿す。同九年從五位に叙せられしも死後により位記を返上す。東地 京野 榎

○三春藩報効志士事歴附記二十三

明治元年戊辰三月奥羽鎮撫總督九條道孝附故副總督澤宜嘉附正仙臺に至り列藩に令して會津を征討せしむ。仙臺兵を出して征討す。三春藩も應援として白河口に出兵す。會々會津藩、仙臺、米澤兩藩に頼り情誼を陳し救解を請ふ。兩藩列藩に激して白石に會議す。時に三春藩亦列藩の意に應じて重臣をして會同せしむ。尋て總督、列藩の會津藩救解の陳情を斥く。列藩其暴斷を疑ひ薩長兩藩の私怨に出つるとし遂に聯盟抗命の約を立つるに至る。藩亦之に與す。五月官軍白河城を略す。列藩之を圍み交戦結んで解げず。時に郷士河野廣中附稱倍慨然勤王の主旨を抱き所決する處あらんと。實兄廣胖附稱右衛門に謀るに。今や吾藩主幼にして後見秋田主税藩命を握る。其志固より勤王にありと雖も情勢之を許さず。若かす今日の策須らく朝命を奉承して國事に盡すを以て臣子の分と存すと。廣胖之に同す。仍て安積儀作、舟田二郎左衛門、影山東吾、松本千代松、猪狩二郎右衛門に語る。皆之に同す。斯くて六月偶々藩士熊田嘉勝の京師より歸り來るあり。儀作周旋して事を共にせんことを約し。即ち廣胖以下を會して之を議す。其夜廣胖、東吾の兩人官軍に投

せんとして、窃に三春を脱す。途に棚倉落城に會す。兩人其混雜に乗して同地に入り、參謀板垣退助伯に面し志を告げ、建白書を出して乞ふ所あり。是より先藩士秋田宮人、同主計等の一列志を合せ、勤王の義を唱ふるも小藩にして孤立力足らず。又列藩の間に介在するを以て重役等容易に決する所あらず。有志交々志を通して私に爲す所あらんとす。七月に至り形勢愈々迫る。二日藩士中の有志主計の宅に會し、同盟の兵を攘ひ官軍を迎ふるの議を定め、是を重役某に諷するに、官軍に通し間道より二三小隊の兵を導き、列藩の兵を攘ふの意を以てするも應せず。密謀列藩に漏れんことを慮り、暴舉國を誤る勿れと懇諭す。時に山地純之祐、京都より歸り、詳に上國の事を報す。同志益々事の切迫を感し。十二日更に主計宅に會合して歸順の事を謀る。恰も官軍の内旨を受けて棚倉より歸りたる廣胖は、當夜主計の宅に來り同志の會合に接す。言未だ發せず、坐上五十川五郎太先づ同志中密に棚倉に到り藩情を訴へ、速に官軍を迎ふるの外他策なきを告ぐ。此に於て廣胖語るに既に棚倉に到りて官軍と約する所ありしを以てす。衆大に喜び俱に藩事に奔走し、主君をして賊名を免れしめん事を誓ひ、先づ同志の部署を議し、主計等は十三日夜脱藩して棚倉の官軍に到り、勤王の志を通し、藩侯を擁護する爲め速に三春城に進軍を請ふの任に當らしめ、餘衆は藩に留まりて列藩の動靜に注意し、内外相應して官軍の來

到を俟つ事に決す。依て十三日主計、藏之助、昌言、廣胖、二郎、左衛門の五人夜に乗して牧野村に至り。二郎右衛門の宅に息ひ、村民伊助を前導と爲し間道を過ぎて、十六日朝棚倉に着し。直に高知藩斷金隊長美正貫一郎に面して曰く、三春藩敵中に介在し、藩侯幼齡にして重役因循、奸徒頻りに敵に通するあり。同志之を憤ると雖も衆寡敵せず。到底其志を伸ふるを得ず。加之近來敵藩益々吾藩を疑ひ、諷察日に加り、動もすれば藩侯を拉し去らんとす。願くは一二小隊の兵を進めて救護せられんことを。否らざれば全藩悉く敵手に陥らんと。貫一郎曰く、王師順を救ひ逆を討するに在りと雖も軍に律あり、慢りに輕進するを許さず。不日大軍到着せば海陸の軍並進み一舉敵を攘はん。子等歸りて是を重役に説き敵を攘ひて官軍の到るを俟つべしと。主計等再三情を陳ぶ。貫一郎終に諾し、其意を速に本營に達せん。書して之を請へよと。主計等旅舎に歸り歎願書を作り、薄暮再び貫一郎を訪ひ之を致す。十九日廣中、伊藤幸藏を率ひ卒然來り會し告げて曰く、敵頻りに迫り藩侯を拉し去らんとすと。玆に於て主計等廣中と共に又貫一郎の營に至り此情況を訴ふ。貫一郎又本營に報じ、安川角之助來り主計等を招き策を授く。二十日主計、藏之助、幸藏を伴ひ歸藩す。二十三日貫一郎、廣胖、昌言等を招き、窃に告げて曰く、官軍不日進撃せん。子等一兩人三春に歸り敵情を窺ひ藩狀を察し、二十五日午時を期し蓬田に來るべしと。昌言

等間道を経て往復せば二十六日の朝に至らんと應ふ。貫一郎曰く、二十四日官軍棚倉を發し、石川一泊、二十五日須賀川以東に在るの敵を討つ、の勢を示し、間道より蓬田に出で、三春に入るの策なり。子等之を勉めよと。同夜昌言、廣胖兩人は伊助を伴ひ旨を領して三春に歸り、廣中、二郎左衛門、東吾の三人は棚倉に留る。主計等は既に三春に歸り、歸順の已むべからざる所以を唱へ、昌言等は二十五日三春に着す。同夜主計宅に同志を會して官軍の實情を語る。同志大に勇み、速に官軍を迎接して賊軍を攘ふの議を定め、昌言、廣胖等は先發して官軍迎接の任に當る。然るに道程遠くして期に會する能はず。二十五日官軍早くも蓬田に着せり。廣中、二郎左衛門、東吾等は官軍の嚮導となり、約の如く蓬田に到りたるも同志の來り迎ふるものなし。廣中等は二十六日未明官軍の本營に招かれ、安岡覺之助贈正五位大石圓正、板恒退助の命を傳へて曰く、貴藩既に官軍を迎ふるの約を果さず。是れ恐らくは變あらん、速に歸藩して其去就を決せしめ、歸順若し能はずんば兵火の間に相見ゆべしと。廣中等命を領し、官軍に先ち急馳して三春に歸り、先づ旅装を解きて主計、嘉膳を訪ふ。已に登城せしと聞き馳せて城中に入る。城内紛然たり。主計等後見秋田主税及び重役等に進言して曰く、官軍已に城外一里に迫る。今にして決するなきは何ぞや。幸に歸順に決せば直に官軍を迎ふべしと。列座の同志亦之を懇懇す。主税は夙に勤王の

志を抱き重役と謀りて着々之が方策を講ずと雖も未だ之を表現するの時機に會せず。然るに今や廣中等の情報に接し、斷然開城歸順を決行する旨を傳ふ。會々庭前乘馬を率ゐ來るあり。主税を促して騎乗せしめ、松本千代松右に轡を執り、左手に合圖の大旗を擎げ、廣中は指揮旗を携へて之に隨ひ城門を出づ。重役以下亦之に従ふ。込木村に至りて官軍に會ふ。退助等は間道より春田村に赴けりと聞き、主税路を轉して之に赴き、退助に面して歸順の旨を陳す。退助之を容れ、内意を含めて海陸兩軍門に歸順歎願書を提出せしめ、開城の手續を了へたり。當時同志の士民は全く藩の眞意を知らず。一時の權宜を輕信して藩旨に反き、其行動亦藩に累するものありしと雖も、隣藩各地、戰塵を蒙り轉た慘狀を極めしに反し、獨り三春藩の方向を完ふし、本領安堵を得たるは同志盡瘁の功亦大に與れりと云ふ。今左に同志の人名を列載す。

秋田 宮人	秋田 主計	渡會 外部	山地 純之祐	佐久間 儀右衛門
山本 新藏	村田 岐	村田 五郎太夫	木澤 小八郎	熊田 嘉膳
五十川 五郎太	白田 要	田村 藏之助	遠藤 今朝四郎	佐久間 捨三
熊田右衛門四郎 (以上藩士)				
河野 廣	胖 <small>即右衛門</small>	河野 廣	中 <small>信次</small>	安積 儀作
舟田次郎左衛門				
影山 東吾				

◎岩手縣の部

○蛇口義明

安太郎號無同庵陸奥盛岡藩侯南部氏臣
天保十年己亥三月朔日生齡二十五

安太郎農民久保田彌七の長男なり。少壯文武に志す。出て藩士蛇口氏を襲く。藩儒遠藤喜藏に就て經史を學ぶ。師範上村分右衛門に就て劍法を修む。安政三年^{丙辰}正月年十八。相手方と爲る。相手とは當時藩規劍術師範の稱にして助教に次く。一座より三座に至る。安太郎選はれて一座に在り。人其異數を稱す。文久元年^{辛酉}八月藩費を以て遊學の命を受く。發途に臨み故舊を會し告げて曰く。方今國家多事大丈夫辭々雌伏するの時ならん。予か此行或は諸子と永訣だらざるを知らんと。遂に江戸に抵りて劍客千葉周作の門に入りて劍を修む。居ること數月技大に進む。文久三年^{癸亥}八九月の交に至り水戸藩士民屯集して攘夷の議を唱ふ。麾下士及び諸藩士往々之に與するものあり時に下總葛飾郡小金驛の人竹田棟^{教五郎又}其弟哲次郎と攘夷の説を持し同志を四方に求む。安太郎之に同し。藩邸を脱して塾生真田範之助。莊司辨吉等と俱に棟等に頼る。元治元年^{甲子}四月に及び水戸

攘夷黨大平山に據り。後筑波山に移る。又一黨あり岩舟山に據る。兩黨相闘く。五月藩老武田正生^{正四位}等馴けられ。水戸益々亂る。六月二十日水戸藩民岩舟黨に對抗し。江戸に來る者數千人下總小金驛に留る。二十二日正生藩命を請はす。水戸を發し小金驛に至る。安太郎等棟等^等同驛に至り正生等に會す。正生等大に喜ひ相約する處あり。七月幕府追討の兵を發して筑波黨を下總高道祖村に撃ちて下妻に陣す。尋て筑波黨幕兵を下妻に破る。安太郎等此戰闘に従事す。七月筑波黨常陸東茨城郡小川村に據る。進て水戸に迫る。八月四日水戸藩侯松平頼徳^{大炊頭}從三位^贈水戸鎮定に赴く。小金驛に集る者皆從ふ。安太郎範之助も從行す。十日水戸に至る。藩老市川三左衛門^{美弘}の黨拒て入れず。安太郎俱に去る。十二日筑波黨磯村岩舟山を取り。十六日那珂俱を取る。頼徳及び小金驛屯集の士民亦行て湊に據る。八月安太郎哲二郎等鹿島に據る。九月六日佐倉麻生藩兵鹿島及び潮來村を來攻む。哲二郎遂に舟戸に戰歿す。安太郎奔て湊に入る。爾後毎戰常に奮闘す。二十八日幕府軍艦を以て海上より湊を砲撃す。筑波黨應戰す。元治元年^{甲子}九月晦日湊に於て傷死す。明治元年に及び水戸藩其屍を收めて厚く之を吊ふ。同三年^{庚申}五月二日盛岡藩侯南部利恭^{故伯}の命に仍り。更に常陸東茨城郡小川村天聖寺境内の瑩域に改葬す。

◎青森縣の部

○小山内建麿 梓又宇太郎清之丞元陸奥弘前藩侯津輕氏臣
天保二年辛卯□月□日生。齡七十二。

建麿少壯文武を修め。又國學を講し。本居宣長附從三位平田篤胤附四位正の學風に私淑す。明治元年首として勤王の義を唱ふ。藩論一決し。秋田に赴き。奥羽鎮撫總督府に候し。周旋する處あり。後藩軍を擧げて盛岡藩と野邊地に闘ふや。軍監として盡瘁す。同二年箱館の役。藩兵の先鋒を以て。木古内。矢不來の戰鬪に挺身督戰す。尋て隊長に代り。一隊を督し。海路箱館を襲ひ功を樹つ。藩其功を賞して祿六十石を與ふ。爾後仕途を絶ち。専ら編史に従事し。著書數部あり。晚年北海道に移り。明治三十五年十二月十五日病歿す。

◎山形縣の部

○金子清邦 舊稱與三郎又六左衛門。號得所。元出羽上ノ山藩侯松平氏臣
文政六年癸未□月□日生。齡四十五。

清邦藩の世臣なり。弱冠出て、仙臺藩校養賢堂に入り。學頭大槻清進號平泉又細翁に師事し。後江戸に遊て昌平覺に入り。賴三樹三郎號鳴尾。附四位正等と刎頸の交を締ひ。専ら名文を唱述せ

居ること前後七年。又東北地方を探討足跡遍し。弘化四年丁未春同巽焚燬せるを以て歸藩。藩校明進館の都講と爲り。徒頭席を兼ね。時に太平の餘弊。士民遊惰奢修風を成せり。清邦深く之を慷慨し。居常蓬髮弊袴。禮を修め。す野樸を専らとし。務めて俗と忤ふ。郷人咸其狂狷を笑ふ。平素尙武勤儉を唱へて屢々建白する所あるも。有司は以て矯激と爲し。譴責すること數回に及へり。然るも尙持論を曲けず。益演武に勉め。遂に山形藩士山田兵馬に就き。和蘭陀流の砲術及び兵式を學ぶに至る。當時藩中未だ洋式の是非を辨せず。目して以て奇を衒ふ者と倣せり。嘉永五年冬。清邦暇を請ふて全國周遊の途に上る。北陸より近畿に進み。山陰山陽南海の諸道を経て。鎮西諸州に及ぶ。歸路を東海道に取り。富士嶽に登る。足跡殆んど天下に遍し。博く海内の有志と結び。大家を訪ふて時論を聽き。世情を察して。頗る自得する所あり。途次肥前佐賀を過ぎて。反射爐を看て。大砲鑄造の法を傳習し。長崎に到て。高島四郎太夫附四位正の門に入り。火技を修む。翌六年夏。歸藩。徒弟を集めて之を授け。屢巨砲の鑄造を試む。會々藩政の當否を論じ。屢々藩吏を面責す。執政松平外記。清邦の意見を容るゝの心あるも。參政山下宗兵衛と忤ふ。終に全國周遊歸期を誤り。數句を空過したるの過失を咎めて。藩校都講役を褫ひ。廣間番入を命し。幽居三句。清邦時事を憂へて。自ら勝へす。日に七律一首を賦して。課となし。以て悶を遣る。名けて秋風詩草と云ふ。總

で三十首悉く慷慨悲壯の調ならざるなし。復幽中密に藤田彪成之介。號東。昭正四位を介して書を
 徳川齊昭贈一位に呈す。杞憂臆策と題し全編二十二章より成る。其要に曰く。外侮を禦くは
 富國強兵に若くもの莫し。富國の策強兵の術。縦横緩急機に應せば以て國威を輝すに足
 る。須く範を大猷公徳川家光以前の國體に仿ひ。弊政を釐革して奢侈を嚴禁し。冗費と禮文と
 を省除し。簡捷と平易とを以て施政の大綱と爲す可し。故に先づ諸侯參勤の期を緩ふし
 其妻孥は之を封地に就かしめ。汎く人材を索めて之を適所に登庸し。洋工を聘して軍器
 巨艦を造り。海内農兵を起して國防に充つべし。而して大將軍は屢々諸侯を帥ひて入朝
 し。親しく聖旨を奉して朝暮一致以て國政を理むべきなりと。既にして禁解く。適々父清
 成仁兵致仕家祿八十石を襲く。清邦。藩風の頽廢を憂ふるや久し。爰に至り率先武を講し
 て元氣を鼓舞し。劍客を延ひて兵を練らしむ。若儒生志士にして落魄する者あれば財を
 贈つて吝まざる。爲めに家往々磨石の備無きに至る。清邦。晏如意に介せず。幾もなく藩の士
 氣振興し。他藩の畏敬する所となる。嘉永六年癸丑六月米國使節浦賀に來航和親を強請す
 る所あり。幕府依違決せず。人心恟々物議騷然たり。諸藩の志士天意を窺はんと欲して
 京師に集る。清邦復上京朝紳に賓縁して陰に龍姿を拜す。句あり曰く。草莽之臣名是謙。
 日華門外獨徘徊。土階三尺班々碧。誰以淚痕濺作苔。と。玆に於て尊王之志益々切なり。安政

二年卯乙春江戸に祇役す。清邦の名聲漸く聞へ天下知名の士來りて交を求むる者多し。
 曾て長門藩士木戸孝允贈一位劍客齊藤篤新齊編九郎。贈五位の門に塾長たり。門生等不平を鳴
 し。黨を結で孝允を刺さんと欲す。篤新齊之を憂へて清邦に囑して和解せんことを需む。
 清邦親ら其塾に至り百方衆を諭じ門生を慰撫し辛ふじて和解することを得。孝允の塾
 長たる故の如し。爾來孝允之を徳とし益々親善を加ふるに至れり。安政四年丁巳夏藩侯松
 平信實山城守。正五位上。清邦の用ゆべきを知り。擧げて世子信庸の傳と爲す。時に佻肥藩士安
 井仲平號息軒。山形藩士鹽谷甲藏號岩陰等儒を以て府下に鳴る。清邦共に友として好し。乃ち
 信庸を托して二氏の門下に囑し。經文を學ばしめ。復桃井春三を師として劍を習はしむ。
 徳川氏の未造に方り諸侯の世子にして外師に就き修學せしもの蓋是を以て嚆矢と爲
 す。安政五年戊午信庸齡已に志學に達せり。清邦私に想へらく今にして藩地に就き領民の
 疾苦を問ひ。克く寒暑を凌ぎ。時に山川大澤を跋涉して冒險を試み。神身を鍛練せしめな
 ば一は以て智識を啓發して膽力を養成し。一は骨肉を發育して軀幹自ら剛健なるべし。
 世子にして民情の機微に觸れしめんには君臣の間自ら敬愛の念慮を切にし。將來の裨
 益鮮少ならざるべしと。藩地に就かんことを幕府に請ふ。幕議累世の例規諸侯の室家と
 世子とは偕に都門を辭す可らすとの祖法に照らして之を許さず。是に於て清邦。幕府儒

者石合文之田口文藏を介して老中久世廣周大和守。故の公用人杉山某に告げしめて曰く。夫れ諸侯は一藩士民に君臨して其責や重且大なり。現今風雲頗る急にして内憂外患交も到らんとするに際し。苟も親藩の世子たる者華胃の舊慣を墨守し。飽食暖衣褥を厚ふして安座すべきの秋ならんやと固く請ふて休まず。廣周尙に命を傳へて曰く。幕府も亦其舉を好みすと雖も未だ如斯類例莫きを以て俄に認許を與へざるのみ。子夫れ宜しく之れを熟慮せよと。仍て病に托し封内の温泉に浴治せんことを乞ふ容さる。秋九月清邦。信庸に従ふて藩に歸るや直に領内を巡回せしめ。無告の窮民に恩を施し。養老の典を擧ぐ。皆與ふに金帛を以てす。各等差あり。清邦新に一室を城中に築きて茲に居らしめ。家臣の子弟と與に寢食を同ふす。米澤藩儒山田長三郎號を聘して之か師と爲し。文武を講習すると恰も一塾舎の如くし。以て統袴驕奢の弊を除く。長三郎常に兩藩の地に往復するや。信庸親ら之を領境に送迎せり。士庶民初めて文學の尊むべきを知り。各々其子弟をし。學に就かしむるに至る。此冬清邦に物頭席兼任を命す。上書之を辭す。藩侯親書を與て聽さす。萬延元年庚申三月側用人に擢て參政を兼ねしむ。上書固辭すること數回。藩侯復親書を裁して慰諭懇到竟に其職に就けり。茲に至り清邦痾めて其袍負の一端を露はし。封地を割して六郷に分ち。自らは是を監す。毎郷教導職三人を配し。各自部署を定めて巡

回せしむ。一に孝悌の道を説き。農桑の業を勧め。窮を賑はして金穀を貸與す。復徒刑廠を設け主として刑徒を訓誨し。雇役若し食費を償ふて麻餘あれば免後の生計を資けしむ。藩の舊法罪囚を遇する太だ慘酷を極め。悉く片鬚眉を剃り去つて破獄の便を絶ち。亦罪囚を虐使すると恰も牛馬に等し。爲めに往々非命の死を企つる者あり。清邦深く之を憫み鞭笞剃鬚等の苛刑を除き。主として改過遷善の實を擧ぐるに勵む。之を久ふして化育の功著く民風淳良に移れり。文久元年辛酉五月信庸に従て越後三島郡七日市の別邑に到り。領地を巡視す。恩を施して養老の典を行ふ事皆成の例に等し。江戸に赴く途次草莽の儒士東條翠臺。原俊藏等の廬を歴訪し。信濃に入りて上田に至り。藩侯松平忠禮伊賀守。從五位下の後庭に於て信庸親ら擊劍の技を演ず。事盡く清邦の誘導に出つ。文久元年辛酉八月和宮降嫁を令せらる。時に有志の徒頗る其是非を論難するものあり。清邦亦之を不可とす。十月鹿兒島藩黒田清綱嘉右衛門。子爵會津藩武井完平と語り京都に上り。關白家に候して降嫁の不可を陳辯し。聽かれずんば死を以て迫る處あらんと約し。將に發程に及ばんとす。藩士中村祐右衛門之を憂ひ切に時期已に去りて徒に禍害を招くの不可を論破して。清邦を抑止す。清邦忍ひて之を諾し實を同志に告げて之を止む。同二年壬戌四月信庸封を襲ひ山城守に任す。同月食祿一人口を加ふ。此秋幕吏刑場小塚原の埜域に在る志士吉田寅二郎正

位四頼三樹三郎上同茅根伊豫之介上同鶴飼吉左衛門上同父子等の墓標を仆し。寅二郎を除くの外皆其碑銘を毀ち。復讞別する能はざらしむ。清邦傳へ聴きて是れ死後に尊王愛國の志士を辱からむものと做し憤慨措く能はず。同藩士増戸武平位四中村平介を引て微行し。是か復舊を圖る。寺僧幕吏の威を畏れて許さず。清邦等其管司を兩國回向院に訪ひ面諭すること數回。遂に再興することを得たり。三樹三郎の碑銘は前後面共に清邦之を誌し。伊豫之介の銘は武平。吉左衛門父子の銘は平介之を誌す。其費金拾余兩又藩侯の私財より支辨せり。現時千住驛寺内に現在する碑是なり。清邦。三樹三郎。幽四中の七律を自書彫刻。破鯨過憂感。天邊大月自高明。身隨湯。破鯨過憂感。天邊大月自高明。身隨湯。破鯨過憂感。天邊大月自高明。身隨湯。當時清邦四方の志士と往來して幕政の日々に非なるを歎す。諸士皆匪背劍を撫して。或は尊王攘夷を論し。或は佐幕開國を唱へて兩々相降らす。清邦此間に介して單り所見を異にし。幕府をして尊攘の事を行はしめんと欲す。所謂公武合體論を主唱す。其説く所穩當剗切一世を歴するの概ありき。當時老中板倉勝靜位四小笠原長行位四等總裁松平慶永位四會々大老井伊直弼位四の正後を享け親藩離反して威權日に衰へ。動もすれば朝幕其所を換へんとす。加ふるに外侮内訌並ひ起り國歩益々艱難に頻す。閣僚良く此難局に瀝み。銳意精勵治を計り。盛に諸名士を延見して輿論に問ひ。庶政漸く緒に就く。又頻りに公武

の調和に努力するに至る。清邦嘉永癸丑の年幽中より齊昭に上書して夙に朝幕の一致を唱導し。爾來十年終始一貫して益々其主張を持せり。幸に閣僚の容るゝ所となり。屢々延見樞機に預る。諸議策應隱約の裡國家に貢獻する所頗る大なりとす。十月勅使三條實美故公東下に際し。夜間屢々其旅館に候し。窃に意見を陳す。清邦の宿論は専ら公武合體に據りて禦侮を圖るに存せり。遂に幕府は徳川慶喜位一に輔佐の要職を授け。諸侯の更代期を緩ふし。其妻孥を封地に就かしめ。尋て將軍は入朝親しく聖旨を奉戴する所あり。又新に帝室供御の資を献し。皇族公卿に食帛を厚ふせしか如き東西相應して朝幕兩者の接近し來れるに徴せば清邦の懷抱益行はるゝに至る。十二月幕府。清邦の鞠躬國事に盡瘁するを嘉みし。將に日を期して將軍に謁せしめんとし。旨を傳ふること再三。清邦病と稱して應せず。藩士青柳源藏問て曰く。古語に云はすや名を後世に揚げ父母を顯はすと。今空前の光榮を擔はんとす。之を固辭するは蓋古の清標自ら高きを持するに似すやと。清邦色を正して答へて曰く。嗚呼子胡ぞ此言を爲す。吾一人致命に隨はざるも幕府豈其人に缺くるあらんやと。終に召に應せず。文久三年癸亥春二月英國軍艦八隻横濱に來到し。兵威を觀して前年生麥英國人殺傷事件に對する償金を要求す。幕府。長行を派遣して交渉の任に當らしむ。樽俎折衝の間或は國威を失墜せざる莫きを保せずとて。清邦憂慮傍觀するに堪へず。乃

ち同志増戸武平、熊本藩田中彦右衛門、三春藩熊田嘉騰、館林藩板倉三次郎、岡山藩井上修
千太 久留米藩某數人と謀り身を商估に扮して姓名を變へ、潜行して其動靜を窺ふ。幕吏
 之を偵知して町會所に拘す。鞫問酷だ密なり。神奈川奉行附定役某曾て清邦の令名を耳
 にするも未だ其人に接するの機なく、竊に憧憬する所あり。訟庭に來りて俯仰相視る。心中
 異む者有るが如し。乃ち刺を袖中に探り之を清邦に示し問ふて曰く、子は此の人にあら
 ずや。清邦復むべからざるを覺り、左右を却けんことを乞ひ委く其實を告ぐ。是に於て一
 行の罪を問はず。更に清邦等を堂に延き優待して歸らしむ。時に朝廷攘夷の詔勅を下し、
 各藩皆國に就き兵備を整へ命を俟たしむ。幕府難を慮りて之を奉せず。過激の徒憤慨し
 て往々危害を外國人に加へんとするの氣勢あり。出羽庄内領清川村の人清川八郎贈正四位
 文武に達し慷慨時事に志あり。前年武者修業として上ノ山に來る。清邦と相識る。八郎曾
 て江戸に遊び人を戕して隠匿す。此月幕府浮浪の徒を募り前過を赦す旨を令す。八郎其
 募に應じ浪士組に加はり、儕輩に推さる。清邦、江戸に在りて八郎と舊誼を尋き來往虛日
 なく、互に心衷を披瀝す。當時海外列國の使臣駐劄して横濱に聚る。八郎親ら徵集浪士と
 謀り、長驅横濱を衝き洋館の不備に乗して外臣を屠り、悉く其首を刎ねて京師に獻し、
 以て上は叙慮を寧んじ、下は攘夷の實を舉て國民に知らしめんと欲し。四月十四日決行

の議を以て十三日來りて之を清邦に商る。清邦以謂く八郎の膽略を以て是に勝る
 外臣恐らくは遺孽なからん。然れども之れ匹夫の勇のみ。後幾もなく世界列國必ず問罪
 の師を起し、聯合して來り酬ゆるに想ひ到らは其蹄着する所轉々寒心に堪へざるもの
 あり。我國當時兵薄く資乏し、狼りに干戈を動すべき秋にあらず。須臾く屈辱を忍び、機を
 得て萬全を期するに若かず。目前の快を貪りて他日の悔を貽すは智者の操らざる所な
 り。畢竟八郎の行爲は禍を轉嫁せんか爲め。故に難を海外に構へて幕府を窮地に陥れ、延
 て國家の大害を後世に残すものなり。聖天子必ず之を嘉納あらせられざるへしと決心
 し。豫め謀る所あり。所見を述べて諄々其不可を警む。八郎終に其理に服したるも既に他
 人と此事を約し、兵整ひ機熟したる今日我輩の面目として之を中止するに由なし。願く
 ば之を恕せよとて涙を揮て訣を告ぐ。清邦到底其止むべからざるを知り、更に酒宴を開
 きて其行を壯にし、互に詩歌應和以て所懷を叙し、遂に之を藩邸正門の外に送る。八郎醉
 步蹒跚謝して歸路に嚮ふ。門前街を隔て古川に架したる一の橋を渡る。後より二人の壯
 士酒樓伊勢屋より出て來りて、八郎を追尾し行くこと百步許。橋東家疎にして途上又行
 人絶ゆ。躍然八郎の背後に薄り刀を揮ふて之を斬る。刺客は幕府徒士高久半之丞、佐々木
 只三郎なり。只三郎は會津藩士手代木勝任直右工門の弟にて出て、佐々木家を嗣ぎ、徳川

氏に仕ふ。劍并に和歌を以て清邦に識らる。此日内囑を蒙りて之を斃せりと傳ふ。翌日浪士の與黨二十八人を捕ふ。横濱の兇變を看ざりしは一に清邦の苦節と露略とに由るなり。清邦當時入りては臺閣の密議に參し、出で、は在野の志士と結ぶ。外觀太た驥足を展はして頗る其意を得たるか如きも、偵吏は常に清邦の激徒と往來するを以て幕議を妨ぐる者と倣し、細作を放つて其一舉一動を諜知し、動もすれば清邦を拘禁せんと擬す。激徒は復幕閣の出入頻繁なるを見て、一意清邦を疑て幕府に阿る者と爲し、屢々暗殺を企つ。造次も警戒を釋く能ざりしと云ふ。清邦或時江戸藩邸の僑舎に在り、居室東面して街路に接す。一夜朋友三人を會して時事を談し、更漸く闌にして語次愈々濃かなり。時夜闌四隣寂寥を加ふの際忽ち窓外より清邦を狙撃する者あり、飛彈逸して隙壁を貫く。清邦遂に燈を滅し起て誰何す。内外闇黒咫尺を辨せず。唯芬々として硝藥の薰するのみ。諸士從僕燭を執りて急に賊を追ふも逮はず。是に至り藩侯本邸の中央に舎を賜ひ、清邦に命して其居を易へしめ、附するに壯士數名を以てす。外出必ず尾行して之を警護せしむ。清邦毫も意とせず。語て曰く、予にして害せらるゝこと有らんか。是れ時事爲す能はざるを知るの秋なり。吾命會々以て現政廳の存亡をトせよと。倍々奔走周旋に勤む。仙臺藩侯伊達慶邦故正五位殊に清邦を重んじ、屢々近臣但木土佐及び玉蟲佐太夫、松倉恂其一條十郎

等を派して諮詢する所あり。亦其身を危ふせん事を憂へ、竊に劍客を遣はして守衛を爲さしむ。爾來刺客出沒すること再三危險云ふべからず。藩侯又重臣を傷けんことを恐れ、懇諭して藩に還らしむ。元治元年甲子五月幕府征長の舉あり。清邦建言して外患前に在り、内怨を結ぶ可らず。罪あらば命を傳へて之を討するに止め、斷して兵を動す勿れと。再度毛利氏を征するや無名の師を起し、妄に兵を動かして國帑を罄くすを憂へ、堅く其不可を戒む。遂に聽かれず。慶應二年丙寅正月、中老に進み、祿二十石を加ふ。三月藩侯勤番として大阪に至る。清邦扈從す。此夏封地早魃米價頓に騰貴し、細民糊口に苦しむ。有司廩米千苞を發して急を救はんと欲し、稟請する所あり。清邦之を聞きて曰く、凡そ民は徒食せしむ可らず。宜しく職を興へ業に就かしめ、是が饑渴を救ふ可きなりと。遂に令を藩吏に下し、大に土工を起さしむ。上ノ山城を距る西一里許川口村字忠川の地をトして貯水地を築く。窮民役に従ふ者四百余人、日に米錢を得て、稍く饑を免る。同三年卯丁三月に至り、築堤工事竣る。周廻三十余町、堤塘五十間、深さ二丈五尺の一大池を開くに至る。爾來下流の村落灌漑の便を得て、早損の憂を除き、瘠地を開墾して良田と作すもの年々共に増加し、今に至り。人皆之を謳歌す。又藩債許多累年用度乏きを告げ、一藩の供給殆ど支へ難きの憂あり。清邦政務に與るや、養老の典を舉げて窮民を賑恤し、文武を奨勵して諸般の新政を施

き、平常用を節し、府庫を充實し、或は債主に説て債額を減少したり。爾後時に多費在りと雖も未だ嘗て増税に依らず。二に冗費を省きて不急の事業を停め、毫も邑民に賦課を重ぬる所なし。僅に十年を出ずして盡く藩債を償却し、更に社倉を郷村に設けて金穀を儲藏す。此に至りて倉廩を發ひて大に賑恤の資に充つ。封民復君恩に感して、各自醜金し争ふて之を献するに至る。隣封諸藩舉て其治蹟を稱す。長三郎詩を賦して其徳を頌す。隠位離位。四山並峙。秀靈鍾一方。沃野稱其下。舜雨均風三萬封。清邦會て郷學に教鞭を執りて好く育英の重んずべきを識る。然るも一藩の子弟にして學資に乏しきか爲め其志望を果たす能はざる者あり。清邦之を憂へ新に藩費遊學の方法を定む。乃ち三府及び諸藩間道路の遠近、文武修學の種別、校舍の大小を考量して旅費と學費とを支給す。是より贊を執て諸大家に遊ふ者増加し、成業名を擧ぐるの子弟復少なからず。又江戸藩邸内に文武館を設けて郷里の子弟を集め、時に他藩の子弟をも入れ、漢學は甲藏、仲平、芳野立藏號金の三人を聘し、武術は桃井春三、長沼可笑人、伊庭軍兵衛の人々に就て習はしむ。一藩の士風頗る奮ひ世間特に高しとす。又藩校明進館に貯藏の書籍限り在りて普く一藩士の閱覽に供し難きを慮り、活字版を購求して圖書刊行の志あり。準備既に整ひたるも幾もなく國家多時に涉りて印刷の暇なく、尋て清邦世を去りて廢絶に終れり。其活字版の如き維新の變に際し、圖書と

俱に散逸す。今僅かに存するもの明新館燬に斷編零冊あるのみ。清邦大阪に役するや將軍已に浪華城に在り。六月遂に長州討伐の軍を進む。薩摩藩幕命を拒み役に従はず。海内殆ど分裂の勢を成し、戰復利あらず。八月將軍薨去。十二月孝明天皇崩御。國論鼎沸亦救護の策を施すの道なし。清邦朝幕の意に相協はざるを察し、愁然として私に同僚に謂て曰く。幕府頻年政刑を失し、時勢遂に此に至る。恐くは公武一致の期を見る可らず。他日若し幕府を以て朝意に背くものと爲し、討幕の命下るか如き事あれば我藩は素より徳川氏の庶流且君臣の分あり。干戈を執て軍伍に従ふは情義に於て忍ぶ可からざる所なり。唯だ至誠號泣闕下に伏奏して徳川氏の爲めに寛典を請ふのみ。我藩二百の人士は皆朝旨を奉して初より勝算の見込あらざる外の御用乃ち直言すれば攘夷に従ひて齊く外夷の彈丸に觸れて戰死す可きのみと。慶應三年卯丁三月藩侯、清邦に命して封地に歸らしむ。歸途越後の分領に至り民治を視る。六月歸藩。八月清邦藩兵の制を改革し、舊式を廢し、格式の高下を問はず。精兵二百人を撰抜して二隊を編制し、舊銃ケベルを施條銃に代へ幅重を置き臨時の徵發に應せしむ。是より兵氣大に奮ふ。十月將軍徳川慶喜位一大政を奉還して職を辭す。其報上ノ山に傳はる。武平等清邦を訪ひ時事を論す。清邦意とせず。將軍の決意を贊して慷慨の情なし。武平等清邦の心事を疑ひ、交々其是非を論難するも。

清邦敢て助かす辭職の赦許指令書を自讀して論す處あり。畢竟平素の持論佐幕尊王の論旨を主持せしを以て、寧ろ將軍の決意を賛したるなり。十二月初旬側役小池嘉平治急駕籠に乗り清邦の宅に來り。上國の事情を叙し、將軍辭職は慶喜の本意にあらず。薩土、諸藩士の強要に出て朝廷の聽許は浪士の威喝に依る。今日の政權は朝暮に在らず。浪士の掌握に歸す。近日天下の侯伯を召して大に公議を盡さるゝの時期なり。宜く君公にも上京あるべし。同時に家臣金子六左衛門を伴はるべしと。板倉閣老の侍臣川田剛竹次郎故從三位使命を帯ひて藩邸に來り切言する處あり。故に君命あり急に出府せよと。清邦即夜相携へて江戸に赴く。會々浮浪の徒三田薩摩藩邸に屯集し。夜に乗して富豪を劫掠す。市民其業に安んぜず。徳川氏莊内、鯖江、上ノ山三々に命して是を鎮壓せしむ。二十五日藩侯自ら兵を督し三藩兵と俱に味爽薩邸を合圍す。清邦之に従ふ使を遣はして歸降を促す。浪士言を左右に托して應せず。邸内藩士等其家族を携へ相率ひて莊内の軍に投し哀を請ふ。莊内之れを容れ直に浪士を砲撃せり。上ノ山、鯖江亦相聯繫して戰鬪す。浪士小銃を亂射して防戦大に力む。適々邸内火起る。烟風に順ふて上ノ山軍を掩ふ。浪士之に乗して彈丸を雨注し全力を盡して上ノ山軍を衝けり。藩兵遂へ撃て之を破る。浪士腹背銃火を蒙り南方品川に向て潰走せり。藩兵逃るを追ふて尾撃し殺傷多し。亥刻戰漸く止む。此役

や戦兵戦亡七人。負傷數人。清邦令を傳へて君側に待す。戰將に竟らんとす。流彈來りて左腹を貫く。創重し。昇して邸に歸る。藩侯悲駭親しく臥褥に臨みて慰藉す。直に命して執政大夫に進め祿二十石を加ふ。徳川氏又侍醫二名派して病を問はしめ酒肴を與ふ。當時侍醫をして陪臣を訪はしむる事大だ異例に属す。蓋特殊の恩命と云ひ人傳へて榮とせり。創劇くて遂に起たず。時に慶應三年丁卯十二月二十六日なり。墓地東京芝二本榎松光寺

◎石川縣の部

○加藤謙次郎 實名稱平又松之助越中泊町住天保二年辛卯口月口日生齡三十七

謙次郎。越中泊町綿商加藤又嘉屋次郎兵衛の二男なり。幼にして家道衰へ。姉夫の家に寄食す。少壯志を起し江戸に出つ。安政四年京に上り儒士山口又左衛門の家塾に入る。後一乘院門跡諸大夫中沼了三六故正に就て經學を修む。了三時事を議論し令聞あり。弘く有志の士と交る。謙次郎亦師家出入有志の士と交りて國事に奔走せり。文久二年戊戌十月宮家々人の名を籍りて歸郷し。後金澤城下に至る。藩の改方謙次郎の行動を譏察して役衛に喚問す。遂に下民にして猥に帶刀したるの罪を以て村預に處し他行を止む。謙次郎歸郷

驛吏本名の宅に居り、郷人を集めて學を講し業を授く。尋て村預を解かる。學問未熟の故
 改めて五年許京都遊學を村長本名十村を経て藩に請ふ。郡吏本名郡奉行村佐太夫、金谷
 與十郎懇諭上京を留まらしめ、其才幹を惜み登庸せんとするの意あり。謙次郎毅然出郷
 の意を決し、更に同三年癸亥三月再ひ上京を請ふ。藩時勢の趨向を察して暗に指命する處
 あり。其請を許す。幾なく上京す。屢々京地の情狀を報する處あり。藩吏林省三改作及び與
 十郎等と親善互に音信を通す。兩人他日亦留守居本名番と爲り、京都に出役する事
 あり。謙次郎の京地の情狀に通曉するを以て、藩吏又時事を探聞せしむ。五月姉小路公
 知贈從二位朔平門外にて兇刃に斃る。此報藩に達す。藩老本多政均贈從四位藩侯名代とし
 て上京す。遂に駐りて朝命を蒙り禁闕を守衛す。此間に於て鎌次郎専ら奔走斡旋するの
 勞多しとす。當時郷信中に、何分當節之事故赤心を以て國恩を報するの心意貴賤の分別
 忠義に於ては無之と奉存候然し賤夫之身以今日の急務に叶ひ候は、身命を抛とも聊
 殘念には不存舊代之君恩一心に報して萬人之魁たらん事もとより我願所に候者何卒
 御面々に於ても氏之神宮へ御祈之程奉希候と七月藩用を以て金澤に至る。當時藩内有
 志駒井躋庵正五位小川幸三忠篤等と交り互に聲聞を通し勤王之義を唱ふ。幾なく上
 京。長門藩士佐々木男也等と三條實美贈公始め諸公卿家に入出入して周旋する處あり。八

月十八日朝旨一變、七卿奔て長門に投す。二十九日謙次郎郷里の親戚朋友に書信を寄す。
 其要概に曰く、京師之變動筆記盡かたく朝廷御危急之秋に被爲在候得は、不論貴賤爲志
 士者見危授命之外無之小生においても身體決定罷在然上は向後何様之風聞有之候と
 も祖先を不耻一大事に御座候得者聊御悔被下間敷此段御親友方へ申入置度迄頓首百
 拜と。未文に君がためくちて流む美那と川末くむ人のあるをたのみに、爾後音信杜絶す。
 家族郷黨謙次郎の死を豫測し靈魂を菩提院松林寺に吊ふ。爾後謙次郎生死を睹して日
 夜奔走し、屢々危難を凌ぎ強ふして命を延はし、慶應元年に至り、三の推薦に依り、大和
 十津川郷學文武館に聘せられて助教と爲り、學政を掌り、主として國史を始め、小學近思
 錄、靖献遺言等を以て子弟を訓誨す。謙次郎談論に長して音吐朗暢言語辯捷善く書意を
 解明す。聴く者皆感奮す。後十津川郷民中英俊の士を出すに至る。學館に在るも四方の志
 士訪ひ來る者多し。常に國事を論談して止まず。年を追ひて事難益々加り、時事意に滿た
 さるを見聞して憂憤に堪へず。慶應三年丁卯三月八日夜文武館内に於て自截して死す。郷
 人其死を憐みて厚く之を葬る。墓地十津川郷折立村松雲寺

○山崎範正

盧七郎左衛門又庄兵衛加賀金澤藩侯前田氏臣
文化十一年甲戌□月□日生。齡五十九。

範正。藩の世臣なり。父範古衛稱庄兵衛又稱齊。食祿五千五百石を領して藩の老職たり。藩世子前田慶寧附從二位に附屬し。江戸參府に從行し。勤勞あり。嘉永四年亥十二月。父の功勞に依り。範正に新知千石を與へて。人持組と爲す。同五年午四月。寺社奉行と爲る。安政三年丙八月。公事場奉行を兼ね。同四年丁三月。範古退隱し。範正家を承く。寺社奉行を專任す。七月。家老に列し。名を庄兵衛と改む。十一月。年寄中加判を命す。同五年壬五月。江戸詰勝手方并若年寄を兼ぬ。同六年丑四月。歸藩。萬延元年甲閏三月。支藩富山詰と爲り。九月。罷歸る。文久元年辛五月。若年寄を兼ね。同二年戊四月。江戸詰と爲り。藩侯附を兼ね。十月。隨行歸藩す。十一月。藩侯用務を兼ねしめ。十二月。慶寧の男前田利嗣附從一位を一時兼ねしむ。同三年癸六月。越前福井に赴き。同藩鑿に使節として。老臣本多飛彈等を遣し。俱に國事に鞅掌する處あらんとを請ふ。藩範正に旨を含めて應ふる所あらしむ。元治元年甲四月。慶寧父に代りて京に上る。範正に隨從を命す。特命ありて。先發し。事情を探り。國事上周旋する處あらしむ。入京の後。藩士松平大貳附正四位と俱に慶寧の意を通じ。數々關白二條齊敬附從一位。德川慶喜附從一位。一守護職松平容保附從三位。閣老稻葉正邦附正四位の各邸に至り。頻りに長門藩の冤を解かんことを陳

辯す。時に長門藩人名を訴冤に託して。兵を率ひて。洛外に據り。勢威を示して。強要する處あり。朝廷幕府屢々之を諭すも。肯んせず。藩士大野木克敏附正五位等。長門人と通謀する處あり。七月十九日。終に犯闕の變あり。慶寧逃に京を去る。範正を留めて。後事を理せしめんとす。出途の際。亦附從を命す。從行近江國海津に抵る。齊泰金澤に在りて。慶寧の引退を不可とし。執政某を派して。之を詰る。範正意見あり。頗る之を辯解するも。某斷決すること能はず。大貳責を負ひ。遂に屠腹して死す。範正亦責を負ひ。君命あらは。處決する旨を陳す。執政某之を藩侯に急報して。命を請ふ。藩侯參政橫山外記に書を與へて。其自決を止めしむ。其書に曰く。大貳事不便申迄も。無之候得共。誠忠之程不堪。感涙候庄兵衛決心之様子も。内々令承知是。又同様感入候。就而は其餘にも。決心の者共も。可有之哉。難計萬一。右様の機も。相見へ候ば。其方心得を以て。精誠申諭供之者共。動搖無之。義專一可被相心得候爲。其以書面申遣候以上。範正大聖寺に至り。病に罹り。隨行を辭し。同地に留る。藩命嚴に歸藩を促かす。八月二十二日。歸藩す。時に慶寧齊泰の意に適せざるを以て。一室に愼居す。隨行の藩士多く。譴責を受け。或は刑死。或は流謫。或は幽囚せらる。範正亦輔佐其任を盡ざるを以て。職を襪はれ家に屏居す。慶應元年丑八月。家祿半を削り。翌年七月。隱居を命し。家を男七郎左衛門に譲り。名を盧と改め。家に老す。爾後再び出でず。明治五年八月十六日。病歿す。

○從六位野口之布

斧吉、嘉藏、號犀陽。元加賀金澤藩侯前田氏臣。天保元年甲寅十二月十六日生。齡六十九。

之布、藩士江守氏の家人野口寛左衛門の長男なり。少壯學を好み、安政中江戸に出て昌平覺に入り博く經史を講し文章を善くす。萬延元年藩に歸り藩士福岡總助正比、助、瀨尾紹元、餘、等と國事を談し勤王の説を唱ふ。家老横山氏の家人手島甚左衛門亦有志の士なり。之布の志士たるを知りて横山氏に薦め儒員として其學問所の教師と爲す。之布乃ち其舊來の學規を改め主として本邦歴史及び新著書を讀ましめ、國體を明らかにし人心を作興すべきものを以て日課の科目と爲し生徒を訓陶し、報國の志氣を奨め兼て當世の時務を知らしむ。文久二年戊戌六月小川幸三忠篤、贈、正五位京都より還り藩侯に書を呈して意見を上陳す。其言之布の素論と符合す。之布聞て忠篤を訪ひ俱に志を語りて同志と爲り、勤王の爲め藩論を鼓動す。不破富太郎友風、贈、正五位永原恒太郎好、青木新三郎、正秀、枝、贈、正五位等有志の徒相集りて一派を成す。藩内正義派の稱あり。之布幸三と一派の行動を指導す。同三年癸亥六月大將軍徳川家茂東歸し東北列藩を召ひ親詢する處あらんと欲する旨を傳ふ。又特に藩世子前田慶寧贈、二、位、候を喚ひ將に任用する所あらんとす。藩論幕府の命に應ずるの議あり。之布等同志大に之を不可とし。是れ幕議東西分立を計るに在り。其召に應ずるか如きは是

れ叛に黨する者なるを論し。要路諸有司に就き争て之を止む。又朝命あり藩侯前田齋泰故、正、位若くは慶寧をして入朝せしむ。慶寧命を奉せんとす。之布等同志好機失ふべからずと爲し。呈書建言銳意之を勸む。元治元年甲子四月慶寧金澤を發し入京す。同志中扈從する者富太郎、新三郎二人のみ。在藩同志中好知已に死し。廣瀬政敏右、衛、門病に臥し。總助幽閉中に在り。之布幸三、高木有制守、三、人日々奔走し。内外の事情を察知し。之を在京の同志に報し。互に聲息を通し事を謀る。七月十九日長門人犯關の變あり。慶寧同日京を去り藩に歸る。齊泰の意に逆ふ。慶寧を屏居せしめ。同志の徒盡く捕に就く。之布亦其主横山氏に囚はる。已にして獄定まり。十月二十六日藩横山氏に命し之布を其邸内に禁錮する終身。其罪按に曰く。斧吉義浪士輩同様固陋過激之説を以彼是同志申合御國事向周旋之示談に加はり且つ與力福岡總助御咎中をも不憚會合等致候段彼是不届に付主人へ永く御預被成候。明治元年辰戌二月大赦に因り横山氏藩命を以て其禁錮を解き放還す。四月官兵北征。藩兵を陸奥越後口に出す。藩之布を用ひて戦地に遣り監軍に屬せしむ。十月平定。藩兵凱旋す。之布歸藩。同二年巳二月藩之布を擢て二等中士と爲し祿四十苞を給す。尋て三等上士と爲り。公務局に屬し。外交應接の事に任す。五月藩命を銜み山口藩に適き留ること三月にして還る。十月金澤權少屬に任す。同三年庚午十月少屬に進む。同四年辛未九月本官を免

し。十月金澤縣學校文學教師と爲る。同六年十二月八日文部省に出仕。同八年十二月四日司法者に轉任す。同十三年四月十六日官を辭し。侯爵前田家に聘せられ其漢學教授と爲り。兼て舊藩史編纂の事に當る。明治三十年前田家其囑を解くも猶資用若干を給す。爾來身を閑散に處し家に老す。明治三十一年三月二十二日叙特旨從六位。同日病歿す。

◎島根縣の部

○正六位中 沼了三之號。號。號。京都住。文化十三年丙子八月十五日生。齡八十一。

了三。隱岐周吉郡中村住中沼養碩の三男。天保六年未乙二月京都に遊學。業を山崎學派鈴木恕平の門に受く。京都人春日仲襄號。號。號。松山藩山田球號。號。等同門なり。同十四年四月業成り家塾を開き生徒を教授す。了三淺見安正號。號。號。の學統を承け。名分大義の説を主張して。門生を鼓舞す。四方の志士往々其門に踵る。文久以降就て教を受る者頗る多し。薩摩人西郷從道號。號。川村純義號。號。鈴木武五郎。土佐藩中岡慎太郎號。號。熊本藩松田童助號。號。等諸藩知名の士多し。安政四年巳丁二月彰仁親王號。號。に伴讀す。爾後親王の知遇を受く。了三感激補導する所あり。文久二年壬戌四月大和十津川郷士九田藤左衛

門。上平主税。千葉定之助。千葉左仲。田中主馬號。號。深頼繁理號。號。野崎主計號。號。吉田源五郎等時事を慷慨し。往古の由緒に因み。一郷の全力を擧げて報効の志を遂げんと欲し。了三を訪ひて指教を請ふ。了三大に其の志を賛し。陰に之を指導す。此に於て或は縉紳の間を奔走し。或は雄藩の志士と謀り。百方周旋す。同三年亥癸六月一郷朝廷の直轄となり。禁闕守衛の命を奉じ。俸米を賜ひ。郷士百餘人常に闕下に奉仕するを得たり。此より以後文武館の創設。諸藩の交際等一郷の事内外となく。了三の指導を仰げり。了三拮据幹旋數年一日の如く。十津川素より貧郷内外の費途百端。家資を罄すも尙足らず。閭郷の苦辛名狀すべからず。竟に克く百難を排して其の素志を貫くに至る。全く了三多年の指導に依る。郷人今尙之を稱すと云ふ。元治元年甲子十月親王夙に匡濟の志あり。了三に告ぐるに深意の在る所を以てせらる。了三感激し。誠を捧げて輔翼する所あり。十一月御室山下の一僧庵宮家の裏にあり。親王の内旨に依り。了三僧庵に移住して參候の便を謀る。親王時に近習一人を従へ殿後の小門を出で。了三の寓に就き講説を聴き。亦時事を諮はる。當時縉紳の人に於て一處士の寓に就かるゝは稀有の事とす。憂世の士竊に之を傳へて大に其意を強ふせしと云ふ。曾て親王音樂の趣味深し。慶應元年乙丑幾内凶歉加ふるに征長の軍起る。小民食に難む。深夜尙絃誦の聲を聞くことあり。了三時難を憂ふるの情深し。一詩を賦して親

王に呈す。誰謂凶年無樂事。管絃聲沸舞樓臺。前村不炊君知否。四海腥風衝鼻來。即日樂器を
 撤せらる。人聞て親王の浩慮。了三の忠誠を感す。十二月宮家會御直衣を以て陣羽織を製
 せしめ。之を了三に與らる。同二年^{丙寅}二月一日鹿兒島藩高崎正風^{名左}來り訪ふ。了三陣
 羽織を取て之を示す。正風曰く。足下何を以て恩遇に答へんとするやと。了三曰く。親王戎
 衣を以て法衣に換ゆるの時近きに在らん。爾時之を拜服し以て行間に驅馳せん。是則報
 効の時なりと。正風之を諒す。又鹿兒島藩士遠武秀行^{稱橋次}佐土原藩士片岡新^{稱右兵衛}
 衛^{稱右兵衛}竊に京都の藩邸を脱し。先づ十津川に至り。二三の同志者と謀り。直に京都に歸りて。了
 三を語らいて曰く。天下の事紛紜決せず。一日遲緩すれば恐らくは百年の患を貽さん。此
 の際快刀亂麻を断つゝの舉無がるべからず。竊に聞く法親王^{家故宮} 夙に匡濟の志ありと。若
 親王を奉じ險に據り。大義を唱道せば天下必ず響應せん。既に同藩士坂木六郎と相謀り。
 數百の郷兵。六郎一呼の下に動くべし。十津川郷二三の有志者は竊に先生の指揮を待て
 り。願くは先生此の好機を逸する勿れと。了三曰く。諸君の志感するに餘あり。然れども時
 機未だ熟せず。又雄藩の力を假るに非れば。一敗地に塗れん。草莽の徒。頼政と爲りて斃る
 ゝも寧ろ餘榮あり。惜むに足らず。親王をして弟二の高倉宮たらしめて可ならんやと。反
 覆懇諭す。秀行。新官肯して去る。翌日同藩士大久保利通^{一職一職}人を馳せ書を贈りて曰く。

「中略弊藩遠武橋次罷出云々及御相談候趣右は重大の件に付御取合有之間敷とは考候
 得共尙得貴意置度候に付參堂致度候處時節柄耳目を憚り候次第も有之候間不本意な
 がら弊寓へ御狂駕願上度」と了三書を得て利通を其寓に訪ひ。密談數刻に及び深契する
 所ありて分る。同三年^{丁卯}十二月九日王政復古の大號令を發せらる。法親王を議定と爲し。
 是日復飾嘉彰と復名。仁和寺宮と改稱せらる。十五日了三。參與を拜す。明治元年^{戊辰}正月三
 日伏見鳥羽口の事變起る。即夜彰仁親王軍事總裁を兼ね。四日親王を征討大將軍に拜し。
 錦旗節刀を賜ひ出て東寺に次せらる。親王亦法衣を脱して戎衣を服せらる。即夜了三。參
 謀を拜し。會て賜ふ所の陳羽織を着して軍に従ふ。六日官兵進下山崎を破る。七日親王淀
 城に入る。十日親王大阪に抵る。了三又隨行陣中尙經を講して志氣を激勵す。廿八日京都
 に凱旋す。了三以爲く屯難の時。當り左右其人乏きを以て疎賤を顧みず。鴛鴦を竭くし
 恩遇に奉答せざるを得ず。今や天下の志士雲集せり。補佐其人あるべく。親王の前途復た
 憂ふるに足らず。且つ大政復古の際奔競の風將さに漸く盛ならんとするを以て。寧ろ恬
 退を守らんと。故に北越征討の際從軍を願はざりき。九月十六日漢學所を梶井宮の邸に
 置く。十月漢學所講師に補す。同二年^{己巳}正月二十日侍講を拜し。從六位に叙す。四月六日侍
 讀を拜す。同三年^{庚午}三月五日昌平學校一等教授に任す。四月北白川宮^{能久}親王に伴讀す。六月

十三日正六位に叙す。十二月十五日病あり辭表を上る。同四年辛未三月七日御不審之筋ありとて鹿兒島藩に預け一回の訊問なし。或は傳ふ廣澤眞臣三贈正賊殺に關聯したるに依ると。四月二十八日本官を免じ位記返上を命ず。了三意安んせず罪問の執奏を請ふ。免されず。五月五日家を舉げて京都に歸り。東山淨土寺村に住居し。再び世に出でず。帷を垂れ。了三曰く藝に退官を乞ひしは病軀曠官の恐あるに仍る。今や老邁復た前日の比にあらず。願くは初志を遂げしめよと。同二十二年三月十五日特旨を以て一ヶ年金貳百圓を賜ふ。其達文に曰く。維新前後國事缺堂勤勞不尠且侍讀も奉仕候處追々高年相成候に付特旨を以て自今一ヶ年金貳百圓下候事。同二十六年十月十一日叙特旨正六位。明治二十九年五月一日病歿す。墓地京都東山安樂寺

○大國隆正

秀文又秀清通稱仲術一造總一郎匠作。仲。姓今井。野之口。元石見津和野藩侯龜井氏臣。寛政四年壬子十一月二十九日生。齡八十。

隆正。藩の世臣なり。幼齡學に志し。文化三年丙寅平田篤胤贈正の門に入り。國學を修め。又昌平學に入り漢書を講す。同六年己巳同費舎長と爲る。同七年庚午藩邸に歸る。又本居宣長贈從三の門派に列す。同十四年丁丑父に代り家を嗣く。時に秀文と稱す。文政元年戊寅藩允を得て長

崎に遊學すること五閱月。其間吉尾權之助に西洋の理學を質し。兼て梵書を涉獵す。又清國人に就き書法を學ぶ。此頃隆正。立志歌を詠す。たてそむるこゝろさしたにたゆまずは。たつのあきとの玉もとるべし。爾後文人風流の交を絶ち。専ら國學を研究す。同八年乙丑五月始て得經談を上梓して世に公にす。尋て國語の著書數種あり。同十一年壬戌隆正。藩の大納戸武具役と爲る。偶々同僚某に私曲あり。隆正之を誠しむ。某聽かす互に反目す。同十二年己巳五月隆正脱藩。姓を野之口と改め。帷を下して門生を集め國典を講す。時に家資窮乏。妻子を養ふを得ず。之を縁戚に託し。獨居。隣に隣人の救助を以て生を送る。同五年甲午二月火災に遇ひ。縁戚に頼り。妻子と同居す。偶々隣家火を失して隆正の著書器財を蕩盡す。止むなく妻子を留め。獨り大阪に赴く。爾來國學を京攝の間に唱道し。門人日々進み。學業大に振ふ。稱して本教本學と曰ひ。名聲頗に顯はる。同六年乙未四月江戸に之き妻子を挈けて大阪に歸る。同七年丙申播摩小野藩侯一柳末延土佐。隆正の學說を尙ひ。聘して賓と爲し。廩米五人口を給す。隆正旨を承けて和漢學校を創建し。歸正館と稱し。藩侯及藩の子弟を教導す。同十二年己辛小野藩を辭して居を京都に移し。其家塾を報本學舎と號す。前參議岩倉具集故正三位隆正の門に入る。徳島藩須本の士長手武政の男進を養ひ。長女に配し。名を正武と更め。小野に居らしむ。未延。進を士列に舉げて歸正館教授と爲す。嘉永元年戊申隆正。姫路

路に請せられ、國典を和學校好古堂に講す。又福山藩侯阿部正弘伊勢守に聘せられ、老臣以下其門に入る。隆正大に皇道の復興を唱へ、尙武の國體を講明す。老臣等藩に延て客たらしめんとす。時に隆正倭魂と題する書を著し、之を正弘に呈す。正弘藩費に下して評論せしむ。儒員交々辯駁して異端の書と爲し、相俱に申して之を難す。正弘之を江戸藩邸の儒員に示して其所見を述しむ。亦等しく之を非とす。正弘又國典に名ある前田夏蔭に示して其説を問ふ。夏蔭讀誦一過、大に隆正の學識を嘆賞し、皇學の本源實に此書に述る所の如しと。正弘亦之を幕府の儒員林尅大學に問ふ。尅肥後、林圖書之助、佐藤捨藏等に示して論評せしむ。皆以て異端とし、平田篤胤四正位の例に倣ひ、書を焚き、著者を流刑に處するを至當と爲す。正弘益處理に苦しむ。夏蔭側に此内議を漏聞し、大に驚き、隆正を救護せんことを、水戸藩西野新治に謀る。新治之を徳川齊昭一正位に聞す。齊昭驚きて正弘に内諭し、姑く其處分を猶豫し、先づ其書を見んことを需む。政憲等相謀りて其書を聖堂に隠匿して示さず。齊昭大坂城代土屋寅直采女に頼り需む。寅直座摩社司佐久羅東雄に囑す。東雄、隆正に告げて之を求む。隆正大に喜び、更に一本を寫し、標題を書さずして之を呈す。齊昭一讀して親らやまごころと題し、新治に下して曰く、是れ皇學の骨髓なりと。新治又一讀して嘆賞し、夏蔭に告ぐるに、齊昭の評語を以てす。夏蔭喜んで正弘に聞す。紛紜竟

正を延見す。六月米國軍艦浦賀に來り互市を乞ふ。遠近騷然たり。隆正文武虛實論六卷を著し。海防の要は虛文虛武を斥け。實文實武を勉むるに在るを論し。且儒佛は偏。西教は邪。我本教の正なる旨を詳説し。將和魂を鞏固にして以て。皇國をして宇内に冠絶たらしめんと欲するを極論せり。更に一本を作り。新治に依り。之を齊昭に呈す。又梓物語を著し。我國民報國の誠心はペルリが愛國心の切實に及ばざる旨を述べて世人を誠む。十月江戸發途。駿河原驛に至り。震災に遇ふ。沿道被害道路杜絶す。復江戸に還る。後數日小石川水戸邸に抵り。藤田彪贈正位を訪ふ。彪其無異なるを悦ひ。齊昭。隆正の罹災を憂ひ。彼か如きは當世得べからざるの人物なり。若し不幸此災危に罹らば洵に痛惜すべきなりとの言あり。今其無異なるを聞かれなば其喜知るべきなりと。隆正知遇に感泣す。安政元年甲寅九月露國船。攝津近海に來る。警京都に傳へ人心大に騒ぐ。政通。參内來船の情報を奏す。隆正勅答の旨を傳聞して恐惶措く能はず。今上帝詔命の一文を作りて同志者に頒つ。其一節に曰く。もしや都にせまりたらはいかゞはからひ申さんかねてみゆきなさせ玉ふべき所を關東へもいひやりてあて置申へきや。窺慮のほごこひ奉るとまをし上られければしはしは考ておはしけるかのたまへるやうそれまでには及ふべからずもしえみしとも都にせまりたらは大宮の内にてともかくもなるべし。わか行先は泉涌寺より外にはあ